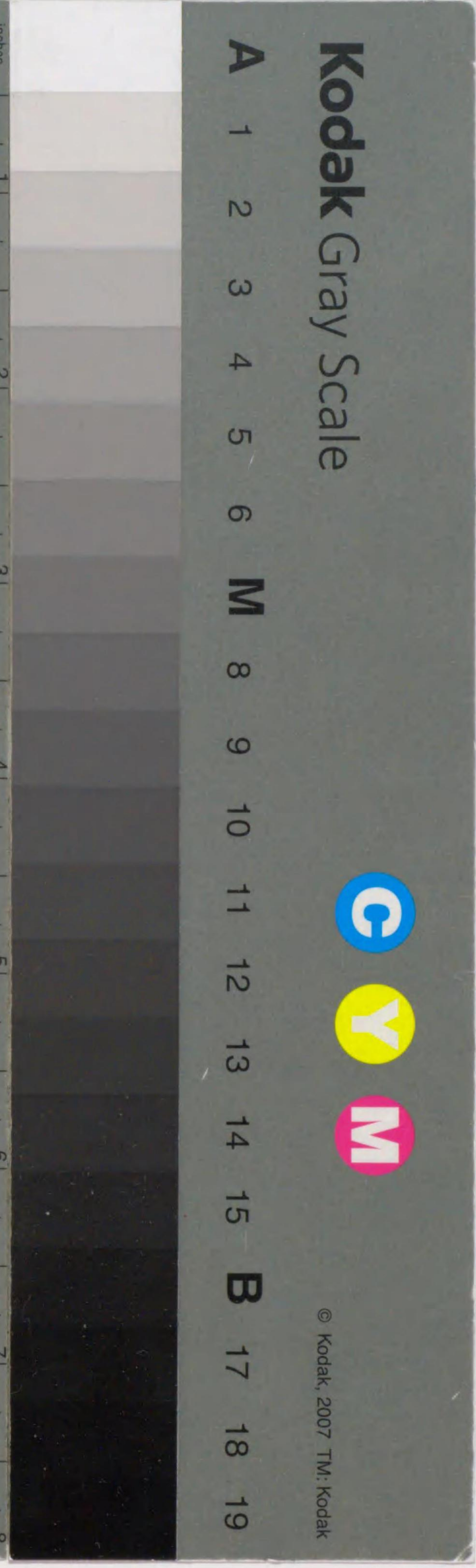


735  
Z

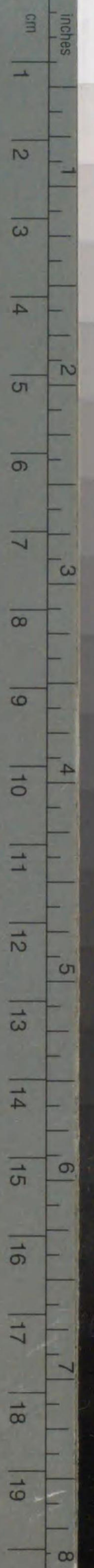
735-2  
1200501590699



Kodak Gray Scale

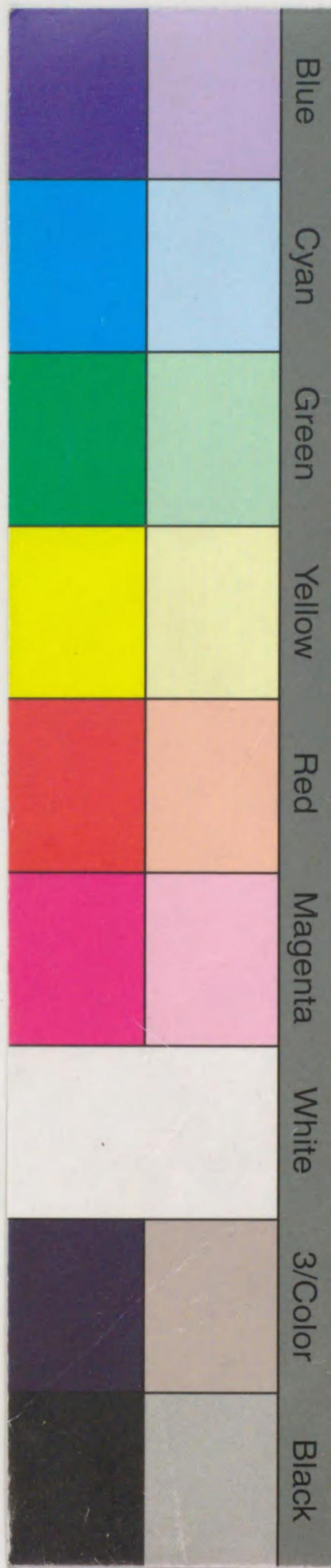


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak





CE: requested.  
Kobunecho,  
D.

human government  
azalks



51

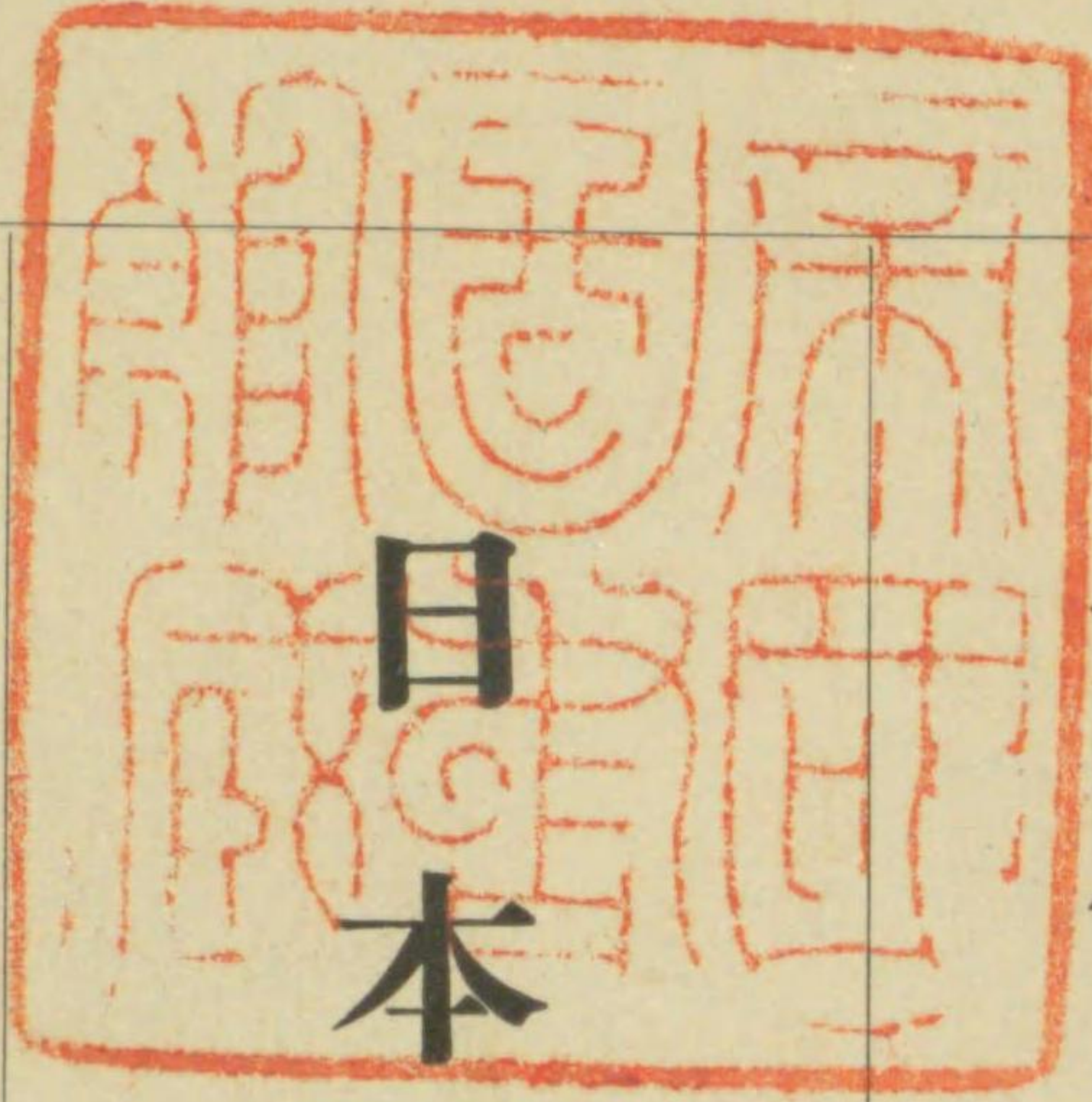
# 日本歴史讀本

著 郎 二 川 早

735
2

行 刊 社 揚 白





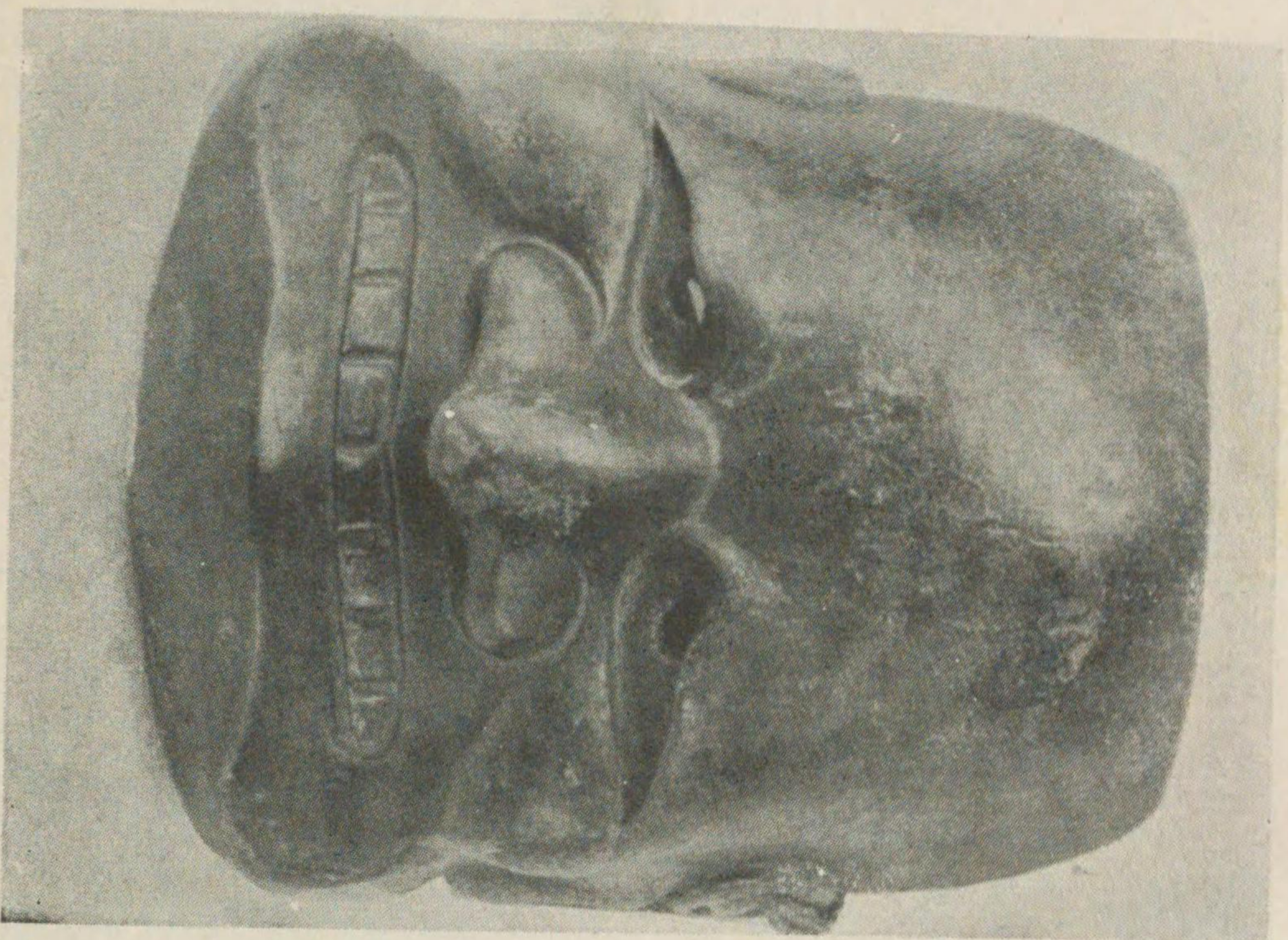
早川二郎著

日本  
歷史讀本

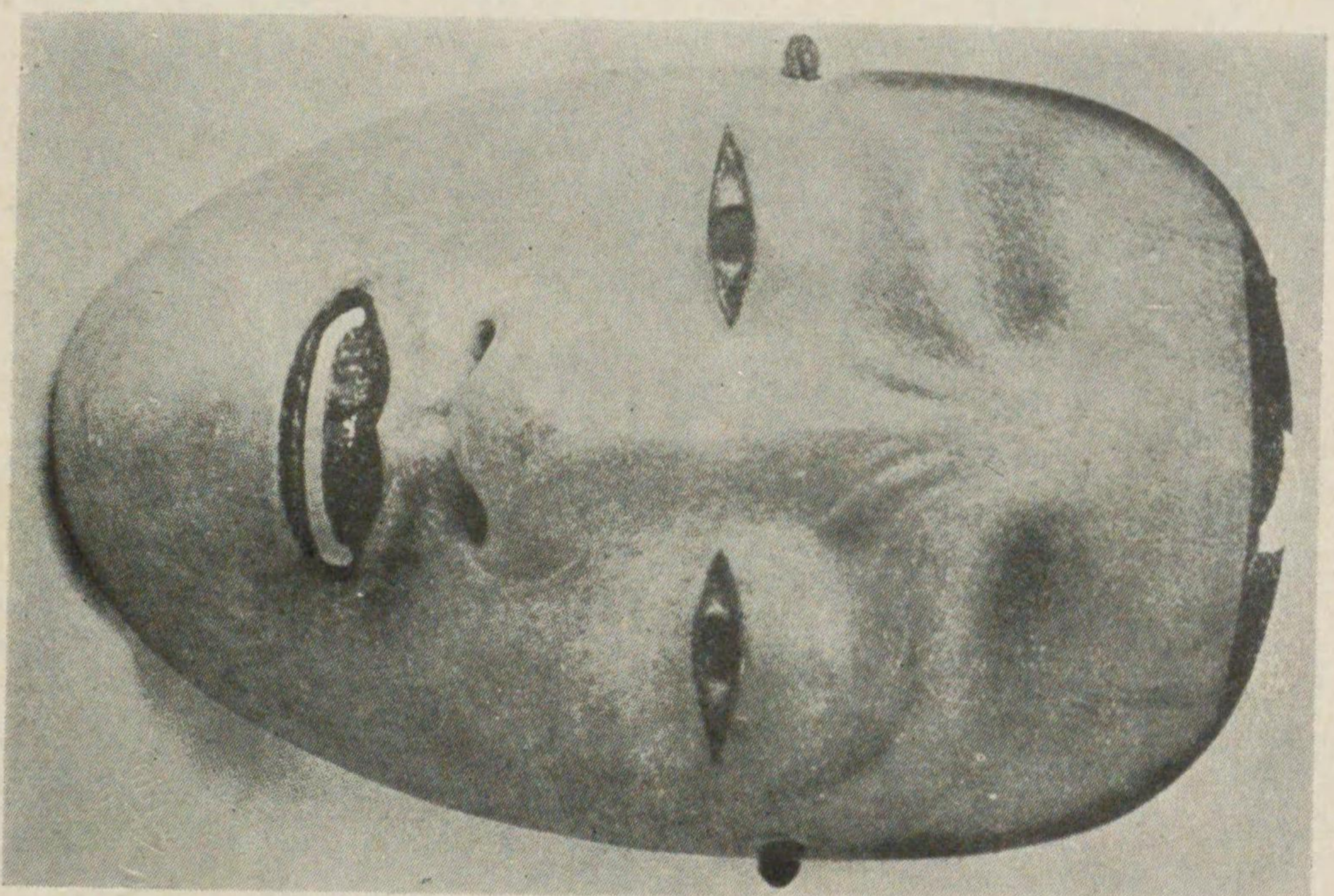
東京  
白揚社  
刊行







赤鶴作 武悪(狂言面)



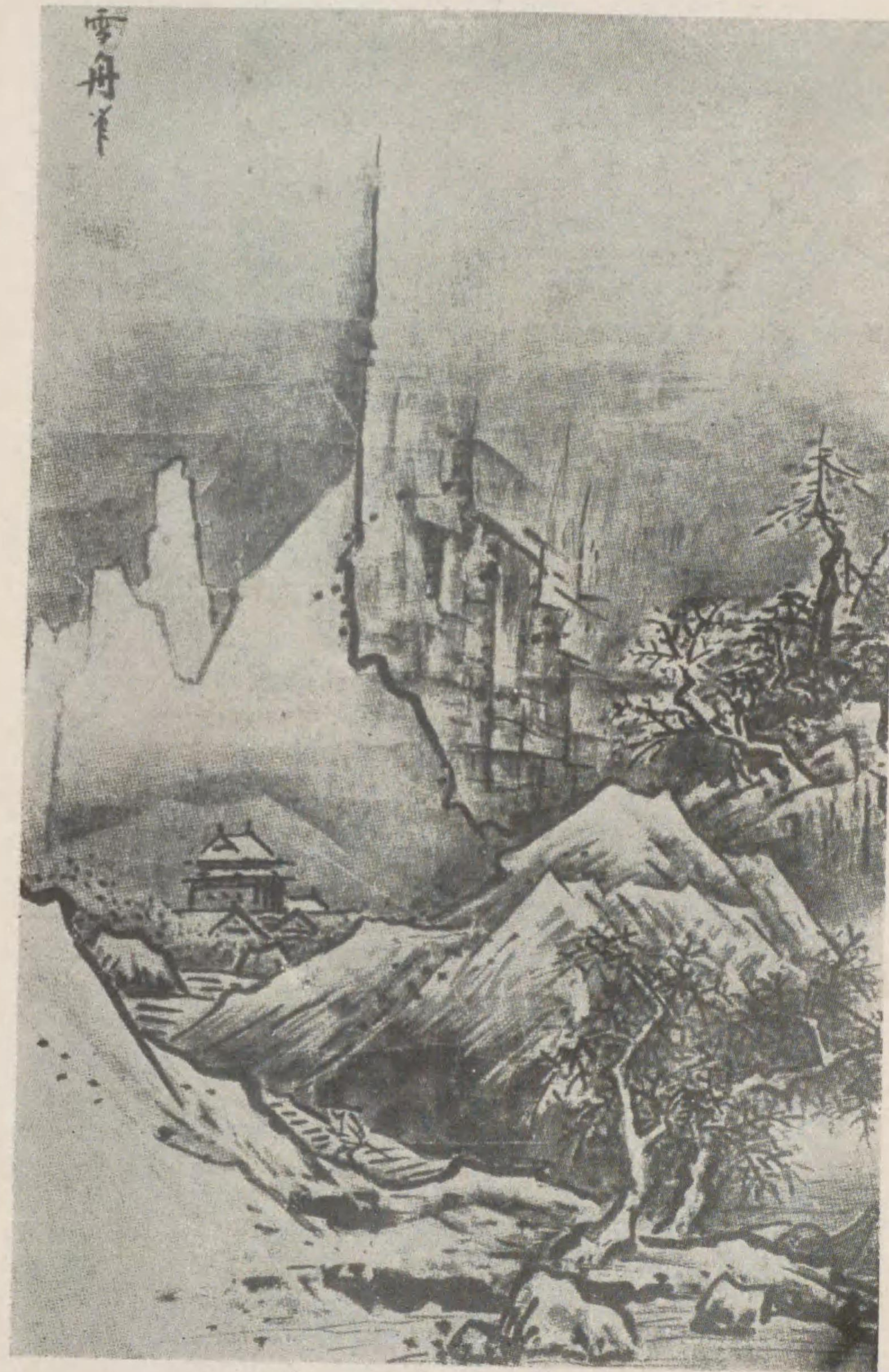
龍右衛門作 中將(龍面)

室町時代の面





浮世繪 (歌麿)



室町時代の繪畫 (雪舟)



735  
2



江戸時代の繪畫 右は森狂仙の猿。狂仙は寛政より文化文政頃の狩野派の畫家であるが猿を畫くため山中に入つて三年間刻苦し、遂に成功し、猿を描いては他に並ぶものなしと云はれるに至つた。そのリアリズムに注意せよ。左は司馬江漢の洋畫、曰く「吾國畫家あり、土佐家、狩野家一、此富士を寫す事を知らず、探幽富士の畫多し、少しも富士に似ず、只筆意筆勢を以てするのみ。」(春波樓筆記)

### 序

本書はさきに刊行した「日本歴史讀本」を殆んど全部に亘つて書き改めてできたものである。本書中舊稿を用ひたところは殆んどない。章節の區分名稱の如きも一部を除き全く新たにした。これは舊著以來著者にも若干の進歩があつたためである。而してこれらの進歩は舊著以來非常な躍進を遂げた我が新興史學派の諸家に負ふところが少なくなく、その主なる點は本書の註記中に一々記して置いた。著者としても舊著における思想を改めた點が少くない。特に我が古代史における奴隸所有者の構成の問題や、近世における土地制度の沿革の如きそれで、讀者諸兄の批判を得たいところである。なほまた舊著に比較して著者は新興史學派の在來の諸氏を捉へてゐた經濟史的偏向を可成り克服したつもりで、本書は我國における社會經濟的構成の發展の跡を叙述すると云ふ目的を全然放棄したわけではないが、個々の政治的・事件・制度・人物等に亘つても大いに述べたつもりである。また前著では徒らに論證的部分が多過ぎて事實の舉證が少なかつたり、例證の不適當なものがあつたがこれらもできる限り改めた。

本書には多くの圖版が入つてゐる。これらの圖版は讀者に本書中で文字で示し得ないものを了解してもらふためのものである。それで必ずしも珍奇な希觀品のみはあげられてゐない。可成り平凡なものもある。また繪畫彫刻の如きも本書を甚しく不體裁にせぬ限りその時代にとつて特徴的・代表的なものをあげ、必ずしも美術的價値に依らなかつたのは云ふまでもない。

序



本書は可成り初歩の人にもわかるやうに書かれてゐる。併し同時に本書中に述べられた著者の日本歴史観は多少専門的研究を了へられた諸兄の前に置かれても一顧されるだけの價値はあらうかと自負してゐる。在來の事件史學派は勿論、文化史學派からも、法制・經濟史學派からも別な新しい態度で日本歴史を書きあげようと云ふのが著者の抱負である。著者は今後その道を歩んで行くつもりである。幸ひ本書に對して讀者諸兄が批判と注意を寄せるに吝ならざらんことを希望する。

一九三七年三月十五日

著

者

目次

第一章 原始時代及び「部」民制度の時代

第一節 原始時代

日本列島における最古の人類(一) 日本人の系統(二) 經濟狀態(三) 氏族制度(四) 原始時代に  
おける生産力の發展(五) 金石併用時代の社會關係(六)

第二節 「部」民制度の時代

紀元二三世紀頃の社會狀態(一) 紀元五世紀頃の社會狀態(二) 國造制度(三) 「部」民制度  
(四) 氏姓制度(五)

第三節 大化改新

自由民の地位の變化(一) 大化改新の諸要因(二) 大化改新の政策(三) 大化改新の實施(四)

第四節 原始時代及び「部」民制度の時代のイデオロギ

目次

一



石器時代人の宗教觀念(三〇) シャーマニズム(三七) 民族的宗教(三九) 金石併用時代以後の宗教  
(三〇) 原始繪畫(三一) 歌謠(三三) 大陸文化の輸入(三三) 佛教の傳來(三四)

補註篇.....三六

第二章 「アジア的封建主義」の時代.....三三

第一節 奈良時代の社會の構造.....三三

貴族(四三) 公民(四六) 部民(五二) 奴婢(五三) 奈良時代の社會經濟的構成(五五) 共同體的諸關係  
の殘存(五六) 中央集權的國家機構(五九) 手工業及び貨幣經濟(六三)

第二節 庄園制度の發生及び發展.....七一

庄園の組織(七二) 庄園發生の原因(七三) 庄園發生の過程(七五) 藤原氏の全盛(八二) 庄園制度の  
發展(八三) 武士の擡頭(八六) 僧兵の跋扈(八九) 源平二氏の爭覇(九〇)

第三節 「アジア的封建主義」の時代のイデオロギイ.....九四

學術の發達(九四) 奈良朝佛教の意義及び神道との關係(九五) 一般民衆の間への佛教の滲透(九六)  
天台・眞言二宗(九七) 新宗教の萌芽(一〇〇) 奈良平安時代文學の概説(一〇一) 萬葉集(一〇三) 源

氏物語と枕草子(一〇五)

補註篇.....一〇

第三章 典型的封建主義の完成時代.....一一一

第一節 鎌倉時代の土地關係及びその發展.....一一一

庄園における武士と農民(一一二) 土地領有關係の錯雜と武士の侵略(一一五) 公家側の對策(一二七)  
承久の亂後の土地關係(一二〇) 御家人の窮乏(一二三) 土地に關する訴訟の頻發(一二三)

第二節 政治關係の變化.....一二三

幕府の組織(一二四) 武家の海内一統と北條氏の權力壟斷(一二五) 承久の亂(一二六) 蒙古襲來(一二七)  
鎌倉時代末期の朝幕關係(一二九)

第三節 南北朝時代及びその歴史的意義.....一二〇

建武中興における公家側諸勢力(一二〇) 建武中興の「失敗」(一二二) 南北朝時代の動亂を現出せし  
めた理由(一二四) 南北朝時代を通じての土地關係の變化(一二五)

補註篇.....一二八



第四章 商業資本の發生及び發展の時代……………一五〇

第一節 室町時代の對外貿易……………一五五

室町時代以前の對外貿易(一五五) 室町時代の對支那貿易(一五七) 對朝鮮貿易(一六〇) 倭寇(一六一)

第二節 國內商業及び都市の發生……………一六三

國內商業の發展(一六三) 手工業の發達(一六三) 問丸・爲替(一六五) 國內商業の發展を阻止する諸事情(一六六) 都市の發生(一六七) 「自由都市」(一六九)

第三節 農民及び都市民の反抗……………一七〇

土一揆及び徳政一揆(一七〇) 一向一揆(一七五) 室町時代における一揆頻發の理由(一七六)

第四節 鎌倉室町時代のイデオロギイ……………一八一

新宗教の勃興及びその意義(一八一) 貴族文學の新傾向と武家文學の發生及び發展(一八五) 美術界の新傾向(一八七) 武士道の發生(一八七) 都市生活の發展と市民文化の生誕(一九〇) 室町時代における反宗教的氣分(一九二) キリスト教の傳來(一九二)

補註篇……………一九三

第五章 封建制度再編成の時代……………一九九

第一節 戰國時代及び安土・桃山時代における封建制度の再編成……………一九九

戰國時代諸侯獨立の理由(一九九) 武士の城下居住と兵農分離(二〇三) 鄉村制の成立(二〇五) 「アジア性」の復活と檢地(二〇六) 信長・秀吉による海内一統及びその意義(二〇七)

第二節 商業資本及び商業資本家の活動……………二〇八

御朱印船貿易(二〇八) 商業資本家の富と勢力(二〇九) 日本人の海外發展(二二二) 秀吉の朝鮮遠征及びその意義(二三三)

第三節 封建領主と商業資本家との鬭争……………二二六

徳川幕府の成立及びその意義(二三六) 外國船の東漸(二三八) 鎖國(二二九)

第四節 桃山文化及び切支丹宗……………二三三

桃山文化(二三三) 切支丹宗の普及及び迫害(二三三) 島原の亂及びその意義(二三五)



補註篇.....二三七

第六章 資本主義の諸前提の生誕及び成熟の時代.....二九

第一節 江戸時代における社會の構造.....三九

農民及びその状態(三〇) 農村の機構(三一) 諸侯(三二) 將軍(三三) 幕府の組織(三六) 武士(三九) 浪人(四〇) 江戸時代における都市(四三) 都市の諸階級(四六) 株仲間と組合(四七)

第二節 高利貸資本による封建主義の蠶食.....四五

掛屋と札差(四五) 諸侯財政の窮乏(四五) 幕府財政の破綻(五〇) 武士の窮乏(五三) 農民の窮乏(五四)

第三節 資本主義の諸前提の成熟.....五七

國內市場の形成(五七) 問屋制家内工業(六〇) マニユフェクチュア(六四) 商業資本の産業資本への轉化の不可能(六六)

第四節 「村方地主」の擡頭・封建主義經濟のブルジョアの傾斜.....五九

「村方地主」の擡頭(五九) 「村方地主」のブルジョアの傾斜(六一) 藩營物産專賣所(六一) 藩營マニユフェクチュア(六五)

第五節 政治關係の變化.....六一

近代的官僚制度への傾斜(六一) 儒・國・洋學者の政治經濟論(六六) 大鹽平八郎の一揆(六七) 尊王攘夷運動(七一) 農民の動向(七二) 都市民の動向(七四)

第六節 江戸時代のイデオロギー.....七三

學問の興隆(七三) 科學思想の擡頭(七四) 洋學の擡頭(七五) 封建的倫理思想の強調(七六) 江戸時代の佛教(七八) 新宗教の擡頭(八〇) 元祿を中心とした「カキ藝復興」(八三) 江戸文藝の隆盛(八四) 演劇の發達(八七) 美術界の新傾向(八八) 寺小屋と心學(九〇)

補註篇.....九〇

第七章 明治維新.....九〇

第一節 開港及びそれに伴ふ經濟的變動.....九〇

開港條約の締結(九〇) 開港後の對外貿易(九六) 市場の擴大による資本主義的生產の發展(九七)



輸出増進及び金流出による物價騰貴(三三四)

第二節 王政復古に至る政治的諸事件……………三六〇

雄藩の擡頭(三六〇)「志士」の興起(三六二)安政の大獄と櫻田の變(三六四)公武合體論の隆盛(三六六)  
討幕論の擡頭(三六八)長州征伐(三七〇)王政復古(三九一)

第三節 「上から」のブルジョア革命……………三九一

王政復古後の階級關係(三九三)版籍奉還及び廢藩置縣(三九六)秩祿處分(三九九)舊勢力の反抗(四〇一)  
地租改正(四〇二)

補註篇……………四〇六

第八章 ブルジョアの變革の完成化の時代……………四一一

第一節 王政復古後の政治形態……………四一一

明治維新の特徴(四二二)明治政府の性質(四三三)明治政府初期の官制(四三三)

第二節 農村における階級分化……………四二四

地租改正の意義及び影響(四二四)中農の零落と新地主の増加(四二七)貧農・小作農の地位の劣悪  
化(四三二)新地主層擡頭の意義(四三三)

第三節 資本主義經濟の發展……………四二四

日本における資本主義發生の特質(四三四)軍需工業(四三五)交通業の發展(四三七)鑛山業の發展  
(四三九)纖維工業の發展(四四三)その他の諸工業(四三七)銀行業の發展(四三八)

第四節 明治初年のブルジョア民主主義運動……………四四一

明治初年の諸階級(四四二)農民の運動(四四五)自由黨の成立及び活動(四四八)改進黨の成立その  
他(四四九)自由黨の解散と運動の激化(四五〇)憲法發布と國會開設(四五三)

補註篇……………四五三

附 録

一、社會經濟構成より見た世界對照年表……………四五六

二、重要事件の年表……………四六〇

三、參考書の解題……………四六六



挿繪目次

第一圖 繩文式土器……………二頁

第二圖 石 器……………三頁

第三圖 骨角器……………五頁

第四圖 彌生式土器……………九頁

第五圖 銅銚・銅劍……………一〇頁

第六圖 「漢委奴國王」金印……………一三頁

第七圖 古墳出土品……………一四頁

第八圖 高麗好太王碑……………一五頁

第九圖 貝塚埋葬人骨の状態……………二六頁

第十圖 土 偶……………二七頁

第十一圖 銅鐸繪畫……………三〇頁

第十二圖 彌生式土器……………三一頁

第十三圖 埴輪片上戲畫……………三二頁

第十四圖 奈良時代人の風俗(貴族)……………四四頁

第十五圖 奈良時代の戸籍……………四八頁

第十六圖 民間男女風俗……………四九頁

第十七圖 隼人石像……………五一頁

第十八圖 古代の日本地圖……………五八頁

第十九圖 武裝姿の貴族と平民……………六二頁

第二十圖 遣唐使の圖……………六六頁

第二〇a圖 市 場……………六九頁

第二〇b圖 和銅開寶の圖……………七〇頁

第二一圖 榮華物語に見える賦役の圖……………七三頁

第二二圖 平安朝貴族の邸宅……………七八頁

第二三圖 平安朝貴族の榮華……………八二頁

第二四圖 僧 兵……………八五頁

第二五圖 待賢門の戦……………九〇頁

第二六圖 平安時代の迷信……………九九頁

第二七圖 推古時代の佛像……………一〇六頁

第二八圖 奈良時代の佛像……………一〇六頁

第二九圖 平安時代の佛像……………一〇七頁

第三〇圖 鳥 羽 繪……………一〇七頁



第三十二圖 圓覺寺舍利殿……………一三〇頁

第三十三圖 鎌倉時代の庶民風俗……………一三五頁

第三十四圖 室町時代の労働形態……………一六〇頁

第三十五圖 室町時代の職人……………一六三頁

第三十六圖 鎌倉時代の彫刻……………一八七頁

第三十七圖 駿牛圖……………一八八頁

第三十八圖 狂言鈍太郎の舞臺面……………一九〇頁

第三十九圖 應仁の亂……………二〇〇頁

第四十圖 異國渡海船の圖……………二〇九頁

第四十一圖 ノビスパニヤ船渡航宋印……………二一一頁

第四十二圖 文祿征韓の役に用ひた軍船の模型……………二一三頁

第四十三圖 豊臣秀吉の受けた明の冊書……………二一五頁

第四十四圖 堺浦南蠻人と舶來品を賣る店……………二一七頁

第四十五圖 大阪夏の陣……………二一八頁

第四十六圖 長崎出島の圖……………二二〇頁

第四十七圖 桃山時代の建築……………二二三頁

第四十八圖 天主教徒の墓碑……………二二四頁

第四十九圖 踏繪……………二二五頁

第五十圖 大名行列……………二三五頁

第五十一圖 江戸時代裏店の圖……………二四四頁

第五十二圖 江戸時代の貨幣……………二五六頁

第五十三圖 江戸時代の紙幣……………二五七頁

第五十四圖 振手形二種……………二七四頁

第五十五圖 清酒マニユフエクチエア……………二八四頁

第五十六圖 鑄物マニユフエクチエア……………二八八頁

第五十七圖 産物役所へ農民産物を納むる圖……………三〇二頁

第五十八圖 大鹽平八郎の檄文……………三一四頁

第五十九圖 青木昆陽自筆和蘭文字考……………三三七頁

第六十圖 寺小屋の圖……………三四九頁

第六十一圖 開港當時の横濱港……………三六一頁

第六十二圖 幕末維新の半髪種々相……………三八一頁

第六十三圖 元治元年八月四國艦隊下關攻撃の光景……………三九〇頁

第六十四圖 上野戦争……………三九一頁

第六十五圖 明治初年の江戸城本丸中の門……………三九七頁



# 日本歴史讀本

## 目次

一四

第六十六圖 明治十五六年頃の郵便集配	四三一頁
第六十七圖 富岡製絲場	四三四頁
第六十八圖 太政官札	四三八頁

### 別刷挿繪

一、能 面	一八八頁
二、室町時代の繪畫(雪舟)	一八八頁
三、浮世 繪(歌麿)	三四八頁
四、森狙仙の猿及び司馬江漢の洋畫	三四八頁



# 第一章 原始時代及び「部」民制度の時代

## 第一節 原始時代

**日本列島における最古の人類** 我々の祖先であると推定される日本列島における最古の人類については記録は勿論、傳説さへ役にたたない。ただ考古學者が當時の人間の残した遺物を發見し・研究し・整理してゐるのでそれに基づいて知ることができるとのみである。どんな遺物が残されてゐるか云ふと當時の人間が食物とした貝類の殻がおびただしく發見される。それは往々厚さ數メートル、周圍數百メートルに達する小山をなしてゐる。此處からは貝殻のほか、獸骨・鳥骨・魚骨を出し、當時の人間が使用した道具——石製・土製・骨製の——や矢張り道具と同じやうな材料でつくられた身體裝飾品や埋葬された屍體なども發見される。斯うした貝類の堆積は貝塚と云はれるが、勿論當時の人間の遺物は貝塚だけに限られることはなく、道具・身體裝飾品などは普通の土地にも散布してゐる場合があるし、往々湖沼の底や海底、火山の熔岩の下、泥炭層などからも發見される。住居の跡と思はれる土地を僅かに掘りく

ほめた跡、一定個所に石を敷いた跡なども見出される(その上に草小屋をつくつてゐたと考へられる)。

考古學者はこの時代を石器時代とか繩文式土器時代とか呼んでゐる。それは當時の人間が全く金屬の使用を知らなかつたからであり、また普通表面に一面に繩目の文様がついた非常に粗雑な土器を使用してゐたからである。ある人

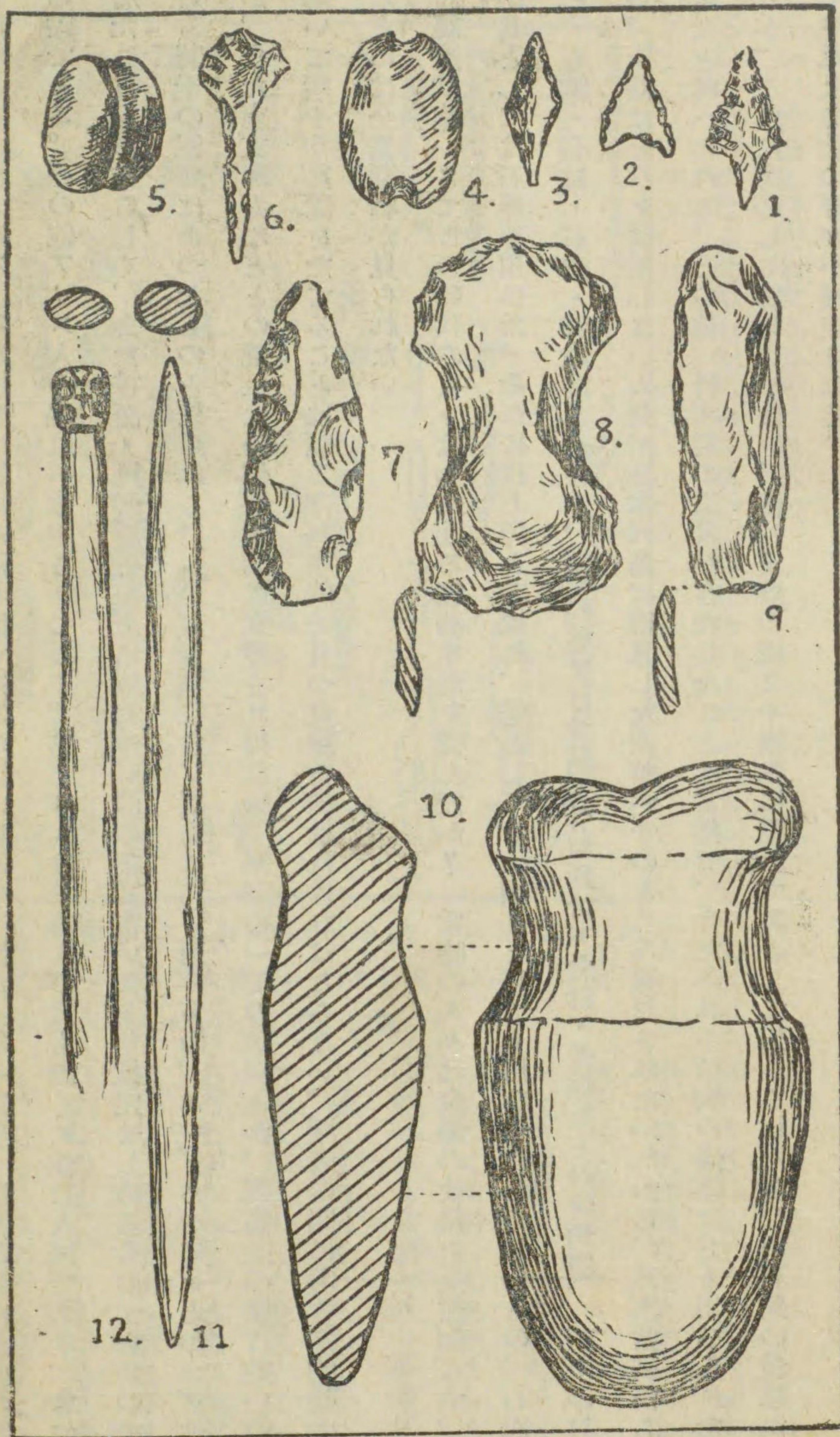




1. 縄文式土器——その一種 注口土器と云はれるもので常陸國稻敷郡大須賀村福田貝塚出土。

々は縄文式土器時代に棲息した人間は我々日本人ではなくてアイヌ人だと考へてゐる。併しそれは後に云ふところの彌生式土器とこの縄文式土器とが著しく様式を異にするところから思ひついた憶説であつて殆ど何らの根據もない。却つて清野謙次、長谷部言人などの諸學者が古人骨を研究したところによると、少くともそれは現在のアイヌ人も日本人とも似て居り、また似てゐない點もあると云ふ。社會の發展に伴つて使用する土器の様式に變化が生ずるのは當然であるし、人體の模様なども多少は變化すると思はれるから、決して縄文式時代の人間を現在の日本人と別人種であると考へることは許されない。

日本人の系統 日本人が如何なる系統の人種であるかと云ふことは歴史を知る上からはあまり重要なことではない。何故なら、歴史の發展は生産諸力の發展に基くものであり、經濟關係の變化が一切の社會關係の變化の基礎であつて、人種的天分などは何等の役割も演じない。西ヨーロッパに一大文明が形成されたのは決して白色人種の大賦によるのではなく、また黒人種が今なほ未開状態にあるのは決して彼らが劣等人種だからではない。いづれもそれは、これら諸人種間に經濟的發展の程度の相違があるためであり、この相違こそ諸人種の優劣を定める原因となつてゐるのである。それ故日本人に如何なる人種の血が混入してゐるかは大して重要視する必要がない。併し、現在學界で



2. 石器 1.2.3 石鏃 4.5 石錘 6 石錐 7 石鎗 8.6 打製石斧 10 磨製石斧 11.12 石棒



ほぼ定説に近くなつてゐるところを紹介すれば、日本人は大體シベリア・滿蒙方面から渡來したその人種的一分枝であらうと云はれてゐる。その根據は體質の稍々似てゐるらしいことや、言語上的一致や、遺物の間に多少の關聯がある點である。その他アイヌ人の混血が豫想されてゐる。アイヌ人は日本人の最も近くに住む人種であり、曾て内地に居たこともあるらしく、また言語・風俗などの上に彼我の交渉の相當古いことを推定せしめるものがあるので、少くとも若干の混血はあつたものと見られる。併し普通云はれるやうに、南洋方面、インドネシアンとかネグリートとか、また南支那人などの混血は全然學術的に立證され得ない。單語の一二の類似とか、習慣上の斷片的一致などに基いて斯やうな説をたてることは頗る非科學的で且つ危険と云はなければならぬ。兩者の間に考古學的遺物の系統などには全然關聯が見られない。

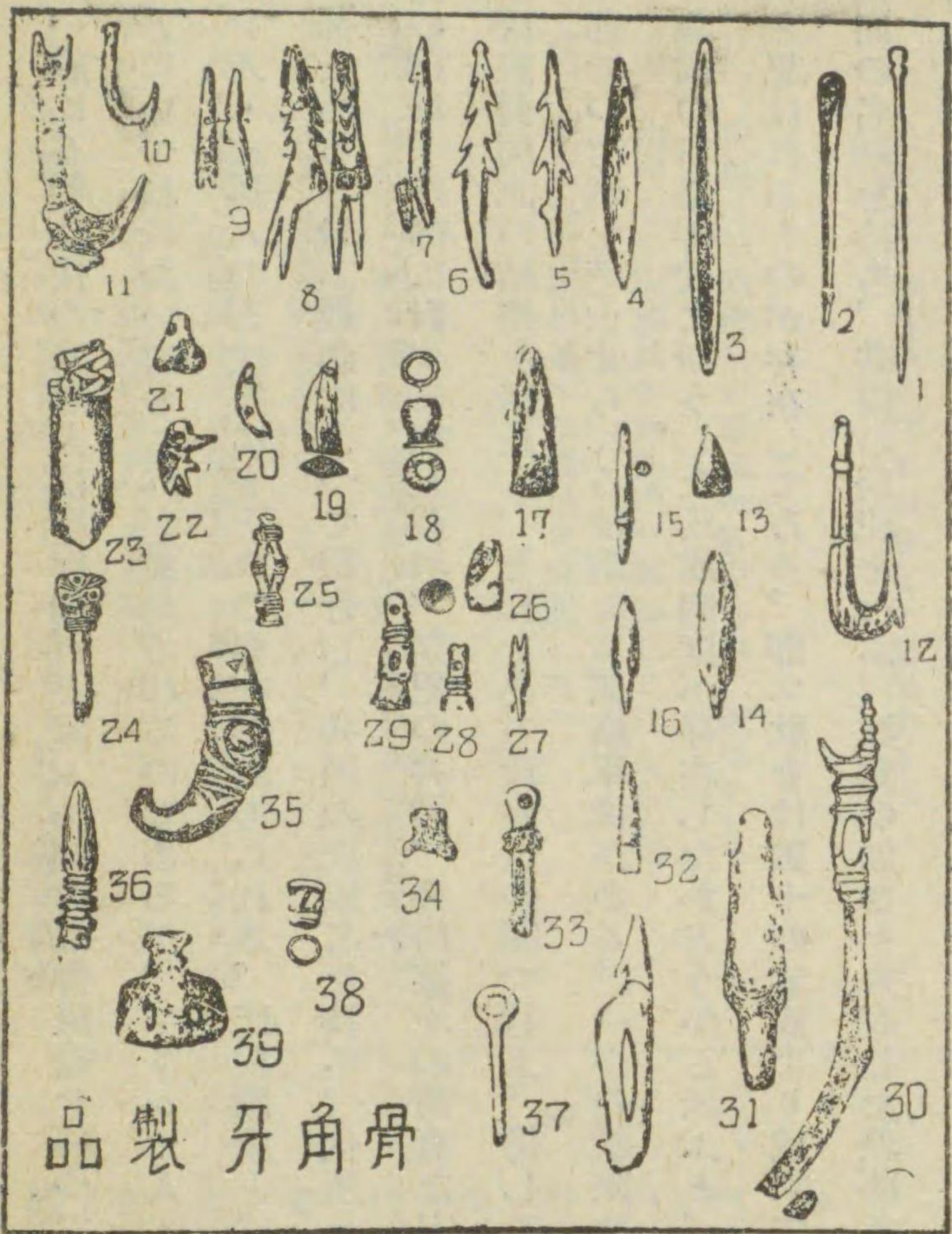
經濟狀態 さてこの時代の人々は如何なる經濟生活を營んだか？ 當時の人々は金屬の使用を全然知らず、武器や道具としては石器を用ひた。それには石斧と云はれ、斧としても土掘りとしても用ひられたらしいもの、石庖丁・石匕・石鏃・石皿・石槌・石錐などがある、その他には骨銛・骨製鈎針・骨針・骨鏃などの骨角器、若干の貝器がある。土器はそれを使用しない人類が日本列島に棲息した證據が今のところ發見されないから、渡來當初から用ひられたと考へられる。その他、竹木製の道具が存在したことは當然で、また革具や植物の纖維なども用ひられたであらうが、これは腐朽して跡を止めない。併し土器の繩文や織物に際して錘として用ひられたらしい石錘の發見から繩文や簡單な織物の存在が推定される。

貝塚からは貝類のほか、獸骨・鳥骨・魚骨を出す。獸骨は鹿・猪・熊などの大型のものから狐・狸・兎などの小型のものに及び、魚骨は遠海魚も、近海魚も、また淡水産のものもある。これによつて當時の人々が漁・獵・採集によつて生活したことがわかる。併し、農業の行はれた痕跡は殆どなく、少くとも大規模のもの、水稻耕作などの徴標はない、牧畜も存在したとは思はれない。

石鏃の材料になる黒耀石の産地が比較的限定されてゐるにも拘らず、それが全国的に散布してゐることは小規模ながら交換關係なども存在したことを想像せしめる。<sup>5)</sup>

氏族制度 この頃の人々が聚落を

つくつて生活してゐたことは食物の殘滓である貝類が相當の量に達して堆積してゐるところからも、彼等の住居址が群在して發見される場合のあることから、彼等の埋葬された屍體が一回に數十百體に達する場合のあることから容易に推定し得る。その聚落の内部では一般原始人の場合などから推定して共同體的



3. 骨角器 1. 2. 針・串 3-9 銛 10-12 鈎針 13  
16 鏃 17 斧 18 浮袋口 20 勾玉 23 劍 27 管  
28. 29 罈 (ドルメン日本石器時代號より)



な諸關係が存在したろう。少くとも當時の遺跡・遺物の上に後代のやうな階級關係を豫想せしめるものは一つもない。一般に石器時代の未開人は氏族制度と云ふ一種の社會組織を持つてゐる。アメリカインディアンを始め現存未開人のもとにいづれにおいてもこれが發見されるのであるが、ギリシヤ人・ローマ人・現在のヨーロッパ人の祖先たるゲルマン人・支那人の古代等にもその存在が認められる。氏族制度とは、如何なるものかと云ふと人々は共同の祖先の子孫であること云ふ觀念によつて結合し、共同の氏族名を持ち、生産上相互に協力し、氏族内における財産の相續、役員の選舉、外部に對する相互援助、祭祀の共同、共同墓地の所有などを特徴とする。また氏族制度の典型的な場合には氏族員同志の結婚を禁止し、それを異る氏族員の間で行ふ。併しこの結婚の範圍は通常無制限に廣くはない。その外部での結婚を禁止せられる種族なる組織單位がある。一つの種族は數個の氏族よりなる。<sup>8)</sup>

我國の石器時代に斯うした氏族制度が存在したかどうかと云ふと、歴史時代の初頭に入つてもこの氏族制度の殘存物と思はれるものが存在してゐる。即ち社會は數十の家族より成立するウヂなる血族單位から構成され、このウヂは共同の名稱を持ち、共同の祭祀を行ふ。奴隸の如きを共有した證據さへある。戰鬪等に際してはウヂが單位となつて活動し、その生活を維持するための農業以外に亘る職業では、このウヂ毎に分業が行はれた場合がある(例へば忌部氏や中臣氏は祭祀を司り、物部や大伴氏は軍事を司ると云ふやうなのがそれである)。<sup>9)</sup> そのほか古代において分岐した日本人の一分枝であらうとされてゐる(言語・體質・土俗・遺物の一致がある)琉球人のもとには門中制度なる名前で矢張りこの氏族制度の殘存形態が認められる。<sup>10)</sup> 琉球は近年まで比較的文化がおくられていたのでこの種の殘存が見られるのであらうと思はれる。<sup>\*</sup>

\* 琉球に行はれる門中制度とエンゲルスが氏族制度の特徴としてあげたところのものとを比較すると兩者の一致には驚くべきものがある。

エンゲルスによる氏族制度の特徴

(イロクオイ人の場合)

- 一、氏族は平時酋長及び軍司令官を選出する。
- 二、氏族は平時酋長や軍司令官を自由に罷免する。
- 三、如何なる氏族員も氏族内で結婚してはならぬ。
- 四、死者の財産は他の氏族員に歸屬した。
- 五、氏族員は相互援助・保護及び特に族外者に依る侵害に對する復讐の義務があつた。
- 六、氏族は全種族中その氏族のみが用ひ得る所の一定の諸名、又は名の系列を持つてゐる。
- 七、氏族は族外者を養子となし、もつてそれを全種族に採入れることができる。

琉球の門中制度の特徴

(田村浩氏、琉球共產村落の研究による)

- 一、門中は共同始祖を有し、其の祖靈に對して共同祭祀を行ふ。
- 二、門中の祭司は門中宗家の子女たる根神之に當る。
- 三、門中は共同墓地を有し之を門中墓と稱す。
- 四、門中は共同耕作及び共同作業を血族的親和によりて相互扶助的に行ふ。「寄合」(Yunoi) 即ち之なり。
- 五、門中の構成家族は地人として週期地割により耕地の配當を受く。
- 六、門中の各員は他門族との結婚を許すも、村落外の結婚を許さず。
- 七、門中の構成宗族は琉球特有の屋號を有し、同一門中名を負ふ。



八、インデアンの宗教的儀式は多かれ少かれ氏族と関係がある。

八、門中の各家長は人民集會たる機關に參與し、平等權を有す。

九、氏族は共同墓地を持つ。  
十、氏族には評議會がある。

兎も角日本人の古代にも血縁に基く氏族制度が存在した。氏族は普通ウチなる語で呼ばれたとされてゐるが、ウチはその語源に明瞭でないものがあり、一説には氏の漢音「シ」に「ウ」(大)が附いて出来たと云はれ、少くともウヂには同語源に屬する他の諸單語がなく、また日本人と近縁關係にあつたと見られる諸種族においてもそれが氏族を意味する語となつてゐないと云ふやうな缺點がある。むしろ日本語でハラカラ・ヤカラなど云はれるカラがそれに當るらしく、これは朝鮮語で Kyme、ギリヤーク語では Kral、オロッチ語では Kala、契丹古語ではウカラなどと云はれ、いづれも氏族及びそれに關係するものを意味する。それから日本の氏族制度も古くは氏族員相互の平等な關係を基調としたらしく、氏族評議會は「天安河原の神集ひ」その他の神話に反映し、「君をたてる」と云ふやうな語も残つてゐる。

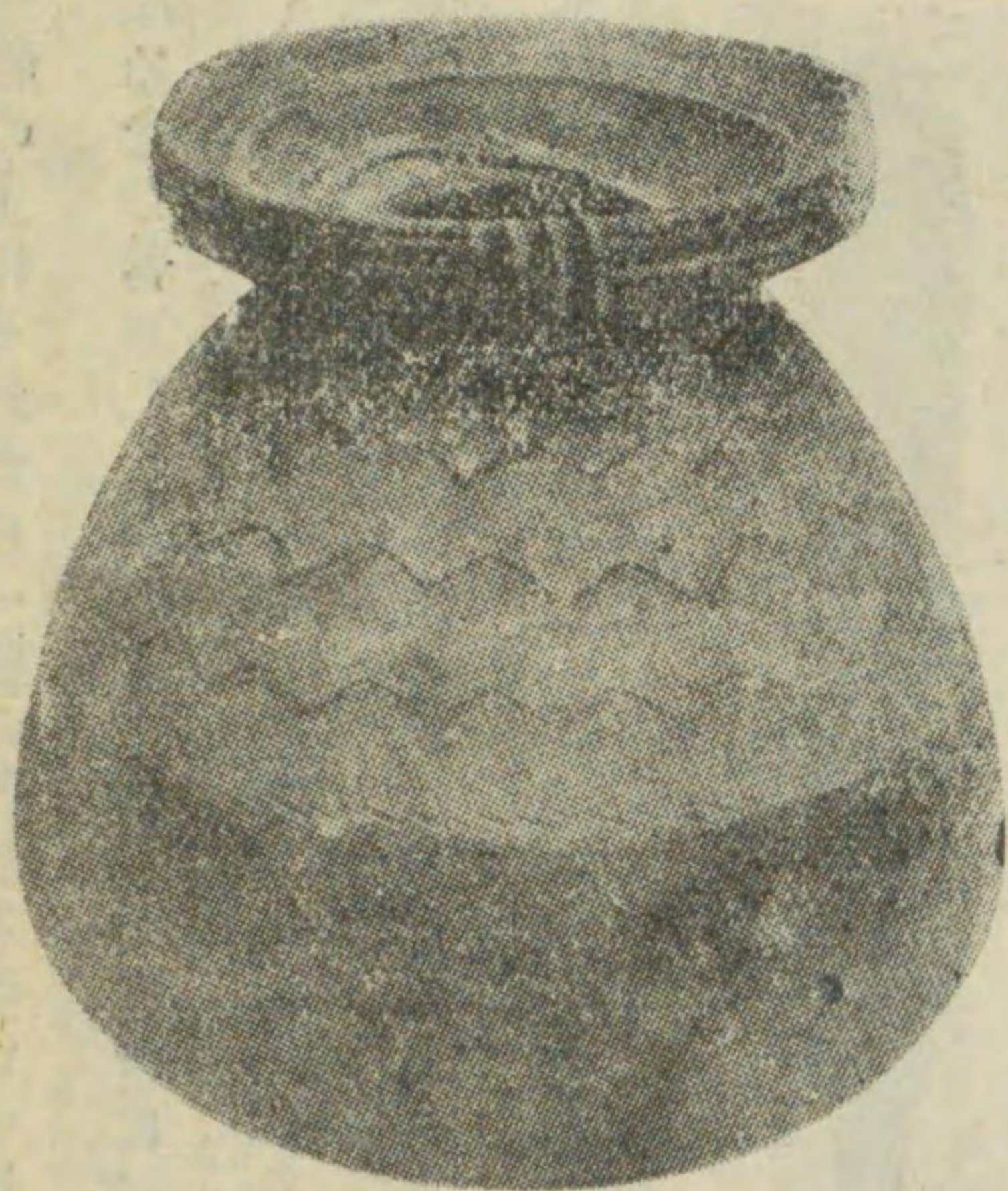
氏族制度は母系と父系の二種に大別される。氏族制度は一團の男達と一團の女達が結婚した所謂プナルア婚から發生したと云はれるが、この場合親子間の血統の明瞭なのは母系の側においてであるから、最初は母系相續に依つたと云はれてゐる。我國の氏族制度は文献上知られてゐる限りでは既に父系相續になつてゐるが、それ以前については明らかでない、併し母系制を發生せしめるに至るプナルア婚の遺存も、母系制の斷片的遺存と認められるものも可成り存在する。

原始時代における生産諸力の發展 既に石器時代においてその初期から後期にかけて技術及び一般に生産諸力の發展の明瞭な微標がある。前期のものとして推定される縄文貝塚からは形状から云つても、素地から云つても、焼成から云つても非常に不完全な土器のみを出し、伴出する石器・骨角器類は種類乏しく、貝塚の規模は小である。中期になると土器の器形が複雑化し、玉類その他の服飾品を出し、土偶・石棒のやうな宗教關係の遺物を残し、住居址の如きも數多く發見され、鯨骨のやうな前代に見られなかつた遺物を生ずる。然るに後代になるとそれがさらに發展して土器の素地が薄く、堅牢になり、器形にも製作技術の一層の發達を思はせる種々の變化があらはれる。副飾品は益々多くなり、骨角器の類が豊富になり、石器は磨製のものが増加する。(前期・中期・後期への區分は關東地方貝塚に關する大山

史前學研究所の發表に據る)

併し我が原始時代に生産諸力の飛躍的發展の跡の認められるのは所謂彌生式文化時代からである。

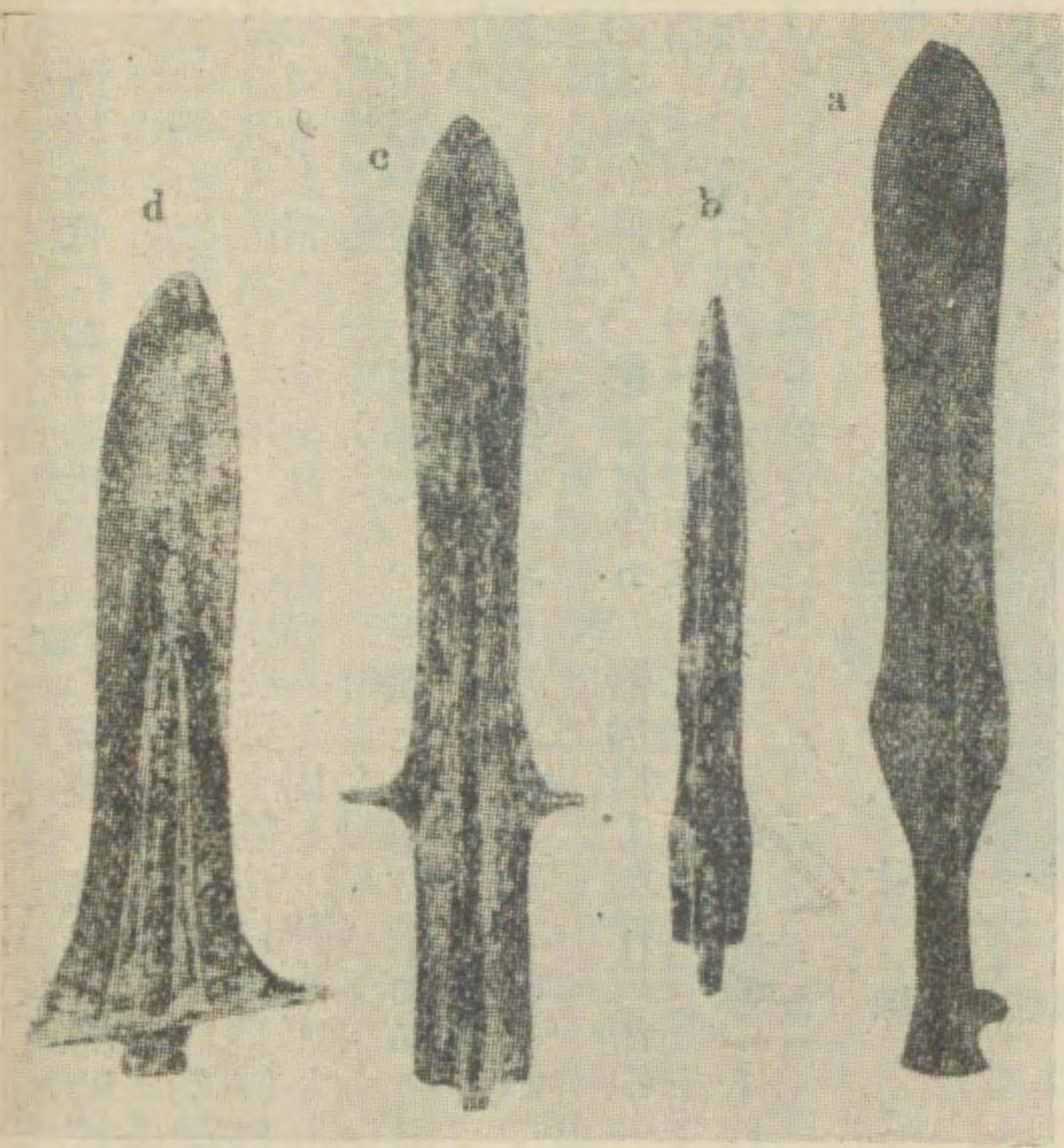
彌生式文化と云ふのはその時代が彌生式土器なる在來の縄文式土器とは全く別型式の土器によつて特徴づけられるからである。彌生式土器は轆轤使用の跡を見、焼成火度高く、器形は分業的所産を思はせて却つて簡單化する等前代のものに比して著しく高い文化の所産である、その技術は大陸方面から傳へられたらしく、



4. 彌生式土器 尾張國熱田貝塚出土。(東京帝室博物館藏)



遺物の上にそれから一脈の系統を引いて居り、西日本には非常に早く入り、東日本、特に奥羽地方には遙かに後代になるまで普及しなかつた。従つてさきに述べた前期・中期・後期の縄文式文化が日本全體に亘つて存在するのではなく、ある地方では中期・後期の終らないうちに早くも彌生式文化に移行するのである。彌生式文化は單に土器製作技術の上にその高度性があらはれてゐるのみでなく、一般に農業生産を伴ふ文化であり、金屬の使用も認められると云ふ點からも前代と著しい差別を示してゐる。彌生式文化の遺跡は比較的低濕地に及び水稻耕作の存在を豫想せしめる



5. 銅鉞・銅劍 a 銅鉞 b 細型銅劍 c 平型銅劍 d クリス型銅劍

のであるが、現にその住居址から焼米を出した例もあり、土器片に穀粒の痕跡のあつたこともある。金属器の渡來は彌生式土器の渡來と完全に一致するかどうかはなほ疑問とされてゐるが、少くとも彌生式土器の渡來後に屬し、大體それと年代上の一致を示すことだけは一般の承認を得てゐる。最初の金属器は青銅製の劍・鏡等といづれも大陸から輸入されたものである。その後劍・鉞を内地で製作したこともあるらしく、その既成品や鑄型などが發見される。その他銅鍬があり、また銅鐸と云ふものがある。銅鐸は梵鐘を多少變形させたやうな青銅製品で、大なるものは四五尺、小なるものは一尺内外である

がその用途は全く不明である。鈴・鐘の類でなかつたことは斯うした用途には全然不適當に造られてゐる點から明瞭である。大陸には類似品が全然なく、内地で發達した型式であることだけは確實である。

併し要するに彌生式文化時代になると彌生式土器そのものの進歩的性質・農業特に水稻耕作の開始・金属器・特に青銅器の使用などに見られるやうに生産力は著しく高くなる。因みにこの彌生式文化時代の絶對年代はどの位かと云ふと、彌生式文化そのものについてはなほ明瞭でない點もあるが、本邦で青銅器が使用され始めたのは西暦紀元前一二世紀からで、所謂金石併用期と云はれ、金属器が石器を未だ驅逐し得なかつた時代は列島の進歩的地域、畿内及び北九州でも西暦一二世紀に及ぶであらうと云はれてゐる。これは青銅器中の鏡が支那で製造されたものでその年代のわかつてゐることや、青銅器に伴出する支那貨幣の年代などから推定されるのである。

**金石併用時代の社會關係** 金石併用時代になると共同體内部に前代に見られたやうな絶對的平等な關係などはもうない。第一に奴隸が發生してゐたらうと思はれる。その直接の證據は、紀元一〇七年に我國から支那に奴隸百六十人を貢獻したと云ふ記事が彼の史籍に傳へられてゐる。併し我國における奴隸の存在は一層古いのではないかと思はれるのは、文獻の上で見て、我國から大陸に奴隸が輸出された場合、その對價として彼から得たものは劍・鏡・寶石・織物などであるのに斯うしたものが既に文獻に記載のない紀元前一二世紀において發見される。またその品目を明らかにしないまでも、紀元前一世紀の前漢代に我國から支那に「貢獻」したものがあつたと彼の史籍に記されてゐる。紀元前一二世紀頃になると社會の富力が著しく増したらしくさきに述べた銅劍・銅鉞・銅鏡・銅鐸の存在すること、屍體は壙棺と云つて一人の人間を容れて伸展葬するに充分な壙に入れて葬つてあることなども、既に社會の生産

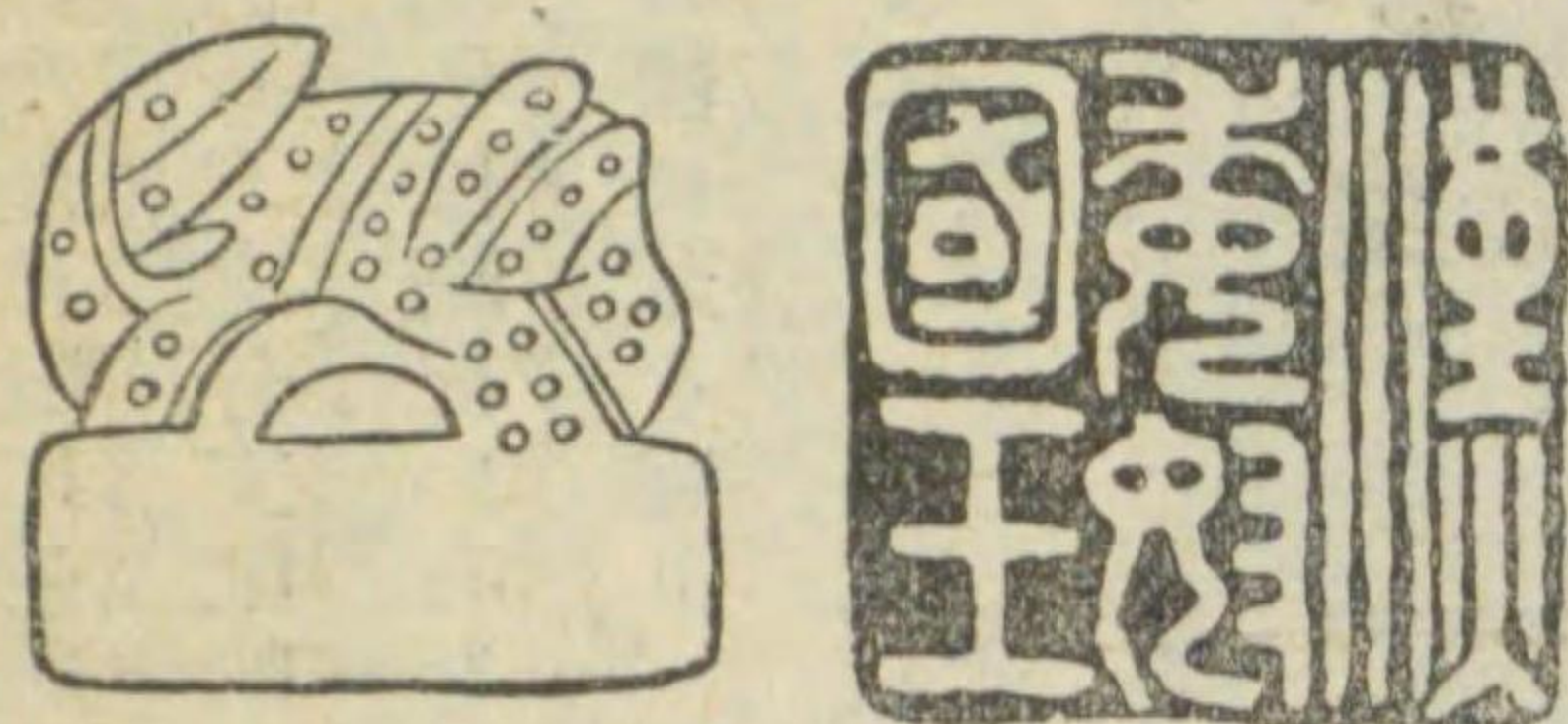


者として奴隸が存在し、それによつてその富力が増したことを推定させる。家族内における男子の地位が女子に比して著しく高まりつつあつたらしいことは埋葬の副葬品として銅鏡の類の男性使用品が用ひられてゐることに見られ、共同体内に貧富・貴賤の別が存在したらしいことは同じ甕棺群のうちに銅鏡・銅劍・玉類等を著しく多量に伴出するものと然らざるものとが存在することに見られる。恐らく一部の共同体が近隣の他の共同体を征服し、納貢せしめてゐたこともあつたらしく、青銅器の發見地は集中してゐる傾向がある。前漢代の支那史籍には當時日本が百餘國に分れてゐたと記されてゐるが、この一國が後年支那史籍で云はれる一國と範圍が同じものであつたとすれば、壹岐とか、對馬とか、大和とか云ふ範圍のものであり、決して單なる部落ではなく、數十の部落を包含する範圍に達し、その間に征服・被征服の關係もあつたかと思はれる。その他社會關係の上で資料が不足のため充分明瞭でないが、直接この時代に續く時代に存在するもので、當然この時代にも存在したらうと考へられるものが少からずあるが、それは此處では述べないで次に至つて述べる。

## 第二節 「部」民制度の時代

紀元二三世紀頃の社會狀態 紀元三世紀頃支那は三國時代と云つた。それは蜀・魏・吳なる三國が鼎立してゐた時代だからである。然るにこの三國のうち魏は支那の北部に勢力を張り、朝鮮の一部(今の平壤附近)をも手に入れ、半島全體及び我國にもその影響をあたへるに至つた。後、この魏の歴史が書かれたが、そこには東夷傳なる一章があり、そのまた一部に、現在の滿洲・朝鮮・南海諸島と共に日本について書かれてゐる。その記事は我國に使節として來朝した彼國人の見聞を基礎とし、比較的その直後において書かれたものらしく、相當資料として信用し得る。従つてこれを基礎として當時の日本の社會狀態を述べて見よう。

日本全國は約百餘國からなると云はれ、そのうち三十ヶ國は邪馬臺なる國の卑彌呼なる女王の統屬下にある。併しその二十九ヶ國の各々は別に支那人が「王」と稱するものを持つてゐる。従つてここで知られることは邪馬臺は征服者であつて他の諸國を從屬させてゐたのである。邪馬臺以外に匈奴なる國があり、これは女王に服従せず、それと争つてゐた。女王はこれがため魏の支援を求め、そこで大陸と我國の交渉が一段と緊密になつたらしい。そこには既に奴隸制が存在し、それを魏に輸出してその交換に劍・鏡・織物の類を得て居るとあり、また卑彌呼の死に際しては百數十人の奴隸を殉死せしめたと云ふ記事もある。自由民の間にも大人と下戸の區別があり、下戸が大人と道で逢へば逡巡して草に入り、その會話に際しては兩手を地について跪く、あるひは手を打つて恭敬の意を表すると云はれる。結婚形態は支那史籍に「その俗淫ならず」とあつて、完全に支那人の儒教的道德眼に一致する習慣が、即ち一夫一婦制及び一夫多妻制が行はれてゐたことが知られる。(高麗などについては「其俗淫なり」とある)。また一夫多妻制が廣く行はれ、然も大人は四五婦、下戸は二三婦であつたと云ふ。これによつてまた當時大家族制が支配的であつたこともほぼ想像できる。



6. 「漢委奴國王」金印 北九州  
に於て徳川時代に發見さる、其の眞偽については未定の點あれども紀元直後九州土豪が支那より得たものと云はる。







である。

**國造制度** 傳説によれば「天孫」種族は地方の土著民を征服して大和國家を創建した。その際出雲地方には相當強大な反抗者があつたが、遂に屈服したし、大和自身にも最初「天孫」種族に反抗したものがあつたと傳へられてゐる。その後になつても九州や關東の邊境地方には熊襲や蝦夷の反抗者があり、大和政府はこれを征服した後、さらに鋒先を轉じて朝鮮半島に向つたとも傳へられてゐる。

地方にはそれぞれ地方的覇者があつた。彼らは例へば武藏とか、伊勢とか、對馬と云ふやうな範圍の一地方に勢力を振つたらしいが、結局大和政府に服従することになり、成務朝に國造クニノヤツコ（もしくは縣主アガタヌシ）なる稱號をあたへられたと傳へられる。

此處で國造の語義が問題となる。

併しクニノミヤツコのヤツコは奴隸を意味するヤッコであることが確實と考へられる。ただ國造自身はむしろ地方的覇者であつて決して奴隸ではない。従つてここでヤッコと云はれるのは比喻的用法であつて、それが中央政府に對する關係において服従を誓ひ、ヤッコの地位にたつたからにほかならない。

この國造自身は地方の舊家であつて中央と何らの血縁關係を有するものではない、だが、當時はなほ血縁尊重の觀念が強かつたから征服その他によつて中央と政治關係を結ぶことは同時に血縁關係の樹立でもなければならぬやうに考へられ、そのために中央の男子を國造家の代表者たる女シャーマンと娶はすやうなことが行はれたらしく、ここで地方の國造家の多くは中央と血縁關係を持ち、その子孫であるかのやうな外見をとるに至つてゐる。そして甚しい場合は血統そのものが假冒されるに至つた場合もあるらしいのである。<sup>3)</sup>

國造の下には數人の稻置イナギがあり、各部落に割據した。國造の數人あるひは十數人に對してクニノミコトモチ（地方へのミコトの傳達者の義）があり、中央政府を代表してそれを監督したのであるが、歴史その名稱の知られてゐるものに任那、北九川・中國地方などに置かれたものがあり、四道將軍の如きもその一形態であつたらう。

**「部」民制度** 既に述べたやうに我國に奴隸制は紀元前から存在したらしいが、この時代にも引續いて行はれた。奴隸はヤッコなる語で呼ばれてゐる。その意味は家の子であり、奴隸制が主として家内奴隸制として存在したことを示す。併し貴族、後には大寺院などが家内奴隸制の範疇外に出る程の奴隸を所有して居つた場合のあることは、前者については「トモ」の存在、また物部氏滅亡に際して「物部守屋大連の奴の半と宅とを分けて大寺の奴及び田莊とした」などと云ふ記事で、特に後者については物部守屋の子孫從類二百七十三人を寺の永奴婢としたなどと云ふ記事で窺へる。<sup>4)</sup> 奴隸は大陸・蝦夷・卑人等の異種族の捕虜をもつて編成した<sup>5)</sup> こともあれば、罪人を貶してそれとした場合もあり、後には私有財産が発達し、貨幣經濟が侵入すると貧窮した自由民が自己もしくは妻子を賣つて奴隸とすると云ふ場合もあつたらしい。<sup>6)</sup> 「トモ」となつた工藝奴隸には大陸から技術者として輸入された者及びその子孫が少くない。<sup>7)</sup>

生産諸力は益々發展し、大陸から新技術の輸入されるもの相つき、殊に鐵の普及は鐵製農具の使用となり、農業は一段と盛大に赴き、奴隸制發展の條件は充分具つてゐたと云へる。併し種々の特殊事情があつて我國の奴隸制はその展開を妨げられてゐた。家内奴隸の範疇外に出る程の奴隸形態は非常に稀に、全く例外として存在したにすぎない。



然も家内奴隸を加へても、奈良時代の状態から推定して奴隸の数は人口の一割に及んだか否か疑はしい。而してかゝる状態を惹起した特殊事情の主なるものを列記すると、(イ) 國內にはなほ共同體的諸關係が支配し、勞働力はその紐帯に緊縛されてゐて土地から引離して奴隸化することが困難であつた。(ロ) 貨幣經濟が發達せず奴隸生産物の販賣市場と云ふべきやうなものは全然なく、従つて奴隸制はその發展を刺激されなかつた。(ハ) 奴隸資源の枯渴がある。既に國內は一應、「貢納制」的形態をもつて統一されてゐるのでそこから奴隸を得ることはできなかつた。蝦夷人は生産段階が極めて低く奴隸として使用するにさへ堪へなかつた。<sup>10)</sup> 國內經濟の狹隘、殊に奴隸制の未發達(後述するやうな「部」民制によるその代行)は、大規模の海外征戰を不可能にし、此處に奴隸資源を求めるところも充分にはできなかつた。最後に貨幣經濟の未發達によつて國人の身賣りによる奴隸化は未だ著しくなかつた。

然もなほ奴隸は要求されて居り、此處に所謂、「部」民制と云はれる奴隸制度の變態形が發生した。「部」民は土地に緊縛されて何人かの所有に屬し、必要勞働部分は自らの農業勞働によつて支辨し、餘剩勞働を種々の形態で所有主に提供したのである。(彼らは主人により賣買されることはなかつたが讓渡される場合はあつたらしい。)例へば品部トモは種々の織物の製作・武具の製作、染物・酒造・漁獵・牧畜・建築・鏡・玉等の工藝品の製作で奉仕する「部」民の總稱である。その際餘剩勞働の提供方法は生産物をもつてする場合も、賦役形態をもつてする場合もある。また何人かの所有に屬し、一定量の農業生産物を納入することによつて義務を果すもの、農業生産物でなく農業勞働の形態をもつてするものなどもある。所謂御子代・御名代の「部」は前者に包含され、田部は後者に當る。而して田部が勞働する場所トモは屯倉・田庄タナである。尤も屯倉には單に官府としての意味や、一定の徵稅區域としての意味などもあつたらしい。後者は事實上農業部に包含さるべきものである。何故屯倉なる語が斯く複雑に用ひられてゐるか云ふと、元來それは官府としての建築物以外の意味はなかつたのであつて、そこから官府・その官府を中心とする徵稅地域・さらにその官府を穀倉とする水田を意味することになつたのであらう。従つて最後の場合に屯倉はまた屯田トモなる語でも呼ばれてゐる。

「部」民制度は奴隸制の未發達を代行するものとして起り、外國から輸入された工藝奴隸としての「トモ」、捕虜から編成された蝦夷人の奴隸などもそれが置かれた後、暫時にして、「部」民化されてゐる。<sup>11)</sup>これは我國で「部」民制度が經濟的社會的環境に最も適應した形態であつたことを示すものである。既に征服され、貢納を課せられてゐる一般地方民も奴隸としてでなく、この「部」民として再編成することには差支へなく、それは比較的容易であつたらしく、紀元五世紀頃から「部」設置に關する記事は古文獻に極めて多くなる。

そして奈良時代における戸籍の姓氏の上から推定すると、奈良・山城等の貴族の集團的居住地では殆ど全戸が自由民乃至貴族より成り、美濃・筑前・豊後・出雲等の比較的早く開けた地方では全戸の約半数が、東國では殆ど全部が「部」民である。<sup>12)</sup>

「部」の發生は所謂前方後圓墳の巨大な文化紀念物と關聯するものと考へられる。現在資料の示す限りでは前方後圓墳の築造に直接働いたのはむしろ自由民であるが、併しその勞働期間中自由民の生活を保證したものはこの「部」民である筈で、他方、開墾・運河の開鑿、堤防の築造等に「部」民の働いたと云ふ記事もあり、「部」民勞働による(同時に鐵製農具の使用による)農業生産の躍進こそ、かゝる大工事を可能にしたのである。因みに前方後圓墳はそ



の最古のものが三四世紀に比定され、五六世紀に盛行する。<sup>13)</sup>

**氏族制度** 氏族制度は奴婢制及び「部」民制なる形態で奴婢制が發展したにも拘らず、それが未展開で、主として家内奴隸でなければ農奴的外貌をとつた「部」民の形態を出なかつたので、この時期に至つても決して一掃されなかつた。併しまた本來の氏族制度とは異なるものになつて社會を包んでゐる。即ち氏族制度は氏族制度となつた。

既に國造制度に關聯して述べたやうに當時はなほ血縁尊重の觀念が強く、征服・被征服の關係の如き地縁的なものも血縁關係の外被をまとはざるを得なかつた。既述の如き實際に婚姻關係が結ばれる場合もあつたであらうが、相異なる二つの系統の神話を一個に縫合し、祖神の間に血縁關係を生ぜしめ、それによつてその「子孫」の間にも血縁關係がありと宣言する場合もあつたであらうし、諸氏族が類似の神話を持つ場合、その神話における類似の神々同一神なりと説き、その「子孫」を同一神の子孫なりと宣言する場合もあつたであらう。斯くして大國主命の如き極めて多くの別名を持つに至つてゐる。<sup>14)</sup>

そこで階級關係の如きも血縁的理由によつて説明されねばならなかつた。當時社會の單位としてウヂはなほ重要な意義を持つてゐたがこのウヂはカバネを有するのである。カバネとは家々について定つた一定の稱號であり、その家格を示す。然るにこの家格は祖神の神話中における位置とか、祖先たる英雄の功績とか、中央との血縁の親疎によつて決定せられる。因みにウヂは氏上(ウヂノカミ)と氏人(ウヂビト)とよりなり、氏上は氏人を率ゐて朝廷に服従するものと考へられ、事實賦役等を氏上の統率の下に果してゐる場合がある。ウヂは氏神を持ち、ウヂヤツコの如き氏族財産としての奴隸、また土地などを所有する場合があつた、併し多くの場合、氏族財産は形式上氏族の所有で、事實上その宗家の家長の所有になつて了つてゐた。<sup>15)</sup>

### 第三節 大化改新

**自由民の地位の變化** 「部」民制度は奴婢制として極めて未展開な形態であるが、それが「若い」ことを意味するのではなかつた。「部」民制は我國にギリシャローマ型の古典的奴婢制が存在しなかつたため、その代行物として現はれたのであつて、奴婢制の發展の最後の段階に屬し、それを基礎として我國獨特の奴婢所有者的構成がもたらされたのである。従つてこの制度の支配的な社會内に早くも次の社會が準備され始めた。これが大陸との交渉による技術の輸入、生産諸力の飛躍的増進によつて促進されたことは疑ひなく、當時大陸、特に支那は既に封建制時代に入つて居り、我國に入つてきた諸技術はかゝる社會の生産諸力の一要素となつてゐたのである。

此處で問題となるのは自由民の地位の變化である。大化前の社會において「公民」と稱すべきものは畿内其他の征服種族の一般民と、「部」に編成されざる被征服種族員とである。

書紀によれば「公民」は崇神天皇の御代に男は弓弭調、女は手末調を課せられたと云ふ。即ち男子は狩獵生産物、女子は工藝生産物を輸したのである。併しその量は種々の點から考察して決してさう莫大なものではなかつたであらう。その他書紀を資料とすると、「公民」には兵士となること、祭事に關與することの義務及び権利があつたらしい。



併し「部」民制度が發展すると、それは「公民」の上にも反映して來ざるを得なかつた。

「公民」は漸次「部」民化され、その「部」民化されざるものも義務が著しく過重となつたのである。例へば古墳の築造の如きに自由民の勞働が大量に使用され、開墾に働き、さらに鑿丁等となつて屯倉・屯田で農耕勞働に従事することもあり、工藝その他を賦役形態で果す場合もあつた。そして遂にはその課役が餘剩勞働の全部を食盡し、必要勞働にまで及び「賦を軽くし、斂を薄くして以て民萌を寛く」ことさへ必要となつてきたのである。而して「部」民制度がなほ發展途上にあつた時代には「公民」の地位の下降はその「部」民化の過程であつたのであるが、「部」民制度が行詰り、他方大陸からの技術の輸入による生産諸力の著しい發展があり、大陸におけると同じやうな封建制への物質的基礎が漸次形成されると「公民」の地位の低下は別な意義を持ち出した。即ち「公民」に對するこの新しい收取形態は「部」民制におけるやうな奴隸的側面を持たず、従つてそれから生ずる諸制限がなく、ヨリ發展した生産諸力に適應し得るものであつた。それは封建制の基礎としての農奴制の一型を、その充分典型的な形態としてではないが、前時代の諸制度と絡みあつたその獨特な形態として代表するに至つたのである。

**大化改新の諸要因** 今この同じ過程を支配階級の側から見ると三―七世紀の社會において最初は凡べて「部」民の所有者が支配階級であつた。併し「部」民制が行詰り、發展した生産諸力の状態に適應しないものとなり、その收取が必ずしも有利でなくなつた頃から「公民」收取の意義の比重が加はり、「部」民の勞働のみに依據する層と、「部」民並びに「公民」の勞働に依據する層とが生じたのである。そして兩者の間には利害の若干の對立が生じ、鬭争が起つたが、この鬭争はあらゆる場合に後者に有利であつた。後者は前者と同様「部」民所有にも立脚して居り、従つて「公民」の領有によつて、その勢力を倍加された。「部」民のみに依據する層はこの組織の行詰りによつて生ずる「部」民自身の對立的動向によつて内部からもその勢力を削がれた。

併し第二義的ではあるが大化改新を發生せしめた要因には別なものもある。當時、經濟的には畿内地方その他の先進地方において不動産私有が益々發展し、貨幣經濟の侵入によつて貧富の差等がはげしくなり、貧民は故郷を離れて流浪するやうな現象を生じ、遂に社會は何らかの改革を要するものとなつてきた。また外國との交通の結果、彼地の進歩した社會制度の上に生れたイデオロギーの流入を見、さらに彼地の諸制度に關する智識は大いに進み、これを模倣せんとする欲求も漸次成熟したし、さらに支那には隋唐の強大な國家の興起を見、朝鮮でもまた高麗・新羅等の勢力が益々加はり、我國はこれと對抗する上からも何らかの改革を必要とする状態に立ち至つてゐたのである。

かくて紀元六四五年、所謂大化改新が遂行された。

**大化改新の政策** 大化改新の政策の主なるものを列記すると、(イ)「部」民解放。(ロ)氏姓制度の撤廢。(ハ)國家的封建制の施行。(ニ)國家的封建制に適應した支那の政治制度の輸入である。

「部」民制度は既に行詰りを來して居り、社會の發展を阻礙するものであつた。併しそれだけでは「部」民制度撤廢は行はれ得ないが、他面において「部」民制よりヨリ發展した生産諸力の状態に相應しい「公民」領有の意義が増大し、主としてこの「公民」領有に依據する層が改新派となつたから、「部」民制は舊勢力の物質的土臺を奪ふと云ふ意味でも撤廢されることになつたのである。但し「公民」領有と「部」民領有との間に利害の根本的不一致はないわけであるから改新後も、官司に働く工業的「部」の一部、官司及び諸家に屬する農業的「部」の一部、例へば官戸・



家人の如きは前代のまま残された。その他奴隸所有は全然制限を受けてゐない。

氏姓制度は氏族制度の残存物であり、既に「部」民制度に基く社會においても舊い時代を代表した。従つて改新に際しても舊勢力の防壁たるべき充分の理由があつた。従つてその意義は著しく弱められ、改新後は例へば官職・位階等凡べてに亘り一應は全然氏姓の尊卑に依らないことに決定された。

國家的封建制の施行内容については次に奈良時代の社會構造を述べる際詳述するが、大體を云へば「部」民を解放して日本全國の人民を國家の「公民」とした。併しその「公民」から租庸調の餘剩勞働を徵收し、その一部は國費、一部は貴族への俸給にあてた、即ち國家的封建制は「部」民制を撤廢した後、それに代るべき新制度として採用されたのである。最後に國家的封建制の施行に伴ひ、それに關聯する政治的諸制度が必要となり、大陸から既に彼地に實施されてゐる諸制度の輸入となつたのである。身分・官位に關する諸制度、租稅制度、地方制度、刑法等凡べて彼地のものが輸入され、實施されたのである。但し若干彼我の國情の相違と云ふ點を参考にすることはあつたらしい。

**大化改新の實施** 大化改新は既にそれに先立つ半世紀、推古朝の時代に聖德太子によつてそれへの第一歩を踏み出されてゐると云ひ得るかも知れない。併し當時は蘇我氏の如き「部」民を所有する貴族の勢力が強かつたから實際上には何ら見るべき改革が行はれなかつた。だが改新は紀元六四五年においても普通考へられてゐるやうに一舉にして成就したのではない。「部」民制の撤廢は六四五年の蘇我氏の滅亡・その所領の沒收に始まり、六四六年には一應の成功を見たらしいが、六六四年には民部・家部の制度の復活となり、六七五年に至つて始めて完全に廢止されるのである。氏姓制度の撤廢は改新によつて人材登庸の道が開かれたかに見え、六四七年、六四九年には支那的な冠位制が制定されてゐるが、六八二年には官吏の考選への族姓の考慮、諸氏の氏上の選定、六八四年の「八色の姓」の制定等で漸次無力化された。なほまた改新後の新制度を象徴する律令は六六二年に近江朝廷令二十二卷が制定されたと云はれるが、天武天皇の御代には既にこれが修正が企てられ、文武天皇の大寶元年（七〇一年）の大寶令、その修正たる養老令（七一八年）に至つて始めて完成するのであり、同時に律の如き近江令當時にはなく、天武天皇の時代に始めて出來たと云はれる。

要するに大化改新は紀元六四五年の大化元年に口火を切られ、大體の方向は決定されたが、その一應の完成までも種々曲折があり、數十年の過渡期を経たのである。その過渡期中において壬申の亂（六七二年）は大きな意義を持つ。これは改新に不平な舊派の貴族による反動的運動であつた。併し舊派の勝利にも拘らず、社會發展の浪に乗つた改新の根本方針は著々と實行に移されたのである。<sup>2)</sup>

#### 第四節 原始時代及び「部」民制度の時代のイデオロギー

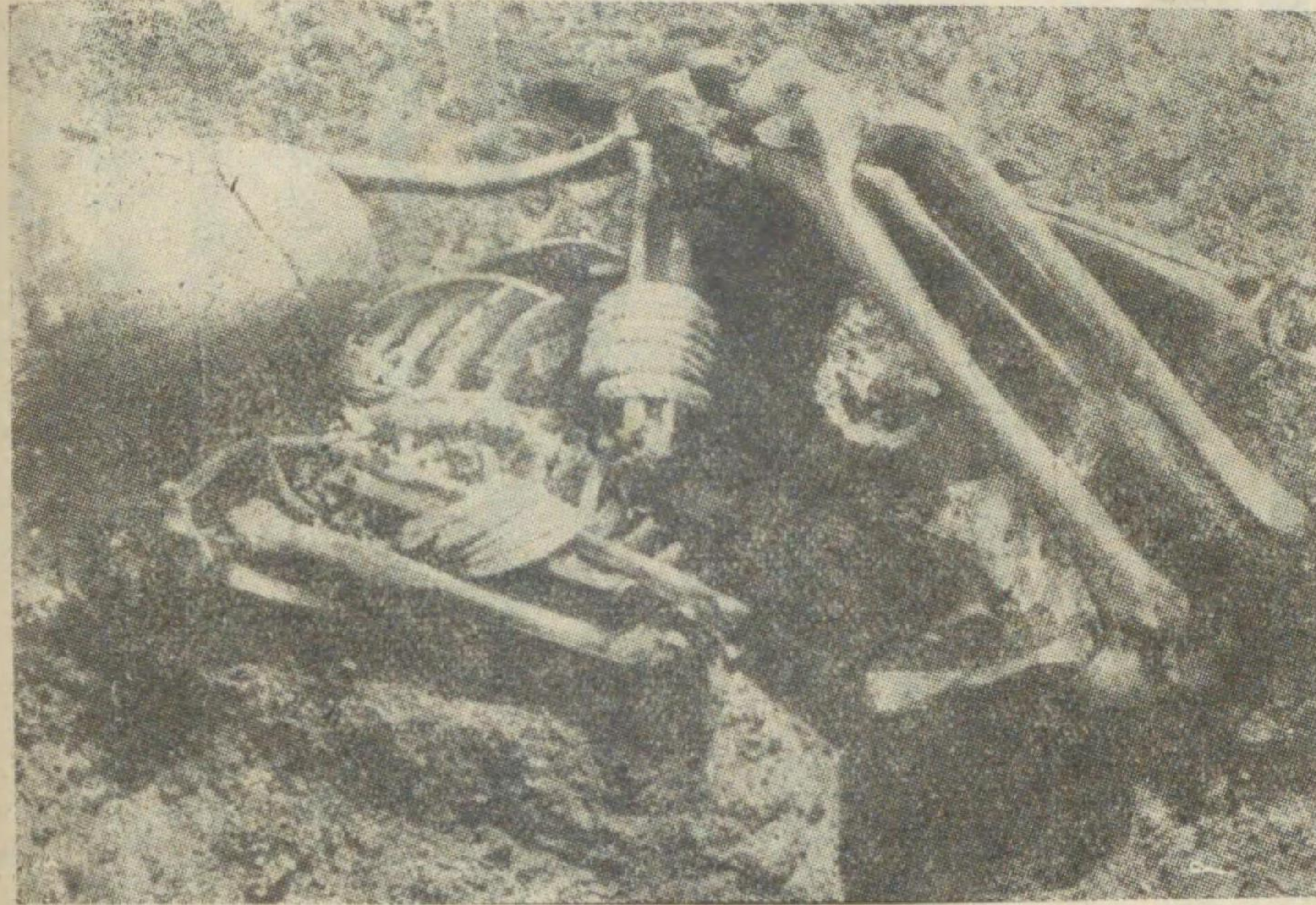
我が原始時代人は著しい未開状態にあつたが、それでもなほ若干の文化を持つてゐた。勿論極めて低級なものであつて、後代のものとは様相を異にする。當時の文化として取上げらるべきものは例へば土器の文様であるとか、身體裝飾（刺青及び服飾品）であるとか、この時代特有の領域にも及ぶのであるが、いま此處ではそれを説かない。これは「部」民制度の時代に入つても同様で、我々は限られた紙數のうちに現在の我々にとつてもなほ意義を失はぬであ



らうと思はれるやうな若干の文化形態だけを扱ふ。

石器時代人の宗教観念

宗教は人類の最初から存在するものではないが、決して階級社会にのみ存在するものでも

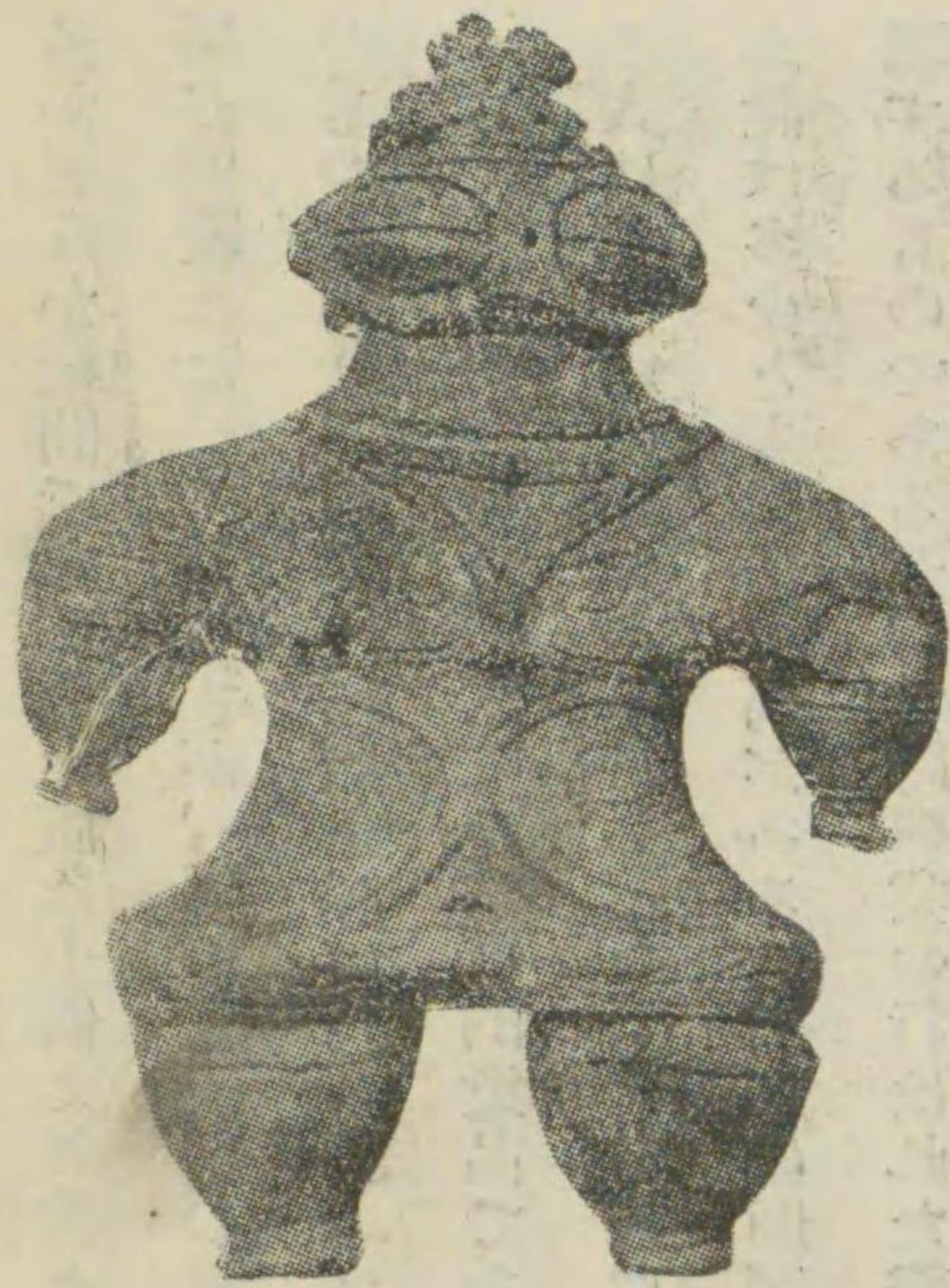


9. 貝塚埋葬人骨の状態 備中國淺國郡津雲貝塚。屈葬及び腕輪に注意。

ない。前階級社会においては生産諸力の發展水準が極めて低く、人類の社会生活は狭隘で、對自然との闘争においてはつねにそれに壓迫されてゐたから、そこに宗教發生の理由があつた。既に舊石器時代に屬するタスマニヤ人やオーストラリア土人について宗教の存在が確認されてゐる。彼等のもとにはアニミズム及び呪術があり、オーストラリア土人の場合にはトーテムリズムもあつた。我が石器時代人の間に如何なる宗教形態があつたかと云ふと、そこに矢張りアニミズム及び呪術の存在したことが明瞭に確認される。これは主として當時の人間の貝塚への埋葬について見られるのであるが、彼らは死者の「再歸」を防ぐために屍體に種々の作爲を施してゐる。一般に屈葬が行はれてゐるのは他の未開人の場合の例に徴して屍體を壓迫し、「再歸」を防ぐと云ふやうな意味があつたと思はれる。また屍體に石を抱かせ、その頭部に甕を被せ、陰部に土器を載せ、自然石をあるひは枕とし、あるひは臀部の下

に置いてゐる例が、備中國津雲、備後國高須貝塚その他で見られる。また乳兒を壺中において埋葬した例が甚だ多い。(陸前國中里濱貝塚、備中國津雲貝塚、三河國稻荷貝塚、三河國矢崎貝塚その他)。以上は凡べてまづアニミズムの存在を立證するものである。彼らは死後における靈魂の存在を認めてゐたからその「再歸」を恐れ斯やうに種々の作爲を屍體に加へたのであらう。特に幼兒の死は自然死から最も遠いと考へられ、その靈魂は最も「再歸」を欲してゐると考へられて斯やうな處置を行つたのであらう。而して「再歸」防止のための作爲は即ち呪術であつて、當時の人々が、さうした觀念を持ち、それを行つた場合のあることを示してゐるのである。

シャーマニズム 石器時代の遺物のうちには直接宗教上に用ひられたと考へられるやうな遺物が少くない。即ち石棒の如き一部研究家の説によると生殖器崇拜に關係すると云はれる。併しそこになほ一脈の疑問があるにしても土偶・土版の類が宗教關係の遺品であることを疑ふものはない。土偶は土製の人形であつて種類は極めて多いが、大多



10. 土偶 常陸國稻敷郡阿波村出土(東大人類學教室藏)。

數について認められるところでは女性であり、その性特徴を誇張し、異様な容貌をなし、屢々覆面の如きものをつけ、稀に假面を付けてゐた例もある。胸腹部には縦に意味不明の線がある。土偶中に男子があるかどうかと云ふ點は土偶の性質を決定する上に極めて重要なポイントであるが、充分明瞭でない。普通男子と云はれてゐるものも乳房を持ち、他方それが男子とされてゐる根據は容貌の點などで果して斯やうな主張の根據たり得



るかどうか疑問である。土版は土偶より稍々後になつて生じ、現在では兩者を結ぶ中間型も發見せられてその移行關係が明瞭になつてゐるが、扁平な土製の板で人間の顔面を描き、屢々それが文様化してゐる。土偶・土版共に石製のものもあり、石偶・石版と呼ばれる。

さてこれが如何なる意味の宗教的遺品であるかと云ふと相當問題があり、ある人は安産の守護神であると考へ、ある人は地母神の像であるとし、またある人は母祖の像であるとする。この三つの説のうち安産の守護神であると云ふ説は多少とも男子土偶があるとすれば問題にならない。地母神であると云ふ説については、地母神は農業生産に關聯するものであるが、當時農業の行はれた證跡、少くともそれが可成り盛大であつた證跡は殆ど全くない。従つてこれは母祖崇拜の遺物ではないかと云ふ説が最も根據あるわけである。勿論土偶中に男子もあるかも知れぬが、これは母祖のみでなく父祖もあつたためであると見ればよい。併しこの説の弱點は、土偶の異様な服装・假面等を説明し得ないことである。

従つて筆者は母祖説から一步を進めて、これが矢張り、——當然母祖崇拜などとも關聯するが——シャーマンの像ではないかと考へるのである。

尤も我が原始時代におけるシャーマニズムの存在そのものについてはこの土偶によらずともそれを立證されるのであつて、記紀の神話中に、また後代の土俗中に立證の豊富な材料がある。そして一般にシャーマニズムは階級社會の宗教形態でも、農業社會の宗教形態でもなく、シベリア土人、甚しきはオーストラリア土人についてさへその存在を認められてゐるのであるから、既に相當高度な社會段階に達してゐた我が原始人の間には當然存在したであらう。

シャーマニズムとは生者と死者との仲介者たるシャーマンと云ふ觀念を中心に成立する宗教形態である。このシャーマンは普通の一般人から隨時選ばれることもあり、専門の職業化してゐることもあり、時には酋長もしくはそれと結んだ人間の專業となつてゐることもある。併しいづれにしてもこのシャーマンの口をかりて種々の神託が洩らされることになるのであつて、その際シャーマンは神経性發作の状態・神がかりになる。而して女子は神経性發作の傾向が強いものとしてシャーマンに多く用ひられ、またかゝる發作状態を生ぜしめるためにアルコール性飲料その他の刺激物を用ひ、また樂器ではやしたて、亂舞する。

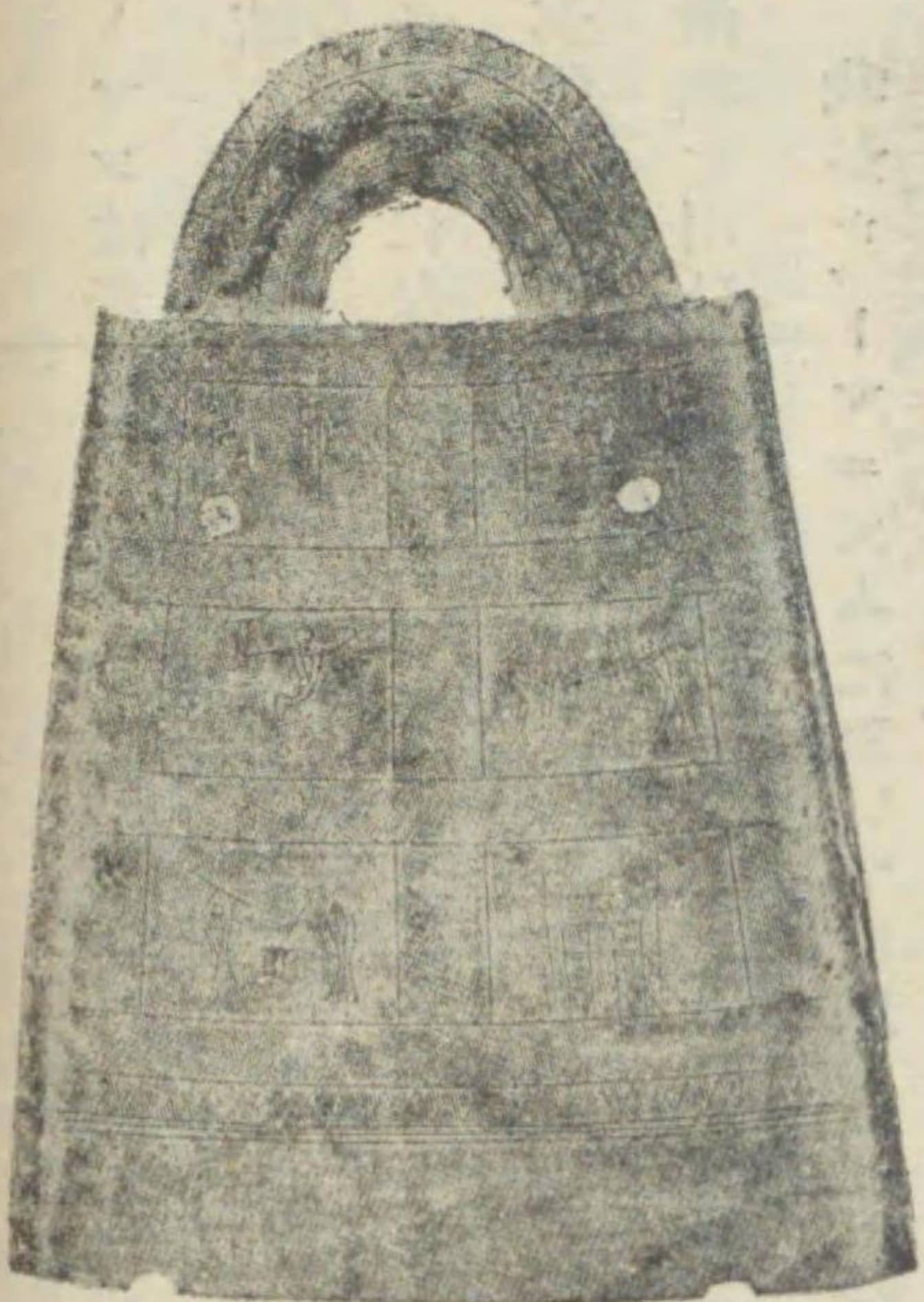
我がシャーマニズムにおいては以上のものに附隨して、鹿の肩骨を焼いて占ふ太占、<sup>フトマニ</sup>理非を判斷するため原被兩者をして熱湯中の小石をとらしめ無事なるものをもつて正とする盟神探湯、水浴によつて一切の汚れを落すミソギ、人の病氣等を靈魂の遊離の結果であると考へ、それを呼び戻すために、物品を振動させ、樂器ではやしたて、また亂舞などする招魂<sup>ミタマフリ</sup>あるひは鎮魂<sup>ミダシメ</sup>などがある。またシャーマニズムは後の「部」民制度の時代に入ると酋長權力と結びついて女酋を生ぜしめ、また男子の酋長と並存する女シャーマンの地位を極めて有力なものとした。そして琉球などでは最近までこの形態が存続したのである。<sup>5)</sup>

氏族的宗教 記紀等にはあらはれた原始神道は氏族的宗教ではないが、氏族的宗教から發展し、氏族的宗教をなほ可成り生々しい形態で保存したものである。従つて原始神道の分析から我が原始時代の氏族的宗教を知り得る。而してそれによると神はいづれも各氏の祖先であると考へられ、逆にまた有力な氏はいづれも祖神を持つてゐる。そのほか、死者の世界、來世等の觀念は極めて發達せず、記紀においても僅かに伊邪那美尊の崩御説話等についてそれを見



るのみであるがこの説話では來世の状態は前方後圓墳の石廓内そのままであり、可成り後になつて發生した考へであることを示してゐる。通常祖先の居住した土地、高天原が天國と考へられ、彼らはそこからこの地に天降つたものとされてゐる。斯やうに神が祖先であること、天國が祖先の居住した土地であることなど、いづれも血統を尊重し、祖先を重視した氏族制度の宗教的反映である。

**金石併用時代以後の宗教** 以上に述べた、アミニズム及び呪術、シャーマニズムは金石併用期及び「部」民制度の時代になつても引續いて行はれてゐる。金石併用期以後になると文化の進歩に伴つて屈葬の風習などは廢れるが、死者には魔除けとして鏡・劔の類を副葬し、死後の生活のために種々の器物もしくはその模造品を伴葬する。前方後圓墳の場合などその外形、内部の状態等、一として當時の人間のアニミズム及び呪術觀念を示さぬものはない。また金石併用期には用途不明なるも何らか宗教的意味のあるらしい銅鐸のやうなものも存在する。そしてそこにある繪畫



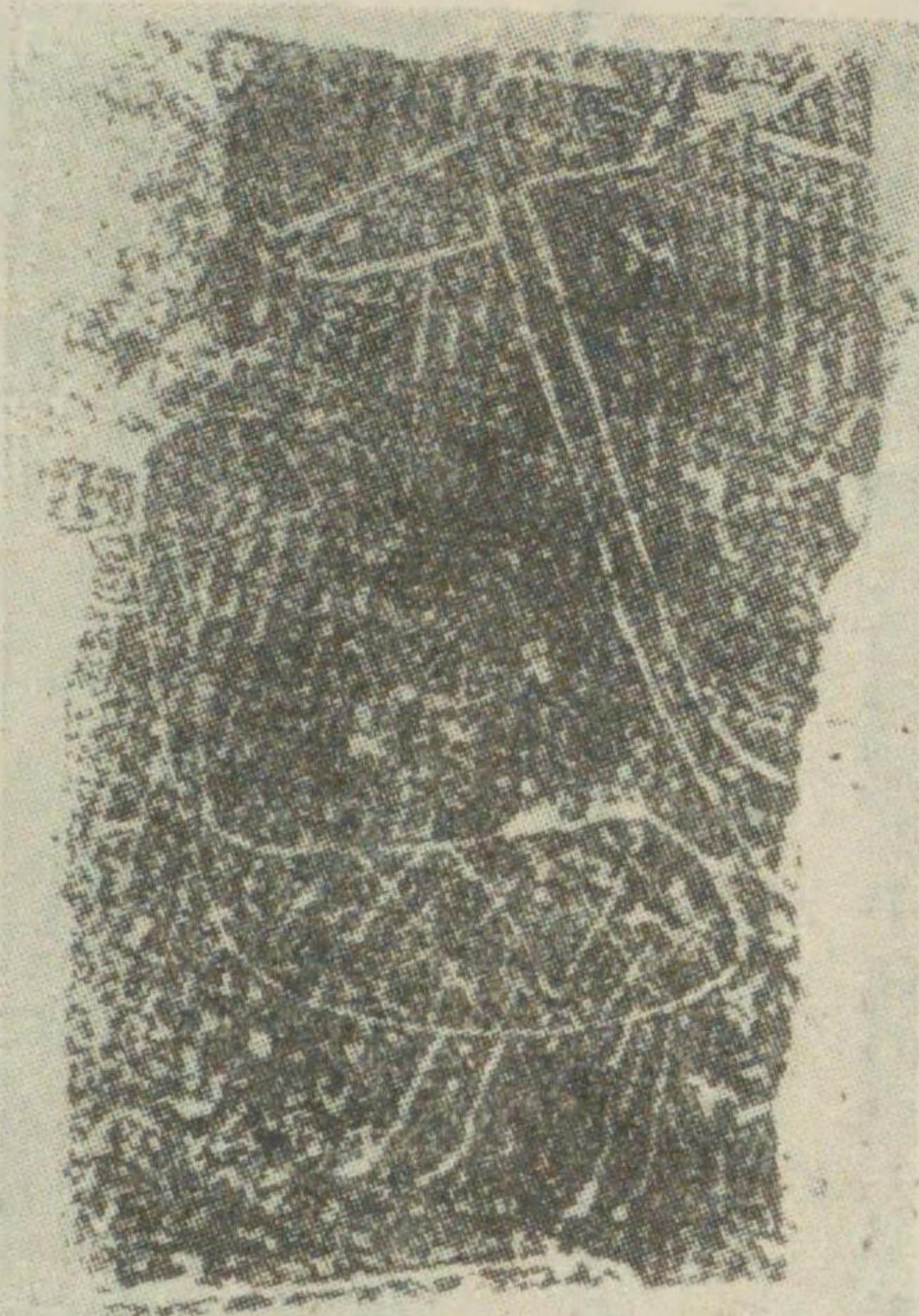
11. 銅鐸繪畫 讚岐出土と傳へられる銅鐸の面を拓本にしたものである。上右は蜻蛉、上左は爬蟲類、中右は鹿を射、中左は射終つたところ、下右は穀倉、下左は穀物を搗いてゐるところなどと解されてゐる。(但しこれ以外の解釋がないわけではない)。

には動物・昆蟲等を描いたものがあり、これはトーテミズムと關係があるなども云はれてゐる。

民族的宗教は、「部」民制度の時代に入つても氏族制度が掃せられず、氏姓制度として残存したやうに、その階級社會への適應形態たる原始神道となつて存在

してゐる。各氏は氏神を持つが、これは多くはその氏の祖先であり、往々保護神である。各氏の地位に従つて祖神の系譜上の地位、神話中における役割に尊卑の別がある。國土の地縁的統一に基いて神話の接合が生じ、神々の間にも血縁上の關係が生れてゐる。さらに一切の事物、例へば地名にまで至る事物の起源が神話的に、祖先の事蹟と結びつけて説明されてゐる。

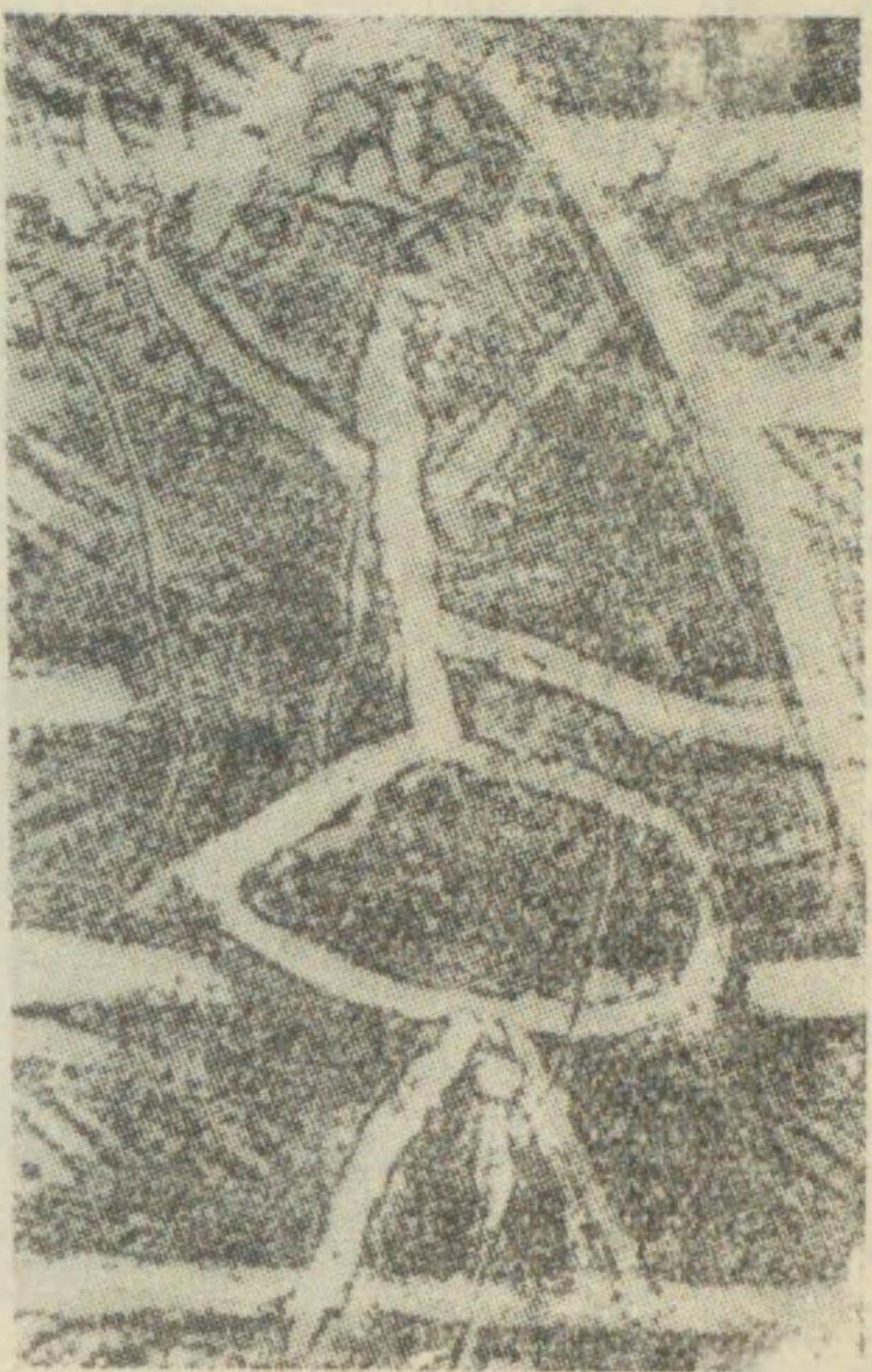
**原始繪畫** 歐洲舊石器時代人、現存のオーストラリア土人、ブッシュメン、エスキモー、シベリア土人などに比して、我が原始人は繪畫について極めて貧弱であつたと云へる。石器時代には、現在腐蝕して跡を止めない、皮革・木材等に描かれたものについては知るよしもないが土器・石器・骨器などには文様を見るべきものはあつても繪畫は殆ど全く存しない。只金石併用期に入つて彌生式土器片上に鹿を描いたもの、意味不明のものを描いたもの、銅鐸上の若干の繪畫等がある。而して後者、銅鐸上のはは稍々優秀で、然も動的且つリアリスチックなるを特徴とし、それは恐らく當時農業生産と並んで狩獵がなほ重要な生産部門



12. 彌生式土器片上の繪畫 大和國磯城郡川東村大字唐古出土。

であり、この狩獵に基いて生じた様式であらうと考へられる。一般に狩獵人の藝術はリアリスチックであるが、その理由には狩獵に伴ふ動物の習性に對する知識と、狩獵人のアニミズムにおいては彼らが動物の肉體を捕へるのであるため肉體の形狀が可成り重視されると云ふやうな點にある。またこの銅鐸繪畫は銅鐸そのものの性質から云つても、その





13. 埴輪片上戯畫 出所不明  
類似品に肥後國八代郡野津村大字野津出土のもの等數種あり。

構圖から云つても呪術的意義を有するものであらうと考へられ、種々異なる銅鐸に殆んど同一型式の繪畫が見られることは、それが事物を寫生すると云ふことよりも何らかの意味を表現すると云ふ點に重點を置かれたことを示す。

次に古墳時代に入ると再び繪畫の見るべきものはなくなり、僅かに埴輪片上の戯畫を見るのみであるが、それは却つて前代のものより著しく劣つてゐる。尤もこれは決して

全體として社會の繪畫技術の低下したことを意味するものではなく、金石併用期のものが極めて嚴肅な態度で専門工によつて行はれたのに對し、後者は一般人の戯畫であつたためであらう。<sup>8)</sup>

彫像は石器時代には既述の土偶のほか、動物を描寫した動物土偶及び石偶がある。それは材料の制約を考慮すれば可成りリアリスチックな作品である。その他「部」民制度の時代には有名な古墳の埴輪土偶がある。

歌謡 歌謡の若干が記紀に残つてゐる。併しそれは記紀編纂の折、當時の流行型式に従つて作り變へられたであらうと想像され、ヨシさうでなくともその時代まで語り傳へられてゐた間にその時代時代の流行型式に變つて行つたと思はれるから、必ずしも古代歌謡を知る資料とはならない。特に記紀においてそれらの歌謡の發生を説明してゐる説話は論理的矛盾が多く、簡單に信じ難いし、古事記と日本書紀で同一の歌謡について相互に異つた説明を行つてゐる場合とある。恐らくそれは斯やうな民謡が多くあり、斯る民謡について後代になつてから説話が生じたからであらう。大化直前の時代は別として大體において未だ讀むための詩はなく、いづれも聲唱された歌謡であつた筈で、その聲唱に際し、踊を伴つた場合もあらう。記紀にいくつか、歌ひつつ舞ふ場面が傳へられてゐる。<sup>9)</sup> 樂器も笛及び琴があり、それは歌謡の伴奏としても用ひられたらしく傳へられてゐる。

詩形としては、萬葉集に見られる形式の整然とした長歌形式は支那の賦の影響のもとに發生したらしく古代歌謡の形式に該當しない。短歌形は必ずしも讀むための詩形でなく聲唱されたものであることが萬葉時代の資料からも知られるが、果して古くから斯やうに整然たる詩形が存在したかどうか？ そこで矢張り無整形のものが最も古いのではないかと思はれる。後世になつて民謡は必ずしも特定の形式を持つてゐない。<sup>10)</sup>

大陸文化の輸入 我が國が大陸と交通し、その文物を輸入するに至つたのは既述の如く極めて古いが、その文化的影響が壓倒的になり、我が固有文化を驅逐し、文化相を一變せしめるに至つたのは五六世紀以後である。當時我が經濟は極めて躍進的發達を遂げたいから、外國文化の影響の壓倒的になるのも、それに基き、我が國內にかゝる影響を受容すべき素地が生じたためであらう。

大陸文化の影響の主なるものを擧げるとまづ文字の輸入がある。これは應神天皇の御代阿直岐及び王仁の來朝を期とすると傳へられてゐる、必ずしもさうではないらしいが、多少ともそれが國內に普及し出すのはその前後の時代からであることだけは確實らしい。併し文字は主として歸化人の獨占する所であり、我國人は彼らを使用して文書の作成・記録等を行つたのであつて、倭王武の上表文が可成り立派な漢文で書かれてゐるらしいことなども決して我國内に文字が普及した證據とはならないのである。併し聖德太子の時代には早くも漢字を使用して國音を寫すと云ふやう



な方法も發明されたりしく當時の文書にそれが残つてゐる。<sup>11)</sup>次に美術・工藝があり、これは在來の貧弱な原始的様式を全然一掃して、大陸に行はれる手法を採用せしめ、長く我が美術史に影響することになつたのである。併しこの時代の美術品で純粹に我が國人の手になるものは少く、特に佛像など多く名作が残つてゐるが、いづれも歸化人の手になるものである。またこの頃の寺院等に大陸の建築様式が用ひられるに至つたが、それも歸化人の手になる。<sup>12)</sup>次に輸入文化として儒教がある。儒教は濟民經世の學として政治に應用せられるに至り、大化改新に對しても若干の影響をあたへてゐるものやうである。

**佛教の傳來** 佛教の傳來は普通欽明天皇の十三年（六世紀中葉）であると云はれてゐる。併し書紀のこれを傳へた記事は、西曆七〇三年になる義淨譯の金光明最勝王經の文字を殆どそのままであると云ふやうな點からも、果してそのまま信じてよいか否かは問題である。そしてヨシこれを信ずるとしてもそれは佛教公傳の年を云つたものであつて民間に入つた年ではない。そして事實扶桑略記などではそれより一層早い傳來が傳へられてゐるのである。併し佛教が朝鮮に入つたのは四世紀末であり、その稍盛大に達したのは一層後であるから、我國に入つたのがさらにそれ以後であることは確實であり、然も推古天皇の三十二年（紀元六二四年）に百濟の觀勒僧の上表文で佛教は傳來以來未だ百年に充たないと云はれてゐる。

さてこの頃國內の宗教状態はどうかと云ふと氏族制度は殆ど崩壊し去らんとして居り、そのために一部落内に種々異なる氏族の成員が雜居することになり、また遠隔の地にある異種族相互間にも緊密な關係が結ばれるに至り、各氏族間に異なる別個の信仰を有する前代の宗教は全く新状態に適應しないものとなつてきた。氏族の宗教は既述の如く原始神道に再編成され、新たに發生した階級關係や地縁的關係に適應されんとしたのであるが、それもある時代の社會状態には適應し得ても大化直前になつて生じた一層ラヂカルな氏族制度崩壊の状態には適應し得ない。加ふるに氏族制度の崩壊、貨幣經濟の發展に伴ひ、民衆の生活は困難を來し、社會不安は増大し、この點からも新宗教が要望されるに至つた。

かくて原始神道もこの頃になると漸くその姿を一變せんとする氣運を示し、例へば全然祖先神ならざる一言主神の如きが權威ある神として出現し、また橋の木に生ずる蟲を常世神と稱し、これを奉れば富を致すと云つて群集して歌舞し、<sup>13)</sup>また茨田の堤を築くに當り河伯カハノカミを祭る人柱の一人が河神の尊貴を否定し、それが水中に投じた瓠を沈め得ざることをもつて自分の説を立證し、遂に生命を助かつたと云ふ記事<sup>14)</sup>が示すやうな信仰状態に達してゐたのである。

そこでこの時、佛教が社會の新状態に最も適した宗教として入込み、民族的慣習道德の頽廢したところに道德律を權威づけるべき因果報説を、氏族制度の崩壊に伴ふ相互扶助の消滅、生活不安に對して佛教的慈善を、人々が民族的宗教の發展たる原始神道の狹隘性を感じてゐるところに國家的宗教（既に大陸では金光明最勝王經を中心とした國家的宗教たる色彩が佛教に強かつた）としての佛教を興へることになつたのである。但し、佛教の以上の如き意義が十二分に發揮せられるのは次の奈良時代に入つてからで、この頃ではそれは未だ畿内その他の極く限られた一部の地方に、然も比較的新知識の多い上層階級の間に行はれたに過ぎず、これら上層階級の間でも、單に珍奇な異國の神としての好奇心及び靈驗あらたかな現世利益的神としての利己心から信仰されたに過ぎない場合の少くなかつたらしいことが佛教傳來當初における日本書紀その他における關係記事から隨所に窺へるのである。<sup>15)</sup>





補註篇

第一節

- 1) 日本石器時代については、大場磐雄氏著、「考古學」(現代哲學全集、第十六卷)が簡單にして要を得てゐる。
- 2) 渡部義通氏、「日本原始社會史」、上、第四章、「日本石器時代の人種」がこの方面の諸説を綜合的に紹介してゐる。併し氏の「結論」そのものには必ずしも賛成できない。
- 3) 清野謙次、「日本人の研究」、「民族論」その他を参照せよ。
- 4) 日本無土器時代の考察については、渡部義通氏、「日本原始社會史」、第三章、第五節、「日本『無土器』時代の存否に就いて」を参照せよ。
- 5) 日本石器時代の交換關係については、拙論「日本古代史における交換經濟の發展」の第一論文(唯物論研究、一九三六年、一月號)を参照せよ。
- 6) 貝塚出土人骨における屍體數については、福津正志氏、「原始日本の經濟と社會」(歴史學研究、一九三五年九月號)の「共同墓地」の項に要約されてゐる。

7) 拙論、「日本古代史における交換經濟の發展」第三論文(唯物論研究、一九三六年六月號)参照。

8) 氏族制度一般についてはモルガン、「古代社會」及びエンゲルス、「家族私有財産國家の起源」を見よ、古代支那人の氏族制度については拙著、「古代社會史」中の支那社會論、シベリヤ諸民族の氏族制度については、L. Y. Shternberg "Semya i rod u narodov severo-vostochnoi azi" ("シベリヤ諸民族における家族と氏族")を参照せよ。

9) 五―七世紀時代の氏族制度(氏族制度の殘存形態)の研究には、太田亮氏、「日本上代における社會組織の研究」(「日本氏族制度の研究」改訂版)がある。渡部義通氏、「日本母系時代の研究」も、日本の原始時代にそれが存在することを立證した限りでは参考にすべき論文である。

10) 田村浩氏、「琉球共産村落の研究」はこの方面の注目すべき文獻である。琉球人が内地人と同系であり、そこに多くの原始的遺制の残つてゐることについては殆ど枚擧にいとまのない程の著書・論文があるが、此處では伊波普猷氏、「古琉球」と「孤島苦の琉球史」をあげておかう。

11) 森本六爾氏、「日本原始農業」、参照。

12) 「安帝永初元年倭國王師升等生口百六十人を獻ず」(後漢書)。

13) 筑前須久その他にかゝる例がある。

第二節

- 1) 支那史籍にあらはれた日本は、太田亮編、「漢韓史籍にあらはれたる日韓古代史資料」に凡べて採録されてゐる。
- 2) 所謂貢納制的諸關係については拙著「古代社會史」を参照せよ。
- 3) 拙論、「國造の語義について」(歴史科學、第四卷第五號)参照。
- 4) 但し「奴」なる文字は最初から奴隸であつたものを指して奴と云つたのか、施入後奴隸となつたから「奴」と云つたのか明らかでない上、二百七十三人なる數字は鎌倉時代の「聖德太子傳曆」のものであるからあまり信用できない。



5) 景行紀には、「俘にせる蝦夷等をもつて神宮に獻る」とあり、仁徳紀には「田道なる人が朝鮮を攻め四邑の人民を虜へて歸つたと云はれる。」

6) 既に魏志にかゝる記事を見るが、武内宿禰がその弟と訴訟して勝つや、それを没して紀直の奴隸としたと云はれる。

7) 大化以後の資料であるが、持統紀には「若し百姓の弟、兄の爲めに賣らるる者あらば良に従へ、若し子、父母の爲に賣らるるものは賤に従へ、若し貸借に准られて賤に没せられたれば良に従へ」とある、かゝることは當然改新前より若干見られたものであらう。

8) 例へば應神紀には「百濟王、縫衣工女を獻る」とあり、雄略紀には吳から手末才伎を獻るとあり、その他かゝる記事は極めて多い。

9) 古墳の尨大になつたことは單に「部」民制が發達したことを示すのみでなく、鐵製農具の普及したことを示す。

10) 蝦夷人は極めて低度の生産段階にあり、農業さへ知らなかつたらしい。日本書紀、齊明天皇四年四月の條では、蝦夷——それは必ずしもアイヌ人ではない——が自ら「官軍の爲の故に弓矢を持たず、但し奴等、性肉を食ふが故に持り」と述べてゐる。同五年の條では日本の使が支那に赴き、唐の天子に蝦夷風俗を問はれ、「其の國に五穀ありや」といふ質問に對し、「無し、肉を食ひて存活ふ」と答へてゐる。これがため、彼らを奴隸として使役することは困難で、景行紀では、「俘にせる蝦夷等を以て神宮に獻る」とあるが、次いで「晝夜喧譁きて、出入禮無」きに依り、「朝廷に進上げたま」ひて「御諸山の傍に安置らしむ」るも、「未だ幾ばくの時を経ざるに悉く神山の樹を伐りて隣里に叫びて人民を脅かす」とある。

11) 註10)に引用したところに次いで「その願意のままに、邦幾之外に班ちつかはし、これが「播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波、凡て五國の佐伯部の祖なり」とある。神功紀には「新羅に詣りて蹈鞠津に次りて草羅城を拔きて還る、是の時の俘人等は今の桑

原、佐藤、高宮、忍海、凡て四邑の漢人等が始祖なり」とある。その他應神紀其他には大陸から貢獻された工人を後の「部」民の祖とした記事がある。

12) 奈良時代の戸籍計帳を利用して「部」民と自由民との比率を見ると次の如くである。

戸籍名	自由民	「部」民	合計	備考
大寶二年美濃國戸籍	六九戸	四七戸	一一六戸	
同 筑前國戸籍	六戸	一九戸	二五戸	但し「部」民中六戸は「卜部」にして「トモ」なるかも知れず
同 豊前國戸籍	二四戸	一五戸	三九戸	
同 豊後國戸籍	〇戸	三戸	三戸	
養老五年下總國戸籍	一戸	六戸	二九戸	
年代不詳推定陸奥國戸籍	〇戸	七戸	七戸	
年代不詳推定常陸國戸籍	〇戸	四戸	四戸	
年代不詳因幡國戸籍	〇戸	四戸	四戸	
神龜二年近江國志何郡計帳	二戸	〇戸	二戸	但し出雲臣戸内に往々出雲部あり、數例に及ぶ
神龜三年山背國出雲郷計帳	二二戸	〇戸	二二戸	
天平五年右京計帳	一三戸	一戸	一四戸	



推定天平五年山城國計帳	二一戸	四戸	二八戸	但し「部」民中三戸は秦人廣幡にて恐らく「トモ」ならん 「神人」を自由民に加へたり 斷簡部をも加へて全部に亘つて調査せり
天平十二年遠江國濱名郡輪租帳	九戸	六九戸	七八戸	
推定天平十二年越前國江沼郡計帳	二戸	〇戸	二戸	
天平十一年出雲國大稅賑給歴名帳	一七〇戸	一三〇戸	三〇〇戸	

- 13) 本節全體に亘つて拙論、上代における「部」その意義及び歴史、日本古代史の基礎問題所収を参照せられたい、なほこの論文は歴史科學昭和十年十月號十一月號、昭和十一年二月號三月號所載の同標題の論文の續編であるからそれをも参照せられたい。
- 14) 大國主命は日本書紀に「大國主神、亦の名は大物主神、亦は國作大己貴命と號す、亦は葦原醜男とまうす、亦は八千戈神とまうす、亦は大國玉神とまうす、亦は顯國玉神とまうす、其の子凡て一百八十一神ます」と云はれてゐる。
- 15) 太田亮氏、「日本上代における社會組織の研究」は以上の如き主張に多くの資料をあたへてゐるから参照せられたい。

### 第三節

- 1) 前節の末尾及び本節の資料として、「古事記」及び「日本書紀」を参照せよ。

### 第四節

- 1) 宗教發生の根原及び原始宗教については、ボクロフスキー監修、「世界原始社會史」中の宗教に関する部分、ルカチエフスキー、「宗教の起源」、クノー、「宗教及び信仰の起源」、レーニン、「社會主義と宗教」、マルクス、「資本論」、第一卷、第一編第一章、「商品の呪術性」の項等を参照せよ。
- 2) 大野雲外氏、「土中の日本」、一四四―七頁参照。
- 3) 土偶の意味については谷川盤雄氏、「土偶の社會學的考察」、國學院雜誌、第三十二卷、九號その他極めて多くの論文がある。
- 4) 招魂、鎮魂については津田左右吉氏、「古語拾遺の研究」、史學雜誌、第三十九編第九・十・十一・十二號に詳細な考證がある。
- 5) 琉球のシャーマニズムについては伊波普猷氏、「古琉球」、佐喜真與英氏、「琉球の女人政治」(民族、第四號)等を参照せよ。
- 6) これについては高橋健自氏、「古墳と上代文化」を参照せよ。
- 7) 一般原始藝術についてはグロッセ「藝術の始源」、ボクロフスキー監修「世界古代史」中の該當箇所等を参照せよ。
- 8) 日本の原始繪畫に關しては高橋健自氏、「日本原始繪畫」の好著がある。
- 9) 例へば日本書紀には弘計王が來目部小楯のために室壽して歌舞したまふことが見えてゐる。その際小楯が琴を絃いた。
- 10) 高野辰之氏、「日本歌謠史」、第一編、上古時代、岩波講座、日本文學中の高木市之助氏「古代民謠史論」、山口麻太郎氏、「記紀歌謠の形態を論ず」、國語と國文學、第三十八九號、福原武氏、「古代歌謠に關する一考察」、國語と國文學、第八號、等を参照せよ。
- 11) 例へば「上宮聖德法王帝說」を見よ。「伊波禮池邊雙欄宮治天下、橘豊日天皇、娶庶妹穴穗部間人王、爲太后、生兒、厥戸豐贖耳聖德法王、次久米王、次殖栗王、次茨田王」は、イハレイヘノベノナミツキノミヤメノシタシロシメシタバナノトヨヒノスメラミコト、庶妹アナホベノハシビトノ王ヲメトリ、太后トナシ、ウミマセルミコ、ウマヤドノトヨミミノ法王、次ハクメノ王、次ハウエクリノ王、次ハマヘダノ王」と讀む。
- 12) 「世界美術全集」、第六卷、参照。



13) 「日本書紀」、卷二十四、岩波版、一四八頁。

14) 同書、岩波版、中卷、一六三頁。

15) なほ初傳時代の佛教については、土屋詮教氏の「日本佛教史」の當該箇所、秋山謙藏氏、「奈良朝における國分寺創建の問題」、史學雜誌、第四十三編、第四號、大西貞治氏、「原始佛教と國民思想」、國語と國文學、第二卷、第七號、和辻哲郎氏、「推古時代における佛教の受容の仕方」、思想、第十號、早川二郎、奈良時代佛教の特徴と意義、社會第五卷、第七號、等参考にすべき論文である。原田敏明氏、「佛教傳來當初の神佛關係」、佛教、第一卷、七號は論文の主眼とするところにおいて卑見と一致しないものがあるが注目すべきものたるを失はない。

なほ本章全體を通じて、渡部・早川・伊豆・三澤共著、「日本歴史教程」、第一卷、渡部・早川・伊豆・秋澤共著、「日本古代史の基礎問題」、渡部義通著、「日本原始社會史」、同氏著、「日本古代社會」、等、参考にすべきである。

## 第二章 「アジア的封建主義」の時代

### 第一節 奈良時代の社會の構造

大化改新を期としてその後數十年間に亘る諸改革によつて完成された社會の構造は大體において元明天皇の和銅三年（紀元七一〇年）より桓武天皇の延暦三年（紀元七八四年）に至る奈良時代に壓倒的・支配的意義を有し、平安時代に入つても新たに擡頭した庄园制度と混在して充分その意義を失はなかつたものである。そこで本章はまづかゝる社會の構造を説くことから始めたい。

最初にこの時代の社會經濟的構成を見る。それにはまづ、當時存在した諸階級、貴族、「公民」、「部」民、奴隸の状態を個別に見て然る後、それらの綜合的考察に移らう。

**貴族** 貴族は前代における征服者即ち共同體の上層者及び中層者、地方土豪（一地方の覇者として大和政權に服従したものの）、歸化人の技術者の子孫などである。この貴族は大體三つの層に分けられる。中央貴族の上層者は、例へば、養老の田令に依れば、四品以上五位以上の位階を有する者は八町以上八十町以下の位田を、大納言以上太政大臣以下の官職にある者は四十町以下の職田を與へられた。また祿令によれば四品以上三位以上の位階を有する者は、三百戸以上八百戸以下の位封、また大納言以上太政大臣以下の官職にある者は、一百戸以上三千戸以下の職封を賜り、四





14. 奈良時代人の風俗 左は禮服姿の武官、右は家居における婦人。共に貴族である。(風俗史講座第六號により描く)

位以下、五位以上の位階を有する者は位封に代へて絶四匹、綿四屯、庸布一百八十常以上の位祿を賜はる。<sup>3)</sup> また軍防令により五品以上には一百人以上の帳内を、五位以上及び大納言以上には二十五人以上の資人を賜はる。その他當時、功田、賜田の制があつたが、それらを賜はつた者もこの階級に甚だ多い。位田、職田は人民を附さない土地であるからこれを賃貸し、あるひは食封の人民の賦役で耕作する。これらの貴族は相當莫大な奴隸の所有者である。これら貴族は相當莫大な奴隸の所有者でもあつたから、その労働を用ひる事も出来た。位封、職封は人民を附した土地で、その土地からの「租」の半分と、「庸調」の全部とが與へられる。併しこれらは勿論、法令上のことであつて、當時は現在よりも一層法令の文面と實際とはかけ離れてゐたと考へられる上に彼らは権力者であつたから、その収入は斯やうに表面に見られるものよりも一層大きかつたと考へ得る。

これらの貴族は江戸時代の封建領主のやうに地方に領地を持ちそこに生活の本據を有するものではなかつた。彼らは奈良を中心とする地方に集團的に生活し、その所領たる封戸の租税の如きも地方に派遣された官吏たる國司が徴收して、中央に移送するのが通例であつた。<sup>4)</sup> なほまた封戸にしても位田・職田・功田にしても一切世襲が認められず、極く例外の場合功田の二三代に亘る世襲・藤原鎌足の功田についての永代所有があつたのみである。<sup>5)</sup> 併し封戸は單に祿物の支給の形式名義と云ふやうなものではなく、特定の地を指定してゐる。また單に民戸を與へたやうなものではなく、名義は封戸であるが、實質上は封郷であつたことが知られる。<sup>6)</sup>

貴族の第二層は前代の征服者、共同體の中層者、外國より歸化した技術者の子孫、地方豪族の中央に移住したものなどより成る。彼らは上層の貴族と異り中央にあつて政務の實際に當り、學問・藝術・思想界の中心となり、地方に派遣された際は國司となつて地方豪族出身の郡司以下を監督した。彼らの利害は殆んど全く貴族の上層者と一致し、「地方豪族」とは稍々「對立」したものでらしい。このなかからは奈良時代から平安時代にかけて多くの學者・名僧・藝術家を輩出した。

寺院は上記二層の貴族中に加へらるべきものである。寺院を統率する高僧は後に至つて空海などの例外を除きいづれも上記の二層の貴族中より選任されてゐるが、それ自身東大寺は五千戸、飛鳥寺は一千七百九十五戸、大安寺は一千五十戸、興福寺は一千二百戸、西大寺は六千三百戸、法華寺は五百五十戸と云ふやうな封戸——太政大臣のそれにも匹敵し、まさる——を與へられ、また東大寺は百五十餘人、法隆寺は五百三十三人、法興寺は六百六十二人と云ふやうに莫大な奴隸を所有した。さらにまた賜田も多く、後には墾田、莊園の大所有者となつた。

そのほか、貴族に數へらるべきものに、前代の「國造」、「縣主」などの子孫たる地方土豪があつた。彼らは父祖傳來の傳統的勢力を地方に振ひ、莫大な奴隸を所有し、墾田の私有制、莊園制度が生ずると地方においてその所有者



となつた。また國司以上の官職に任ぜられることはなかつたが、郡司に任ぜられることは全く彼らの特權で、律令の文面では郡司は一般「公民」よりも採用し得ることになつてゐるが、實際は殆どこの層によつて占められてゐた。<sup>6)</sup> 郡司になるとその職務に伴ふ水田、その位階に伴ふ賜與などがあつて兎も角彼らもまた貴族であつたのである。併し彼らは全然農耕労働と無關係なやうな層でなかつたことは、學令中に農繁期に國學の學生——郡司の子弟——を家に歸らしめる規定のあることにも見られる。<sup>7)</sup> それから中央貴族からは文化低く、地位賤しきものとして蔑視され、中央貴族中の下級者出身の國司の如きにさへ頭が上らなかつたやうである。従つて民衆との關係は前二者よりは緊密で、時にはそれに推されて、中央貴族出身の國司と争ふやうなこともあつたらしい。<sup>8)</sup>

「公民」 この階級は數から云ふと奈良時代に第一に位する階級であつた。まづそれから述べるに奈良時代には後述するやうな中央集權的國家機構の必要、特に班田や徴税の必要より、全國に亘つて戸籍・計帳の類が作成され、人民の姓名・身分・年齢・性別等が登録された。これらの文書の一部分は現在も残つてゐるのでそれを利用して、奈良時代諸階級の間の人口比率を見ることが出来るわけである。さてそれによれば、

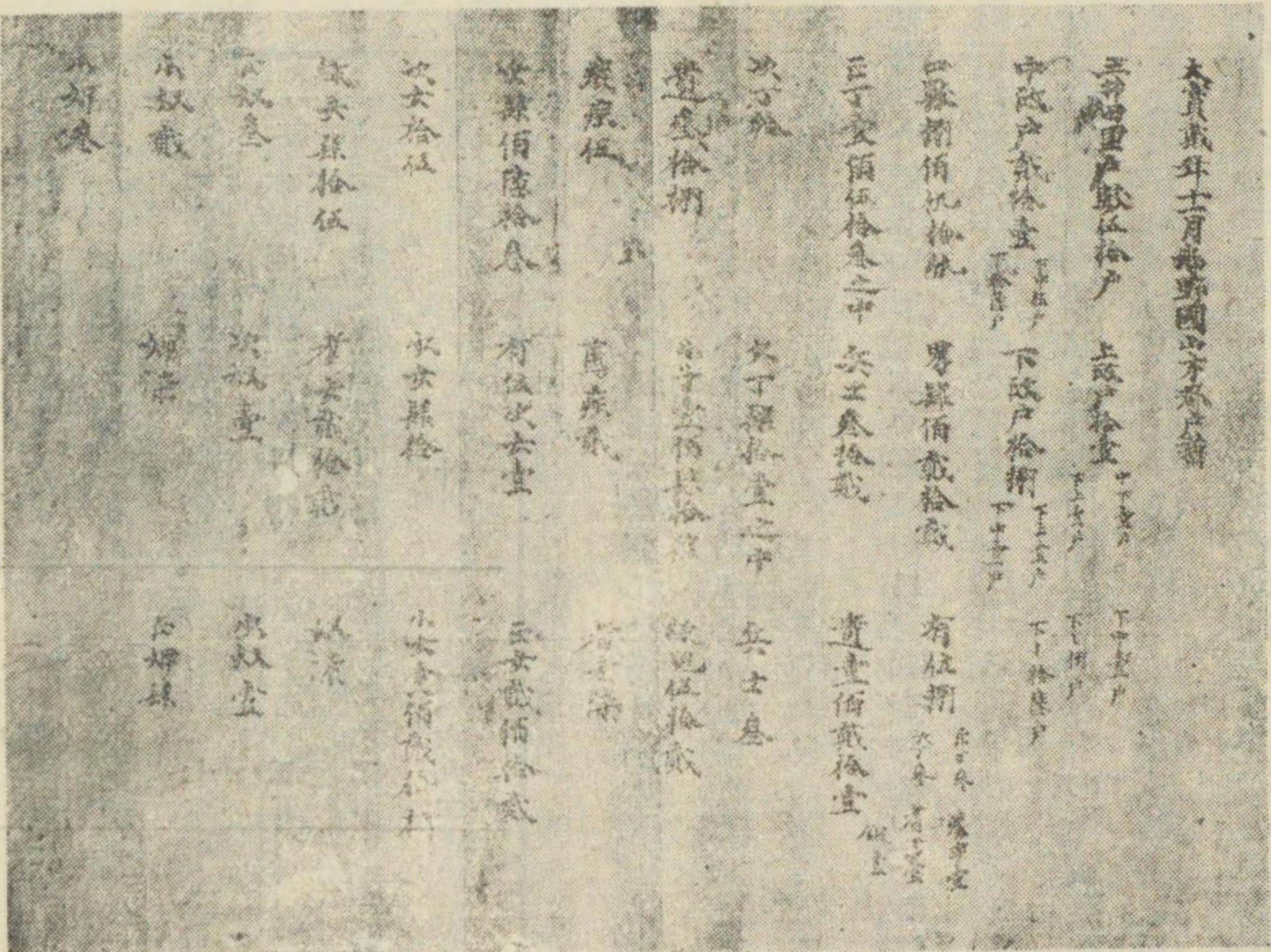
戸籍計帳	氏姓ノ判明セ ル者ノ總人口	貴族		「公民」		奴婢	
		貴姓	卑姓	公民	奴婢		
天平五年右京計帳	一八四	八七	一八	五一	二八		
神龜三年山城國雲上里計帳	一九四	一	一二七	一四	五二		
大寶二年美濃國春部里戸籍	六四二	〇	二三八	三八四	二〇		

戸籍計帳	氏姓ノ判明セ ル者ノ總人口	貴族		「公民」		奴婢	
		貴姓	卑姓	公民	奴婢		
大寶二年筑前國川邊里戸籍	四二五	〇	九二	二九一	四二		
大寶二年筑前國丁里戸籍	四七一	〇	五	四四一	二五		
養老五年上總國大島郷戸籍	六三一	〇	〇	六一〇	三		
年代不詳常陸國某里戸籍	七二	〇	〇	七二	〇		
年代不詳因幡國某里戸籍	五五	〇	四	五一	〇		
年代不詳陸奥國某里戸籍	三六	〇	〇	三六	〇		
合計	二、六九二	八八	四八四	一、九五〇	一七〇		

の如くなる。<sup>9)</sup> 勿論これは採取された資料も少しし、當時の人民が事實のありのままを登録したか否かも疑はしいので正確な數字とは云へないかも知れないが、なほ大體を傳へてゐるとは考へられやう。即ち全人口の七割以上に及ぶ階級なのである

彼等は令に基いて、六年毎に戸口を調査され、その年に六歳に達してゐた男子には二段、女子には一段百二十歩の水田を給せられる。その他園地と稱する若干の畑地が支給せられる。<sup>10)</sup> 口分田は賣買を許されない。併し園地はそれを許された。世間にはこの班田制度の如きものは實際に行はれなかつた假空事のやうに考へてゐる人があるが、後になつては兎も角、大體奈良時代を通じてそれが施行されたことは明らかで、平安時代に入つてもなほ可成り廣汎に行はれてゐたのである。大寶二年の筑前及び豊後の戸籍には各戸の受けた口分田の總額が記載されてゐるし、天平勝寶





15. 奈良時代の戸籍 九分 一大。これによつて當時の人口、階級、家族の狀態等について知り得るところ極めて多く甚だ有益な資料である。往々口分田の田額を記したのものもある。現存するものに北は陸奥より南は九州まである。

七年九月二十八日の文書には班田司に任せられた七十五人の歴名が見えてゐるし、天平神護二年九月十九日の越前國足羽郡司解には田班國司高丘連枚麻呂以下の名が見えてゐるし、天平勝寶二年五月十五日の出舉錢解によれば高屋連兄豚なるものが口分田二段を質入してゐるし、天平寶字三年十一月十四日の東大寺越中國諸郡庄園總祭、天平寶字五年十一月二十七日の大和國十市郡池上郷屋地賣買券その他では、それに隣して口分田が存在したことが見えてゐる。そして類聚國史に桓武天皇の延暦十九年（紀元八〇〇年）に至つて始めて大隅・薩摩の兩國に班田法が施行されたことが記されてゐるのに徴すればこの頃までに兎も角、大隅・薩摩の如き邊境地方以外に

はそれが普及してゐたのであらう。

さてこの「公民」は斯かる土地支給の代償として諸負擔に應じたのである。まづ彼らには租庸調の負擔があつた。「租」は一町歩（そのの收穫は上田五百束以下下田百五十束に及ぶ）について二十二束（十五束となつた時もあるが實質は同じ）、庸は二十一歳以上六十歳以下の男子（正丁と稱す、その年齢には多少の變遷あり）、六十一歳以上六十五歳以下の男子及び労働に堪え得る殘疾者（次丁と稱し、二人で正丁一人に相當する）が負擔し、食費自辨で年に十日間首都で労働する。もし政府がさらにそれ以上の労働を必要とすれば、「留役」と稱してさらに三十日間にわたる追加労働を課し、その代償として「租」、「調」を免じた。普通勞役の徴せられない際は稻以外の生産物地代たる庸が徴せられた。その他農民は地方國衙のために最長六十日にわたる賦役の義務があつた。これを雜役と云ふ。雜役

は必ず六十日と云ふ規定ではなかつたが多くの場合六十日に達したやうである。

その他稻以外の形態をもつてする生産物地代（主として布帛類）があり、これを「調」と云ふ。

調は正丁、次丁、（次丁二人は正丁一人に當る）、中男（十六歳より二十歳までの男子、中男四人は正丁一人に當る）より徴せられ、絹、絶（長さ八尺五寸、廣さ二尺二寸）、美濃絶（長さ六尺五寸、廣さ二尺二寸）、綿（一斤）、絲（八兩）、布（二丈



16. 民間男女風俗（風俗史講座第六號により描く）



六尺、廣さ二尺四寸) 望陀ノ布(一丈三尺、廣さ二尺八寸)、鐵(十斤)、鋏(三口、一口三斤)、鹽(三斗)、鰓(十斤)、堅魚(三十五斤)、烏賊(三十斤)、螺(三十二斤)、熱海鼠(二十六斤)、雜魚の楚割(五十斤)、乾魚(二百斤)、紫菜(四十八斤)、雜海藻(百六斤)、海藻(百三十斤)、滑海藻(二百六十斤)、海松(一百三十斤)、凝海藻(百二十斤)、雜脂(六斗)、海藻根(八斗)、未滑海藻(一石)、澤蒜(一石二斗)、鰻鮓(二斗)、貽貝鮓(三斗)、耕甲贏(六斗)、近江鮓(六斗)、煮鹽年魚(四斗)、煮鹽魚(二十五斤)の何れかをもつてせられた。また正丁のみの負擔する「副調」がある。紫(三兩)、茜(二斤)、東木綿(十二兩)、胡麻油(七勺)、鹽(一升)、紙(六張、長サ二尺、幅一尺)等がそれである。

「租庸調」において負擔の實質は「租」ではなく、むしろ「庸調」にあつたことを記さねばならない。かゝる負擔を數字をもつて計算して見ると農民の餘剩勞動を吞下し、必要勞動にまで食ひ込んでゐることが知られる。11) 農民はその他、義倉輸粟(下々戸において年に一斗、一郷戸三房戸と見て一家族に三升あたり)、三割にも及ぶ高利を拂はねばならぬ出舉稻(政府による稻貸付、これを受けることは農民の義務となつて居り、必要不必要に拘らず一人あたり六十束が貸付けられた)の利子、調庸運搬の賦役、兵役の義務等を負擔しなければならなかつた。然もこれらの義務が正規の法令通り課せられることは稀で、國司以下、種々の名目で課役を加徴した。その結果農民は故郷を離れて逃亡し、浮浪となり、盜賊の群を形成し、12) 庄園制度が起ると陸續そこに入つて庄園農奴となつて行つたのである。この「公民」が如何なる階級であるかと云ふ問題になると筆者はそれを農奴と呼ぶに躊躇しない。彼らは個別的な主人を持たないが、「生産手段と勞働力の結合様式」と云ふ最も根本的な點においては農奴にほかならぬからである。

「部」民 大化改新に際して一般「部」民は解放せられたがなほ解放に洩れたものがあつた。第一に政府所屬の諸官司の工房に働く工業的「部」民や、その他の専門的職業(例へば鶴飼、革具の織物の製造)に従ふ「部」民、山陵の守護に當る陵戸などがある。これらは當時の言葉で、品部・雜戸・陵戸等と呼ばれてゐる。その義務の形態、地位は大體前代の「部」民と異らず、一定の土地を支給され、その上に自己の生活を維持し、勞働・生産物等をもつて餘剩勞動部分を提供したのである。その義務負擔の程度は「公民」と大して異ならぬやうに見られるが、只所有主を持ち、諸種の自由を制限されてゐた。身分的には「公民」より一段低いものと見られてゐる。但しその存在した地域は



17. 準人石像 準人は南九州人であるが、畿内に移されて「部」民となつたものもあつたらしい。この石像は奈良時代のものであるが、犬の頭をしてゐるのは祭時に犬の吠聲をしたからであらう。

大體畿内地方に限られ、その數も極めて僅かである。13) 第二に、政府所屬の官戸・民間所有の家人などと云ふものがあり、これらも前代の「部」民が改新の際、解放に洩れたものである。彼らは一戸をなして生活し、必要勞動部分を自ら生産し、餘剩勞動を勞働・生産物等で提供したのもあつたが、また、前代「部」民の最下層者であつたらしく、主家に養



はれ、單に勞働を給付すると云ふやうな奴隸的なものもあつたらしいのである。そして、所有主を有し、遺産として相續さへされた。併し賣買されることはなかつた。官戸の數は極く少數である。家人の數は正確にはわからぬが、恐らく奴隸程にも達しなかつたであらうと考へられる。奈良時代戸籍には奴隸は非常に屢々散見するが、家人は全く見られない。<sup>14)</sup>併し、いづれにしても、「部」民は奈良時代を通じてそれ程社會的意義ある階級ではなく、然も奈良時代中期より平安時代初期にかけて漸次解放され、全く消滅する。

奴婢 奴隸制は前代に引續いて行はれた、而してそれは全く財物視され、關市令には「凡そ奴婢を賣るは皆本部官司を經よ、保證を取り、券を立て、價を付せ」とあり、天平九年但馬國正稅帳には奴一人を稻一千束で買つたことが記され、天平十八年近江國司解には奴四人、婢一人を稻五千束で買ひ、その際車匠の價格は最高で一千四百束、年十一の少年は六百束、他は一千束であつたことが記されてゐる。單に賣買だけでなく、抵當流れと云ふやうなこともあつたらしく、既に持統紀にはかゝる原因で生じた奴隸を解放すべき命令の發せられたことが記されてゐるが、大日本古文書所收の天平勝寶二年五月十五日の古文書には娘二人を抵當に借錢したことが見えてゐる。奴隸は可成り酷烈な待遇を受けたりしく、弘仁四年六月一日の太政官符では、疾患の奴隸を遺棄することを禁じて居り、律は有罪の奴隸を官司に無斷で殺した主人は笞八十、無罪の者を殺した主人は笞百と規定してゐる。これに反し主殺しの奴隸は解放前たると解放後たるを問はず、死刑となる。奴隸の逃亡は極めて多かつたらしく、神龜三年出雲郷のある戸籍の如きでは十人の奴隸中八人までが逃亡してゐる。<sup>15)</sup>

奴隸は民間におけるものは大體家内奴隸として存在した。地方の豪族には多數の奴隸を有するものがあり、卅七人、五十九人と云ふやうな數字が當時の戸籍に見えてゐる。併し、當時大家族的であつたらしい一家の人數と比較すると相對的にはさして多數ではなく前者では七十二人、後者では卅九人が家族内の自由民である。<sup>16)</sup>極めて多數の奴隸を所有した貴族があつたか否かと云ふ問題が起るが、これに關して確實な資料はない。通常物部大連家の滅亡に際してその所有奴隸の半ばが四天王寺の奴隸となり、その數二百七十三人に達したと云はれるが、果して物部大連家の奴隸が四天王寺の奴隸にされたのか、それに加擔した一味がさうされたのか充分に明らかでない上に、この數字の載つてゐる聖德太子傳曆は鎌倉時代のものであつて信用し難い。次に大宅可是麿が東大寺に六十一人の奴隸を施入したと云ふ事實が指摘されるが、そこでは正身なき奴隸の施入が大部分であつたことが立證されてゐる。<sup>17)</sup>即ち數代前に死んだ人間に對して自家の奴隸たることの認知の訴訟を起し、勝訴の後、その血統を受くる者凡べてを良賤相通じて生んだ子として一舉に數十人奴隸にして了つたのである。併しこの奴隸は可是麿の手にないものであるから東大寺に施入し、その手で逮捕させたのである。かゝる事例は當時極めて多かつたらしく、法興寺の如き實に七百二十四人の奴隸について訴訟中とあり、法隆寺でも二十五人がさうであつた。さうして奴隸の血の混じた人間が、奴隸であるか否かと云ふ問題は當時の法律上の大問題で、この點で法律は屢々改められてゐる。さて斯う見てくると當時豪族のものに極めて多數の奴隸があつたと云ふ證據とされる、下毛野臣が六百口の奴婢を免じたと云ふのも、かゝる種類のものではないかと疑はれる。さらに當時豪族のもとに多數の奴隸があつたと云ふ證據にされる數字は續日本紀天平十七年九月の條に見える、「巨勢朝臣等久しき時より訴へたる奴婢二百三人、今既に訴を停め、請ふ良に従はんと欲す」、<sup>18)</sup>と云ふ記事であるが、これも上掲大宅可是麿の如き場合であつたらしいほか、巨勢朝臣等とあり、巨勢家だけに二百



三人の奴隸があつたとする通説は退けられねばならぬ。その他貴族に與へられた位田・職田の類が賃貸されたらしく、奴隸労働で經營されたのでないらしいことや、律令が貴族階級中心のものであるにも拘らず、班給すべき口分田の不足を告げた際には簡単に奴婢にあたへるべき口分田を削つてゐるのなどを見ると決して當代の貴族をギリシャIIローマにおけるやうな大奴隸所有者と見ることはできない。<sup>19)</sup>

次に官奴はどうかと云ふと、これは主として畿内地方に置かれたが、その数は數百人を中心とする數で、數千・數萬と云ふものではなかつたと立證されてゐる。<sup>20)</sup>

但し寺院には極めて多數の奴隸が置かれ、東大寺は三百五十餘人、法隆寺は三百八十三人、法興寺は六百六十二人、等と云ふやうな數に達してゐた。

次に奴隸制の發展の地方的分布を見ると、人口千人につき畿内地方百八十四人、北九州五十八人、濃尾地方四十六人、關東地方十一人（大日本古文書第一卷所收、戸籍計帳によつて計算）と云ふ數字が得られ、大體文化の分布に比例するらしい。

最後に日本における社會制度としての奴隸制の消滅もまた早くも奈良時代末から、平安朝初期にかけて起つてゐる。奴隸は莊園の發生と共に土に植えつけられて農奴化し、「班田農民」から轉化した莊園農奴と異ならないものになつて了つた。奴隸制度の「自然的消滅」——これが可能であつたのは、ギリシャIIローマにおけるやうにそれが社會の支配的制度ではなく、封建主義の枠内における副次的經濟制度であつたが故である。ギリシャIIローマにおいては奴隸制度は「奴隸的労働形態と奴隸の低級な生産上の資格とが生産の技術的水準の向上を殆ど不可能ならしめ」、「自由市民を直接の生産過程」から驅逐し、他方「奴隸は、生産力發展の桎梏となつた生産關係に對する生産力の反抗を指導し得なかつた」故社會を出口のないデレンマに陥らせたのが、日本の場合では状態がこれと著しく異つてゐたからである。

**奈良時代の社會經濟的構成** 既に述べた如く當代人口の壓倒的多數は農奴たる「公民」より成り、奴隸は極めて僅かで、總人口の一割にも及ばない。併し勿論これだけでは當代社會の社會經濟的構成を決定することはできない。何故なら例へば資本主義社會において農民は労働者より多數であるが、それによつてその社會が資本主義社會で失くならない。だがもう少し、根本的にこの問題を考へて見ると、資本主義社會で労働者が必ずしも多數でないのにその社會を資本主義社會としてゐるのは、労働者が極めて重要な生産部門に働き、その生産性が高く、社會が農業よりも工業を樞軸として運動してゐるからである。そこでいま、奈良時代の「公民」と奴隸とにたちかへつて考へて見ると、奴隸の活動したのは當代經濟において贅物たる寺院であり、家内での労働助手であり、あるひは全く家事的雜用であるに過ぎない。そしてかゝる生産部門を「公民」のそれより重要であつたとは決してできない。「部」民をも奴隸のうちに入れて考へて見ても、官戸家人は官奴婢中の農業方面に用ひられたものと共にその數があまりに僅かであり、「部」民はその工業方面に活動するものも漸次その意義を失ひつつあり、その手になると同様の生産物が「公民」の手によつても生産されつつあつた。特に農耕具たる鋤の如きについてさうである。次に「公民」と奴隸との生産性の比較になるとこれは問題にもならない。農奴たる彼らの方が、奴隸よりはるかに生産性の高かつたことは當然である。それから當代社會が奴隸労働を樞軸として運動としてゐるやうなことは全くなく、當代社會から奴隸労働を消し去つても我々は當代社會の再生産過程を考へるにいささかの問題もない。



以上の様に見てきて當代は明らかに農奴制に基く社會、一種の封建制社會であると云ひ得る。ただその農民が個々の封建領主に所屬せず、國有地農民であつた點が問題であるが、それは、インド・支那その他の東洋諸國にも決して類例のないことではない。そして資本論では次のやうにさへ云はれてゐる。「土地所有者たると同時に主權者として直接農民に對立するものももし私的の地主でなく、アジアに見られる如く國家であるとすれば、その場合には地代と租税とが一のものとなつて来る、と云ふよりも寧ろ、かゝる地代形態と相異つた租税なるものは存在しなくなるのである。斯やうな事情の下においては隸從關係なるものは政治上にも、經濟上にも、この國家への一切の臣屬關係に相通する所よりも苛酷な形態をとるに及ばない。この場合には國家が最高の地主であつて、主權とは國民的規模に集積された土地所有に外ならない。」<sup>22)</sup>

而して、我が江戸時代や、西ヨーロッパの中世紀に見られるやうな封建制度と異つたかゝる封建制度が生じたのは如何なる理由によるのであらうか？ 次にそれを考へて見る。

共同體的諸關係の殘存 紀元五世紀頃から我國には大陸の進歩した生産技術が輸入され、その普及・生産諸力としての實現は當時存在してゐた「部」民制や共同體的諸關係の遺存が著しく妨げたにも拘らず、兎も角ある程度に實現された。然るにかゝる生産諸力の發展段階は既に大陸において示されてゐるやうに充分農奴制度を可能ならしめるものであつた。だがかゝる生産諸力の段階に照應して地方自身に農奴制的に封建制的諸關係が生じ得るがためにはなほその共同體的諸關係があまりに強かつた。かくて農奴化は畿内地方の征服者に共同體と地方の被征服者に共同體との間に發展し、これが大化改新における「部」民制の撤廢と共に全面的に定立せられ、奈良時代の社會を生んだのである。従

つてかゝる社會構造を成立せしめた特有の要因は我が古代及び上代史における共同體的諸關係の廣汎な存在である。

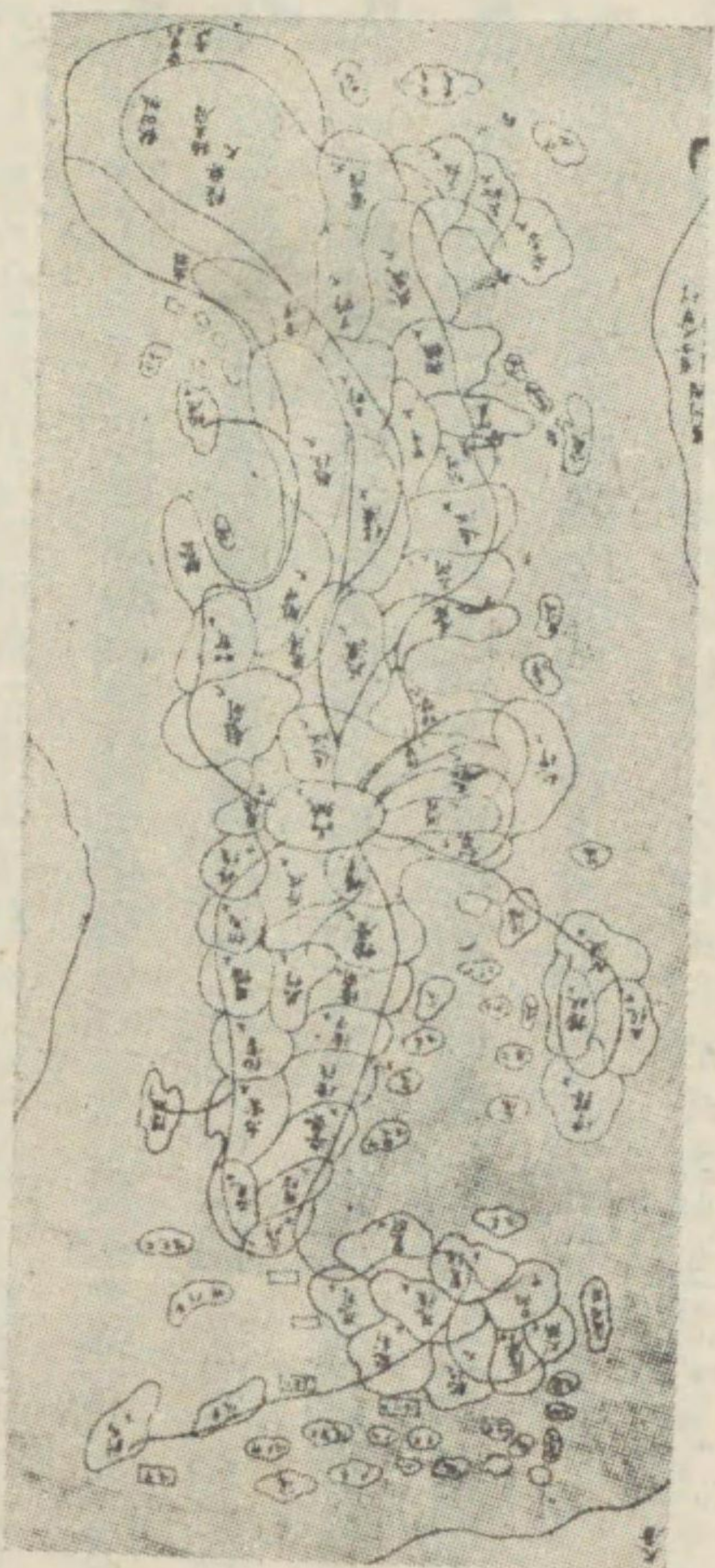
これについて若干の諸事實を指摘すれば、畿内地方の如き先進地方の支配階級の間においてさへなほ氏姓制度の如きものが行はれ、氏族組織の鞏固な遺存を見る。従つて文化がこれ程に發展してゐなかつたらうと推定される諸地方の、然も被支配階級の中に氏族制度はこれ以上の鞏固さをもつて保存されてゐたらうと推定することは決して困難ではない。畿内地方の如き先進地方においてさへ階級に身分關係が「氏」内部に生ずることは困難で、それは「氏」内部の關係としてでなく、「氏」と「氏」との關係として、即ち氏姓制度として生まれざるを得なかつたのである。従つて地方において共同體内部に階級に身分關係を發生・發展せしめることは一層困難であつたらう。次に既に内田銀藏氏によつて指摘されてゐる如く、大化改新後の班田制度の實施の可能はそれに先行して共同體内部に類似の慣行の存在したことを豫想せしめるものである。第三に當時交換關係は甚だ未發達であつた。従つてこれによる共同體の分解を豫想することができない。

勿論、奈良時代において既に地方的富豪を發生せしめつつあつた。奈良時代の古文書からも、東大寺に河内國河俣人麿は錢一千貫を、越中國礪波臣志留志は米三千石、墾田百町歩を、同物部連族子島は錢一千貫、車十一輛、牛六頭を、同可直眞束は錢一千貫を、同漆部直伊波は高布二萬端を、伊豫國板持連眞鈎は錢百萬を、同藤原仲麿は米一千石を、伊豫國分寺に伊豫國の大直氏山は稻七萬七千八百束を、西大寺に武藏國大伴部直赤男は商布千五百反、稻七萬四千束、田百四十町歩を施入してゐる。<sup>23)</sup>當時奴隸の價は錢一千文以下であつたのを見ればこれが如何に莫大な富を意味するかが知られよう。



併しこれらの諸事實はこれらの土豪自身ある程度に共同體の地方的征服者であつて、共同體の分解によつて生じたものではないと考へられる一方、それが共同體の分解の結果、生じたものである限りでは既に奈良時代の社會構造の衰退化、莊園制の發生・發展への展望を示してゐるのである。

**中央集權的國家機構** 既に述べたやうに當代の貴族の大部分は畿内・特に首都に生活の本據を有してゐる。地方には郡司以下の官職に任ぜられるやうな小貴族が居つたがこれもまた地方のある地點において親族達と共に集團をつつて生活してゐたのであらう。中央からは國司が派遣され、これらの地方豪族以下を監督したが、その所在地は國府であり、ここに國分寺・國學なども置かれ、首都から引率してきた人間が屯してゐたのである。貴族が殆ど首都及びその附近に生活し、地方には概して云へば農民が居るのみであるから中央と地方との文化的懸絶には驚くべき程のも



18. 古代の日本地圖 唐招提寺に藏せられ、行基作と傳へらる。(日本美術史より)

のがあり、中央には我々が所謂奈良文化として驚異の眼を見張る文化があつたが、奈良時代初期に至るまで關東地方では前方後圓墳の原始的埋葬が行はれ、東北地方に行くと、平安時代まで石器時代が続いてゐたと推定されてゐる。<sup>24)</sup>

社會の斯やうな構造に適應して當時の政治機構が存在した。

中央には神祇官及び太政官があり、太政官のもとに、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省及び百官があり、それぞれその管轄事項を擔當した。この組織を一見して知られるやうになほ祭政一致的色彩が強く、且つ宮中・府中の別は明瞭でない。これら八省のうちで内政に當るのは主として民部・大藏の二省で、戸籍を勘へ、租庸調の額を調べ、國用を辨ずるのは前者、民部省の作成した帳簿に従つて徵稅し、また他省の要求に應じて現品を支給するのは大藏省である。その他當時の政治組織で注目すべきは、大藏省はじめ諸官省に、典鑄司・漆部司・縫部司・織部司・圖書寮・造酒司等の附屬工場があり、「部」民、「トモ」(宮廷附屬の技術者)等の勞働をもつて經營されたことである。

地方の行政區劃は國・郡・郷・里・五保・郷戸の系列になつてゐる。國は數郡を合して設けられたもので國司を長官とする。郡は大化改新前の「國造」領に相當し、郡司を長官とする。郷は數里を合して設けられ、里は改新前の「稻置領」に相當し、後には「郷」が廢れて専ら「里」が行はれてゐる。その長官を里正と云ふ。五保は實際の一家族たる房戸を數個合した郷戸をさらに五つを合して構成され、「保刀禰」を長官とする。以上の説明によつても知られるやうに郡・里・五保は古くから自然的に發達した制度で、國・郷・郷戸は後に法令をもつて制定されたものである。

國の長官たる國司は中央貴族の間より任命され、その長官、國守の如きは普通五位以上の位階のものがこれにあたり、數年を任期とする。注意すべきは彼らが後世の封建領主の如きものと異り、その領地を所有したのではなく、「行政官」「司法官」として單に管理したのであると云ふことである。「國司」のもう一つの特徴は郡司もさうであるが一



人の人間でなく、數人の人間による「參與制」であつたことである。その數は大國・上國・中國・下國等について一定しないが、これを表に示せば次のとおりである。

國別	四等官	雜任
大國	守 介 大椽 小椽 大目 小目	國博士(一人)
上國	守 介 椽	國書生、檢非違使、國掌等、若干
中國	守 同	國醫士其他
下國	守 同	國醫士其他
	目 史生(三人)	國醫士其他
	目 史生(三人)	國醫士其他
	目 史生(三人)	國醫士其他
	同	國醫士其他

國司の職務は、併し實際事務にあたると云ふよりはむしろ、郡司を監督すると云ふ點にあり、この點で改新前の時代の國司(クニノミコトモチ)にも若干通するところがある。國司の収入は律令の規定する處に従へば位階、官職に伴ふ祿物、位田、職田等にすぎなかつたが、種々な「役得」が少なく、非常に収入の多い役目であつたらしい。まづ「不三得七」の制がある。部内からの田租の取立ては凶年、農民の逃亡その他の事故もあつて、部内の人民から必ずしもその全額を取たて得るとは限らなかつた。そこで何時とはなしに「不三得七」の制と云ふのが行はれて、國司は部内の人民から取立つべき田租の七割を官に納めればよいと云ふことになつた。この意味はあとの三割をもつて凶作其他に際しての免税にあてるためであつたが、これが國司の私腹を肥す手段となり、國司は中央に七割を徴収したやうに報告しておき、實際にはあとの三割をも徴収して己れの収入とした。次に諸國の正倉に貯へられてゐる米穀を無料で借出して、それを利子をとつて部内の人民に貸出す。當時一般の利率は年五割にも及び、而もこの貸

出は借受人が欲すると否とを問はずに強制的に行ひ、取立ては権力をもつてしたからこれが國司の莫大な収入となつた。後には法令をもつて、大國十四萬束、上國十四萬束、中國十萬束、下國八萬束等とこの正税の貸出額を定めてゐる。最後に公廩物の分與がある。公廩物とは國衙の費用に缺損を生じた時に備へた豫備金であり、公廩田と稱する政府所有の田を農民に耕作させてその費用にあてた。ところが、國司等は國衙の方には如何なる無理をしても缺損をつくらず、この豫備金の着腹に努めた。ところが後になるとこの方法はすっかり中央政府の承認するところとなり、公廩物と稱して大國四十萬束、上國三十萬束、中國二十萬束、下國十萬束などと定められ、國守(國司中の最長官)以下の間におけるその分配率まで決定されてゐた。その他思ひ切つて法令を全然飛び越へた苛斂誅求も行はれたらしく、既に補註篇に示した「尾張國郡司解文」——尾張の郡司以下が國司の失政を中央に訴へた文書——等を見るとその有様が知られよう。國司の職務は地位の低いにも拘らず斯やうに収入が多かつたから中央貴族の下層者は後になると争つてこの位置を追求し、遂にはその定員をもつては希望を充し得ず、「員外」、權任の國司、即ち任地を持たないにも拘らず、収入だけは得る國司を生じ、また身は京都にあつて任地に代人を送る「遙授の國司」を出し、また重任して京に歸らぬものなどを生ずるに至つた。

郡司は主として舊時代の國造等の子孫の國學を卒業したものより選ばれ、實際の民政に當り、里正、保刀禰は一般民衆中の才能あり、名望ある人間より選んだ。

その他記すべきものに太宰府がある。これは九州全體に對する「總督府」のやうなものである。その他、京には京職、攝津には攝津職がある等、畿内地方にも稍々特色ある政治機構が存した。以上の外中央より全國に向つて巡察



使・按察使の派遣されることがあり、これも地方政治を監督する任務を帯びてゐたのである。

軍事について令制の概要を示せば京に六衛府があり諸國に國毎の軍團があり、また北九州には大陸の侵寇に備へて防人サキモリがおかれてゐた。これらはすべて「徴兵制度」によつて成立したもので、後世の武士の如き專業者ではない。軍團の將校たる大毅少毅等、六衛府の將校たる兵衛は主として地方貴族の子弟から選ばれた。一般兵士は正丁（廿一歳以上六十歳以下の男子）の五分の一乃至八分の一（律令では四分の一と規定す）を兵士と定め、兵士の選にあつたものは、百日に十日内外を軍團に勤務（上番）し、また任期中の一年を京都において衛士として、三年を九州において防人として暮す。軍團の兵士は平常一國について、百人（小國）乃至五百人（大國）が常備され、盜賊の逮捕



9. 左は武裝姿の武官（貴族）右は武裝姿の衛士（平民）（風俗史講座第六號より）

や叛亂の鎮壓にあたり、戦時には下番者を加へて大部隊を編成して出征した。奈良時代には實際に外國への征戦はなかつたが、天平寶字五年に惠美押勝が征韓を企てたので、その兵力を知ることが出来る。それに依ると東國及び山陽、南海諸國の兵士の約三分の二を動員して、東國（肥前、對馬を加ふ）よりは兵士一萬五千七百人、將校七十八人、水手七千五百二十人、合計二萬六千九百八十八人を、中國、四國地方よりは、兵士一萬二千五百人、

將校六十二人、水手四千九百二十人、合計二萬七千四百八十二人を動員した。即ち全部合して約四萬人の軍隊である。六衛府の常備兵は約二千、防人は六七千であつたらうと考へられる。

紀元七九二年に至りこの兵制には一大改革が行はれた。即ち諸國の軍團を廢して、「健兒コンダイ」の制を設けた。これは地方貴族の子弟より選抜されるもので、その人数も在來よりは減少されたらしい。只東北地方に備へる陸奥、出羽の鎮兵等は在來の如く徴兵をもつてあてられた。この改革は庄園制度の發展と相俟つて專業兵士たる武士を生む機縁をなすものである。

手工業及び貨幣經濟 手工業には貴族の需要を充すものとして「部」民及び「トモ」による工藝品の製作があつた。圖書寮には造紙手（トモ）及び紙戸（部）があり、造兵司には雜工部（トモ）及び雜工戸（部）があり、この雜工戸中に楯縫・鍛戸・鞆作・弓削・矢作・羽結等があり、大藏省に藏部（トモ）及び・衣染・沓縫・蓋縫（部）等があり、漆部司に漆部（トモ）及び泥障・革張（部）等があり、典鑄司に雜工部（トモ）及び雜工戸（部）があり、織部司に挑文師（トモ）及び染戸（部）があり、典藥寮に藥園師（トモ）及び藥戸・乳戸（部）があり、造酒司に酒部（トモ）及び酒戸（部）があつた。類似のものは確證がないが貴族の私邸等にもあつたかも知れず、寺院には寫經のための一大「工場」さへあり、一回に、經師四十人・題師一人・校正八人・裝潢四人・膳部二人・雜使四人・駝使丁十六人が數ヶ月に亘つて使役されたやうなことを示す文書も残つてゐる。これらによる製作品は奈良の諸大寺等に残つてゐる當時の工藝技術の發達に我々の眼をみはらせるものであるが、同時にそれは甚しく大衆性に乏しい奢侈品で、それをもつて當代工業の状態を速斷することは許されない。但し一般大衆の間においても漸次工業の



發達が起り、調庸に當てられた工藝品の種目を見て、金屬製農具、絹・麻等の織物、染料・紙・木製器具等に及んだらしい。併し農業と工業は未だ分離せず、それらの可成りの部分は農家の副業として調庸に應ずるためか、自家用のために行はれてゐたのである。但し多少共専門の技術を要するやうなものは漸次分業化されて來、解放された工業的「部」民と相俟つて一般民間の需要に應じたのである。當時の古文書中に奴隸の姓名の下に車匠と註記したもののあつたことは既に述べたが、これは車輛の製作等が專業化されてゐた證據である。關市令には刀槍・鞍・漆器を賣ることに關する規定があり、天平五年越前國郡稻帳には錦綾羅機・絲等を民間から購買したことが見えてゐる。

この時代にまた賃銀労働も出現した。

合造作並修理舎八箇  
單功九百七十四人、充功九百七十四束（人別一束）

食料三百八十九束六把（人別四把、古文、四卷、五四頁）

右は家屋の修理のために人夫を傭ひ、食料（人別四把、春米にして現今の八合）及び賃銀（人別一束、春米にして二升）を支拂つたことを示すものである。斯やうな賃銀支拂の記録は非常に多い。

雇夫三十六人 單人六人 功錢五百四十文 人別十五文

食米七斗二升 人別二升准錢四百三十二文、別六文 古酒一斗 直錢六十文（古文五卷、六五頁）

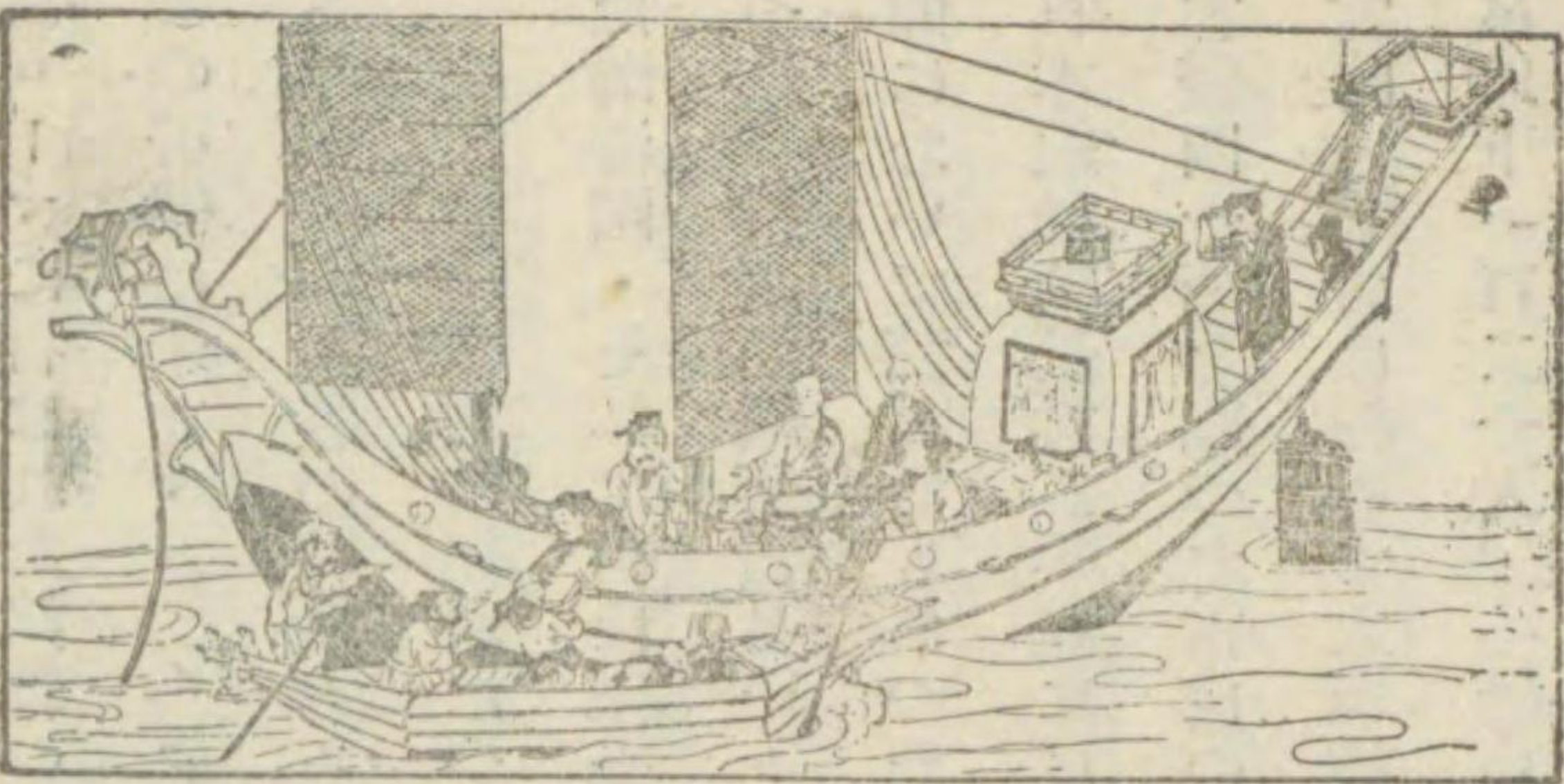
などはその一例である。斯やうな賃銀労働のうち工業に用ひられたもののあることは、古文五卷が、瓦工十六人に對し功錢百六十文、米三斗二升其他（一三六頁）と記し、また同書が、木工七人功、二百七十二文（三六九頁）等と記してゐるのを見ても知られる。

因みに、上述の寺院内その他における一大「工場」をマニファクチュアなどと云へばそれは誤謬である。それは丁度ローマに行はれた奴隸の「大規模」労働をマニファクチュアと同視するやうなものである。單なる多數者の一ヶ所での労働は未だマニファクチュアではない。マニファクチュアの存在のためには賃銀労働の使用は勿論、一般にあらゆる早期資本主義の特徴とそれが結びつかなければならぬ。

次に當時の貨幣經濟について述べればこの時代の對外貿易の對手國としては、支那・朝鮮・當時沿海州方面にあつた渤海國・それに尙ほ完全な意味で民族的に統合せられてゐなかつた琉球・東北地方等があるが、後二者を除けばいづれも所謂「國營貿易」として行はれ、朝貢とか、朝聘とかの形式をとつてゐる。併しこれが政治上の通好である反面において貿易でもあつたことは、關市令には「凡官司未だ交易せざる前に私に諸蕃と交易するを得ず」とあり、續日本紀神護景雲二年條には左右大臣以下に綿を賜つて新羅交關物を買はしめたとあり、貞觀十四年五月には渤海人に官錢四十萬を賜つて市店の人を呼び集めて日本の工物を賣らしめたのである。而して大陸との交通には當時としては極めて大規模の準備と冒險とを要したので例へば書紀所載、白雉四年の遣唐使が「船に大使高田百根麻呂以下二百二十人、一船に大使吉士長丹以下二百二十一人をもつて出發してゐるが如く、普通一船百餘人、一回四隻をもつて出發してゐる。彼より來朝したものは、天智四年に來朝した劉德高の一行が二百五十人、また十年における郭務悰の一行は四十七隻、二千人より成る。その冒險について述べれば、當時朝鮮沿岸を通過する北路と、直接揚子江口に達する南路とがあつたらしいが、いづれも颶風によつて半ば漂流的に進むのであり、あるひは途中難船して殆



ど全員溺死する（白雉四年）場合あり、孤島に漂着して殆ど全員殺害される（白雉五年）場合あり、或ひは崑崙國にまで漂着して然も殆ど全員が殺され（天平四年）、幸ひにして彼土に達した場合にも海上に年餘も漂流してゐる（白雉五年）。



2. 遣唐使

次に大陸との交通によつて如何なる物品が輸入され、輸出されたかと云ふと、唐との交通については文獻にあまり詳しくは述べられてゐないが、天平七年四月吉備眞備歸朝の際は、唐禮一百三十卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十二卷、影を測る鐵尺一枚、銅の律管一部、鐵如方響、寫律管聲十二條、樂書要十卷、絃繩の漆れる角弓一張、馬上に水を飲む漆れる角弓一張、面を露し、四節を漆れる角弓一張、甲を射る矢廿隻、平射箭十隻等をもたらせることが續日本紀に明記あり、同時に歸朝した玄昉は經論五千餘卷、佛像等を獻じたとある。我より如何なるものを送つたか充分明らかでないが、仁明天皇の承和三年（八三六年）には、國司の禱に應じて砂金を出すを助け、能く遣唐使の資を助けた陸奥國八溝黄金神に封戸を充てたとあるから後には黄金などもその一部であつたらしい。

新羅の場合には天武天皇八年の彼よりの貢上品には金・銀・鐵・鼎・錦・絹布・皮・馬・狗・驛・駱駝・刀・旗の名が見え、朱鳥元年の場合には細馬一疋・驛一頭・犬二頭・鍍金器・金銀・霞錦・綾羅・鹿豹の皮・藥物の類、併せて百餘種の名が見える。

正倉院御物中にはこれらの貿易のもたらせる單に支那産の物品のみでなく西域諸國のものまでがある。その他技術者を進めた例も少くなく天平勝寶六年遣唐使と共に鑑真和尚の來朝した際には、僧侶の外、胡人・崑崙人・騰波國人など數十人が來り、我美術史に大なる影響を與へ、大化五年新羅の人質を送るや同時に才伎十二人が來朝してゐる。

渤海からの「貢物」は主として獸皮、人參である。例へば神龜四年には、貂皮三百枚、天平十一年には大蟲皮、罷皮各七張、豹皮六張、人參三十斤、蜜三石がもたらされ、これに對し我よりは織物、綿等が贈られてゐる。

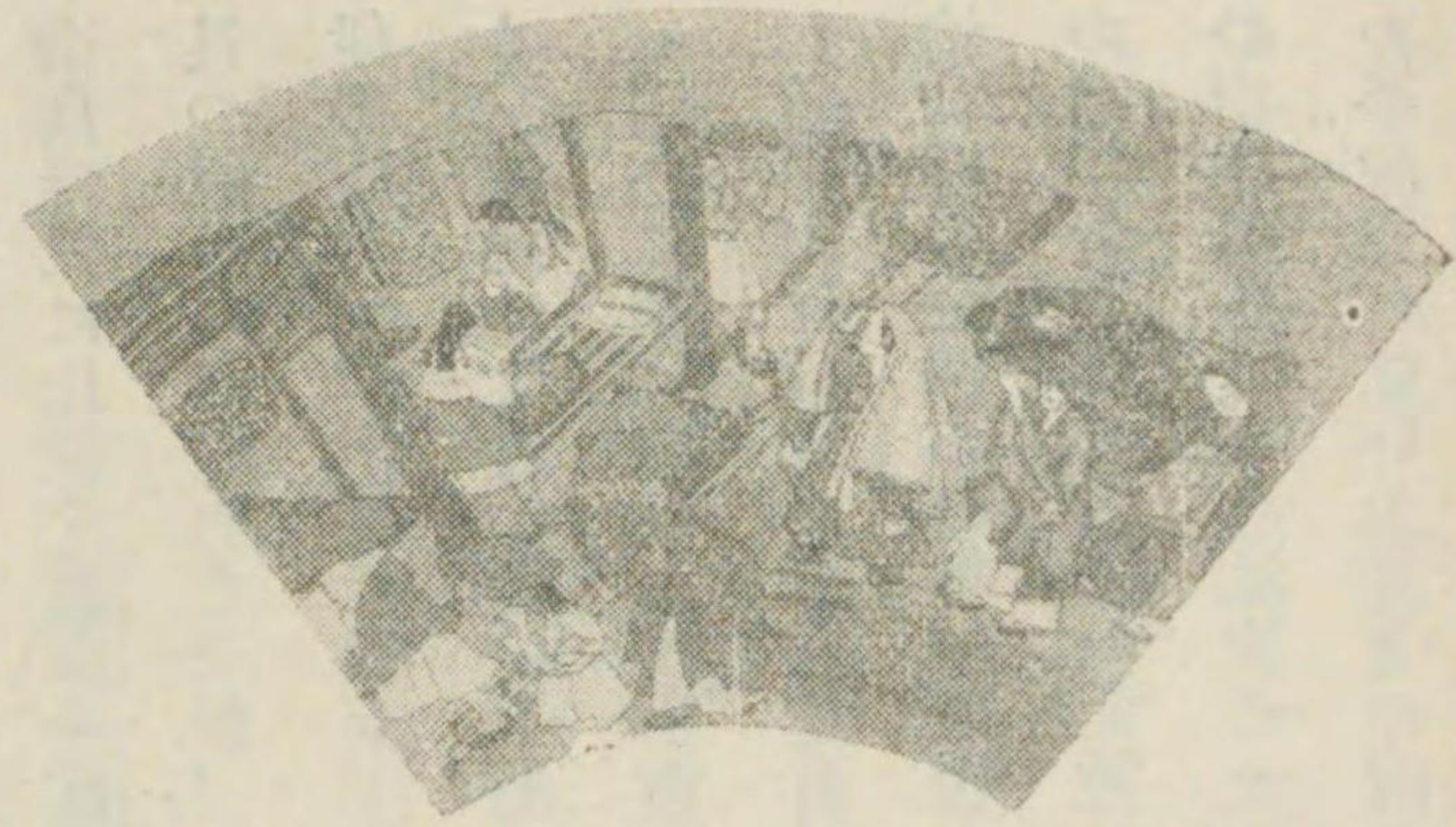
次に國內流通について述べる。

この方面では既にこの時代には「市」も、「市」以外の普通の店も、行商も見られるやうである。併し「市」は京の東西市（關市令）、山城恭仁京の東西市（續日本紀十四、天平十三年）、飛鳥京の東西市（扶桑略記大寶三年）、駿河の阿部の市（重葉集、三）、備後深津市（日本靈異記）、美濃少川市（日本靈異記）、三河矢矧市（催馬樂、貫川）、越前都魯鹿津（日本靈異記）、その他、職員令攝津職に見られるもの、出雲風土記に見られるもの等があつて、この時代になると相當普及してゐたことが推知される。「市」以外の普通の店舗についても、日本靈異記に讃岐國の大領の家族が酒を賣り、暴利を貪つたことが見えてゐるから多少存在したことは疑ひないが、行旅の人々に對して錢に代へて稻を賣らしめることにさへ困難した（續日本紀）程であり、天平神護元年十月には車駕が京を出づるに際して陪從の人々に困難させぬために「權置<sup>カリ</sup>市廩<sup>ニ</sup>、令陪從及當國百姓等一任爲<sup>ニ</sup>交關<sup>ニ</sup>」（續日本紀）した程であるから前者に比すれば甚だ普及しなかつたものであらう。尤も帝都はこの例外で、市以外の場所で酒などを賣つてゐたこともあるらしく、淳



仁天皇の御代に茅原王と云ふ人は天性凶悪で平城京の西肆で事故を引起したとある（淳仁紀、天平寶字五年二月）。また時代が少し下がるが平安時代になると、「凡京中、衛士、仕丁等坊、不得商賣、但酒食不在此例」とあり、酒以外の物品を京都の「市」以外の場所で賣つてゐたことが知られるのである。最後に行商は、國內流通の三形態のうちで最も發達してゐたやうである。日本靈異記には檜幣嶋なる奈良左京六條五坊の人間が大安寺の修多羅分錢三十貫を借りて越前の都魯鹿津（敦賀）にまで出掛けて交易したことや、兄と共同して行商し、銀三十斤を得たが、貪欲の兄に殺された弟のことなどが載つて居り、淳仁天皇の廢帝として淡路に遷され給ふや、その側近の人々が商人と稱して參同したことなどもあつて、少くとも斯様なことが可能である程に普及した形態であつたらしい。西岡虎之助氏に依れば平安時代の「行商は多く荷ひ商人であつたらしい。後にとく奈良の鯖賣の翁も杖で箕を荷つてゐるし、また拾玉集に、荷なり持つさうき（雜器）の入れ子まちあしだ世を行く道の物とこそ見れ、といふ歌もあつて荷つて貨物を賣りさばいたのである」とある。要するに國內流通の形態としては行商と「市」が主であり、普通の店舗は微々として振はなかつたやうである。而して行商と「市」とは相互に密接な關係があつて、遠隔から荷を搬んできて「市」で賣捌くと云ふやうなことも行はれたのである。

ここで「市」の模様を京の東西市について述べて見れば、延喜式に「凡そ毎月十五日以前には東の市に集ひ、十六日以後には西の市に集へ」とあり「凡そ市は恒に午の時を以て集れ」次いで、「日入らむ前に鼓を三度撃ち散れよ」とある、また、「凡そ市は肆（店）毎に標を立てて行名を題せ」、「市の司貨物の時價に准じて三等に爲せ」とある。如何なる品目を賣つて居つたかと云ふと大日本古文書所載の文獻中に寫經所が市から物品を購入してゐる記録があり、



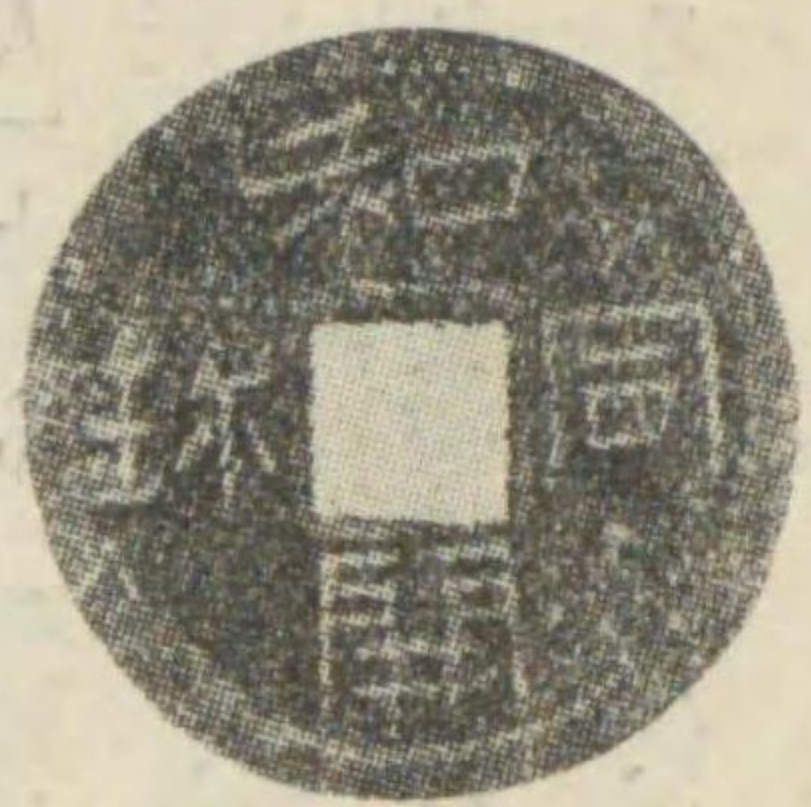
21. 市場 平安時代のものなるも右から三人目は貴女で後方の二人は侍女、其他の人物は凡べて庶民。左端は葦屋で、中央は柿と魚を賣る店。

それについて見られるが、寫經所で必要とせざる武器・魚類・女子用の物品（延喜式にいづれも記載あり）以外に次のものを擧げ得る。即ち、綿・布・綿・絲・麻・米・麥・大豆・小豆・鹽・醬・未醬・酢・油・茶菴・海藻・素餅・菓子・鐵器・土器・紙・筆・墨・薪・炭・薦・明櫃・麻笥・箒・木履・菲などで、これによつて見れば、いづれもそれは生活必需品であり、少くとも奈良京において共同體の内部に深く交換經濟が侵入してゐたことがわかる。また一日に、一人の顧客、寫經所に絶一百二十匹・紙一萬五千二百枚・白米三十五石・薪六十四荷・炭一百籠・調布二十五端を賣つた例も知られて居り、少くとも京の東西市の規模は相當大きなものであつたに相違ない。而して「市」は政府の監督と保護のもとにあり、十日毎に一薄をなし、季別に本司（京職、國司等）に申告する義務がある。そして「凡六衛府舍

人」と雖も「帶劍して市に入るを得ない。」

貨幣制度は奈良時代にはなほ極めて未發達で稻と布が最も多く用ひられた。大日本古文書、一糸乃至八卷に收められた古文書に依るに、物價を表すに、稻、布、錢の三者が併用されたことを知られる。併し稻の場合が最も普通である。だがこの時代に始めて貨幣も現はれた。我國鑄貨の始めは和銅元年に始めて制定された「和同開寶」であると考へてゐる人が多いが、若干これに先立つて鑄錢のことがあつたとする説の方が有力である。





22. 和銅開元

併しかやうにして出来た鑄貨は唐制を模倣したものであり、我が經濟状態に直ちに適應するものでなく容易に普及しなかつた。和銅四年十月には次の如き詔が發せられてゐる。「夫れ錢の用爲ること、財貨を通じ有無を易ふる所以なり、當今の百姓、尙習俗に迷ひて未だ其の理を解らず、僅に賣買すと雖も、猶錢を蓄ふる者無してへり。」政府は蓄錢者に位階を與へ、また蓄錢六貫に充たざる人間は郡司少領等に任ぜざる規定を設け、田を賣買するに必ず錢をもつてさせる等の方策を行つて錢貨の流通に努めた。併し却々これは成功してゐない。勿論平安時代に入ると奈良時代に比較すればそれが著しく普及したが、延喜時代（九〇〇年代）に入つてもなほ物價は稻をもつて記され、且つ銀一口が畿内で三束、伊賀伊勢で三束、紀伊で四束、越中で二束五把、出雲で五束、鐵一挺が畿内で五束、伊賀伊勢で七束、伊豆で五束、出羽陸奥で十四束、越中で七束五把、出雲で四束である等、諸國において物價の變動著しく、流通による物價の平均化運動の不充分さを推知せしめるのである。<sup>25)</sup>

因みに奈良時代には都市が殆ど發達してゐない。これは上述の如き手工業及び商業關係の未發達の結果である。併し首都だけは例外で、それは貴族階級の集團的居住地を形成し、人口の如きも極めて多く、澤田吾一氏は平城京と明治初期の金澤市の都市面積との比較によつて平城京の人口を二十萬人と算定し、別に當時の古文書に見られる平城京の高年者數から割出した數字をあげそれと一致すると云つてゐる。<sup>26)</sup>併しこの點に關する限り筆者には氏と若干意見の相違がある。平城京には金澤市よりも大寺院大邸宅が多く、そのなかには耕地さへあつたと傳へられて居るし、また平城京に住む上流者の間には高年者の率が特に多かつたと考へ得る（我々はこれを右京計帳、出雲郷戶籍の例によ

つて確め得る）から、この結果は少しく不正確であらう。但し大體二十萬を限度とすることは確實で、十萬を下ることはなかつたであらう。京以外では攝津とか太宰府とかが、京と同様な意味で稍々都市の體裁を具へてゐたに過ぎないからう。なほ當時の全人口はどの位に達してゐたであらうか？澤田吾一氏はその著「奈良朝時代民政經濟の數的研究」においてこの問題を取扱ひ、出舉稻の額より計算して五百六十萬の數字を得、またこれと全然獨立に郷別人口の平均を得てこれを郷の數に乘じ、五百七十七萬の數字を得てゐる。氏の引用するところに依るに松井羅州の它山石に、「太子傳云ふ…男女合四十九億八萬八千八百四十二人」とあり、五百萬内外の數字から生じた訛傳を豫想せしめ、また、「十玄遺稿或曰、推古帝時本邦人事計四百九十九萬餘員、聖武皇帝時、凡八百餘萬人」とあるさうである。そこで我々は奈良時代の人口を六百萬内外と推定して差支へないかと考へる。<sup>27)</sup>

## 第二節 庄園制度の發生及び發展

大化改新によつて成立した上述のやうな社會の構造、特に國家的土地所有は奈良時代には極めてよく行はれた。併しまた同じ奈良時代に始まり、平安初期にかけて國有地に對する貴族の私領地が生じ、それが益々發展するに至つた。斯やうな私領地を庄園（時に牧・厨等の名で呼んでゐることもある）と云ふ。本節では斯やうな庄園が何故、如何にして發生し、且つ發展したか、その發生・發展に伴ひ、社會は如何に變化したかを研究するのであるが、まづ庄園とは如何なるものか、その内容・組織から説明しよう。



庄園の組織 庄園はその所有者をもつてゐる。この所有者は藤原氏のやうな京都の貴族もあれば、東大寺・興福寺のやうな寺院もあり、地方豪族の場合もある。庄園はその農奴を持つてゐる。これは田子・寄人・作人・百姓などと云はれ、また田堵なども云はれる場合があるが、いづれにしても庄園の土地を貸與され、その代償として生産物・労働等で餘剰労働を提供するのである。但し田堵の場合はその成立が自己の所有地の寄進にあるため、この寄進地を自作して一般庄民と異らないものから、一部を自作し餘剰を他人に貸與して地代を徴収するもの、全然その土地を他人に貸與して地代の中間収取をやるものなど様々である。生産物地代としては米と雑物である。米は庄園における最も主要な地代形態でこれを能米・乃貢・分米・地子などと稱へたが、一段の納米は少きは一斗より多きは一石に至る、併しこれは土地の肥瘠・他の地代形態を課するか否かにもかゝつてゐるので、これだけで一概に庄園農奴の負擔を云々し得ない。醍醐寺領牛原庄の如き「その領家は侍従大納言藤原成通であり、領家職を依然保有して庄内は圓光院使不入の地とし、毎年米三百石を牛原本庄に辨濟することに定めた」<sup>3)</sup>が、「後百石に減じて、二百石代絹五十疋を辨濟することとした」<sup>4)</sup>と云はれる。庄園から米以外の雑物を徴収することは極めて多く、醍醐寺領諸庄は、餅・菓子・酒・土器・菜・箸・荒布・青苔・神馬草・撫布・飴・炭・油・栗・柿・大豆・粉・芹・打蕨・瓜・茄子・鹽・薪・秣・檜皮・葉等を課せられてゐる。<sup>5)</sup>藤原頼長はその所有する奥州地方の庄園から金・布・馬・漆・鷲羽等を徴収してゐる。<sup>6)</sup>労働地代の場合は領主・庄官の所有地の耕作庄園内の池溝・堤防・道路の建設、年貢の運搬等を始めとして、例へば、醍醐寺領において久壽二年二月二十九日より三月五日に涉つて醍醐寺座主定海が鹽湯治をするために二百十二石(八十四石八斗)の鹽水を吹田・郡・志紀・若江・次田の諸庄から運搬せしめた如き場合がある。<sup>7)</sup>榮花物



2. 榮花物語に見える賦役の圖

語には「宮々の御封・御庄どもより一日に五六百人・千人の夫どもを奉」つて御堂を築くことが見えてゐる。その他庄園の農民をもつて兵士を編成し主家を護らしめることもあつた。<sup>8)</sup>

庄園には領主と農奴のほかには領主の命を受けて農民を管理・支配する人間がある。惣檢校・檢校・別當・直當・公文・案主・總追捕使・押領使等の庄司・庄官・沙汰人・預所など云はれるのがそれで、その支配の報酬として若干の土地を無償もしくは輕償で貸與され、あるひは地代の一部を與へられる。例へば美濃大井庄では領所が六町、下司が三町、定使が五反、檢校が三町、徴使が二人で五反づつ、惣追捕使が二町、別當が三町、權別當が二町、有司が十人で一町づつ、目代が二町二反、案主が二町である。これらの土地は農奴を持ち、租米を徴収することもあるし、庄官自ら營作することもある。大和豊浦庄では領所に三十七石七斗、大定使に十九石五斗、下司に三十五石五斗、公文に三十五石九斗五升、庄別當に十三石八斗、等を支給してゐる。併しその額は區々で、大和樺庄の如き預所は一町、下司もまた一町と云ふ額である。



然るに後に云ふ如く弱小な領主は自領を保全するためそれを勢力家に寄進してその預所となることのあるほか、單に寄進が名義的で、庄園より一定の名義料を納めるに過ぎない場合がある。かやうな關係に基いて被寄進者を本家と云ひ、在來の所有者を領家・領主・領所・本所などの名で呼ぶ。尤も斯やうな名稱が相互に混同して使用されてゐる場合もあり、本家・領家・領所の關係の如きも同一庄園にその一つのみ存する場合も、その三つを持つ場合もあり、一概には云ひ難い。

因みに庄園の大小は「能登國奥原庄田一町六反餘を最小とし、島津庄田五千七百二十五町餘、寄郡と稱するもの二千九百一十町餘、之を最大とすべきが如し」と云はれる如く區々であり、庄民一人當りの耕地は二三町より二三反までに及んだやうである。

**庄園發生の原因** 庄園とは單に封戸の私領的性質が増加したと云ふが如きものではない。大化改新後に制定せられた土地國有制は當時の日本全國になほ共同體的諸關係の遺在が強く、生産諸力の發達水準は既に充分農奴制を可能にしてゐるにも拘らず、地方自身、共同體内部にそれが發生・發展し得なかつた結果、畿内地方と全國各地との間に於ける關係の成立を見、その際、かゝる「中央集權的封建制」の理想型として國家的封建主義が行はれたのである。従つて單に封戸制が私領化したと云ふのみでは庄園發生の意義を充分に説き盡してゐない。

庄園制度は奈良時代國家的土地私有を可能ならしめた地方の共同體的諸關係の破壊・地方自身における、共同體内部における農奴的諸關係の發生に基くものである。勿論、初期の庄園には首都の貴族が地方に所有する庄園の如く部落内における領主と農奴の關係を意味しないものが多く、むしろこの方が多いのであるが、これは後に云ふ如く、開

墾地等に、在來の部落とは關係なく生じたものであり、偶々、首都の貴族が勞働力と財力とを擁し、斯る開墾者として最も便宜を有したからにほかならない。従つて斯る開墾地においては、そこに舊來の土地關係に模して共同體的諸關係が生ぜぬ限り、庄園所有の實質は地方在住のその管理人に移らざるを得なかつた。後には公領の圍込み、封戸の庄園化の如き現象も生じ、然もその庄園も他の庄園と等しく地方在住の管理人に所有權を奪はれて行くが、それも地方における共同體的諸關係の破壊に伴ふものであり、然も斯る過程は、庄園發生過程として樞軸的意義を有するものではない。

奈良時代を通じて共同體的諸關係の破壊について云へば、まづ律令的諸制度による共同體の政治・管理的諸機能の公收がある。例へば共同體の土地割替は班田制度に、共同體員相互の勞役の相互奉仕が種々の公役に、共同費用の分擔が諸種の貢税に、共同體員相互の財政的扶助が出舉及び賑給制度に、諸種の備荒制度が義倉制度に轉化してゐる。然も斯やうに公收された後、政府はそれらの諸業務を充分に遂行しなかつたから、此處に共同體的諸關係は著しくその力を弱められた。次に共同體の入會地たる耕地以外の未分割所有地、山川鉅澤は貴族による開墾事業の流行により貴族の占有するところとなり、農民の再生産過程を破壊し、「浪人」(浮浪人)を發生せしめたほか、共同體そのものの結合力を弱めた。次に課役の過徴の結果、農民の再生産過程は破壊され、奈良時代を通じての社會問題たる浮浪人の發生となつた。「戸籍を造り、盜人と浮浪とを斷む」とあるは改新直後のことであるが、「無知の百姓條章に閑はず、徭役を規避して多く逃亡することあり、他郷を涉歴し、歳を積みて歸ることを忘る」とある養老四年三月に至るまでもこの種の記事は十數度に及んでゐる。そして平安時代に入るとその性質も悪化し、「浮浪」が變じて「盜



賊」となつてゐる。承和七年二月には「百姓飢饉、恐らく廉恥を忘れん」とあつて次に「六衛府をして京城を夜行せしむ、群盜遍く起るによりてなり」と見え、熹祥三年（八五〇年）には群盜が京都の各所に放火し、天安元年（八五七年）には對馬島の下縣郡の擬大領以上三百人が國守の館を圍んで火を放ち國守以下を××し、貞觀十三年（八七二年）には越前守弘宗王が出擧の數を増して訴へられ、天慶二年（八七八年）には京都に群盜起り、同七年には筑後國に群盜百人が現はれ、國守從五位上都朝臣御西の館を圍んで、御西を××し、昌泰二年（八九九年）には京畿に群盜蜂起し、同三年には上野國に群盜が起り、延喜十七年（九一八年）には日本紀略によつて「群盜巷に滿つ」と傳へられ、天慶三年（九四一年）には官使下部松見が駿河國において群盜のために掠奪を受け、また駿河國岫崎關が叛徒に破られ、また國分寺が包圍された。天延二年（九七四年）には尾張國守藤原連貞がその不良を彈劾され、永祥二年（一〇〇一年）には尾張國守がその百姓より彈劾され、寛仁二年（一〇一八年）には丹羽國守藤原賴任が同國氷上郡の百姓のために不法二十四ヶ條を糾彈され、長元九年（一〇三六年）には近江國の百姓が五六百人許りで陽明門の前に集つて國司の不法を訴へた。最後に交換經濟の發展も共同體的紐帶を弱めるにあづかつて力があつた。

斯やうにして共同體的諸關係は破壊されたが、他面この共同體的諸關係の緊縛の弛緩に乗じて地方には地方自身における、部落内における農奴的諸關係の成立・發展が可能であつた。それは、地方土豪の、奴隸所有に共々單なる貨幣經濟による富の蓄積に基く、また奈良朝政府の國家機構への參加、即ち郡司その他への就任に基く彼らの手への勢力と富の蓄積によつて準備されたのである。令制の弛緩により、地方におけるかゝる趨勢が中央貴族の手により抑止されなかつたこともかゝる發展を助長した一要因と見なすことができる。

#### 庄園發生の過程

庄園は國家的土地所有制の對立物として生じたものであるから、その一環をなす封戸の私領化として生じるよりも、在來の土地所有關係と殆んど全く關係なき開墾地その他に生じる方が容易であつた。而してこの種の開墾地を墾田と云ふ。奈良時代に寺院は莫大な奴隸を持つて居り、これを開墾に使用することができた。寺院及び貴族はその擁する財力によつて貧窮した班田農民及び浮浪人を募集して開墾事業を行ひ、國司・郡司等の如き地方官は農民の納める公役をさへ利用したらしい。「國司法に違ひ、私業に苦役す、悉く弓箭を棄て鉏鋤を執る、」と、當時の勅令は軍隊をかゝる用途に用ひることを禁じてゐる。而してかやうにして開墾された土地を當時の寺社・貴族は私有化し、世襲財産とするために、元正天皇の養老七年には政府に迫つて有名な「三世一身之令」を發せしめ、「太政官奏、頃者、百姓漸多、田地窄狹、望請、勸諸天下、開闢田疇、其有新造溝池、營用墾者、不限多少、給三世、若遂舊溝池、給其一身、奏可之」と、三世を限つてその世襲を認めしめ、また聖武天皇の天平十五年には「三世一身を論ずることなく、悉くみな永年收ることなし、」と云つて遂に永久私有となつたのである。

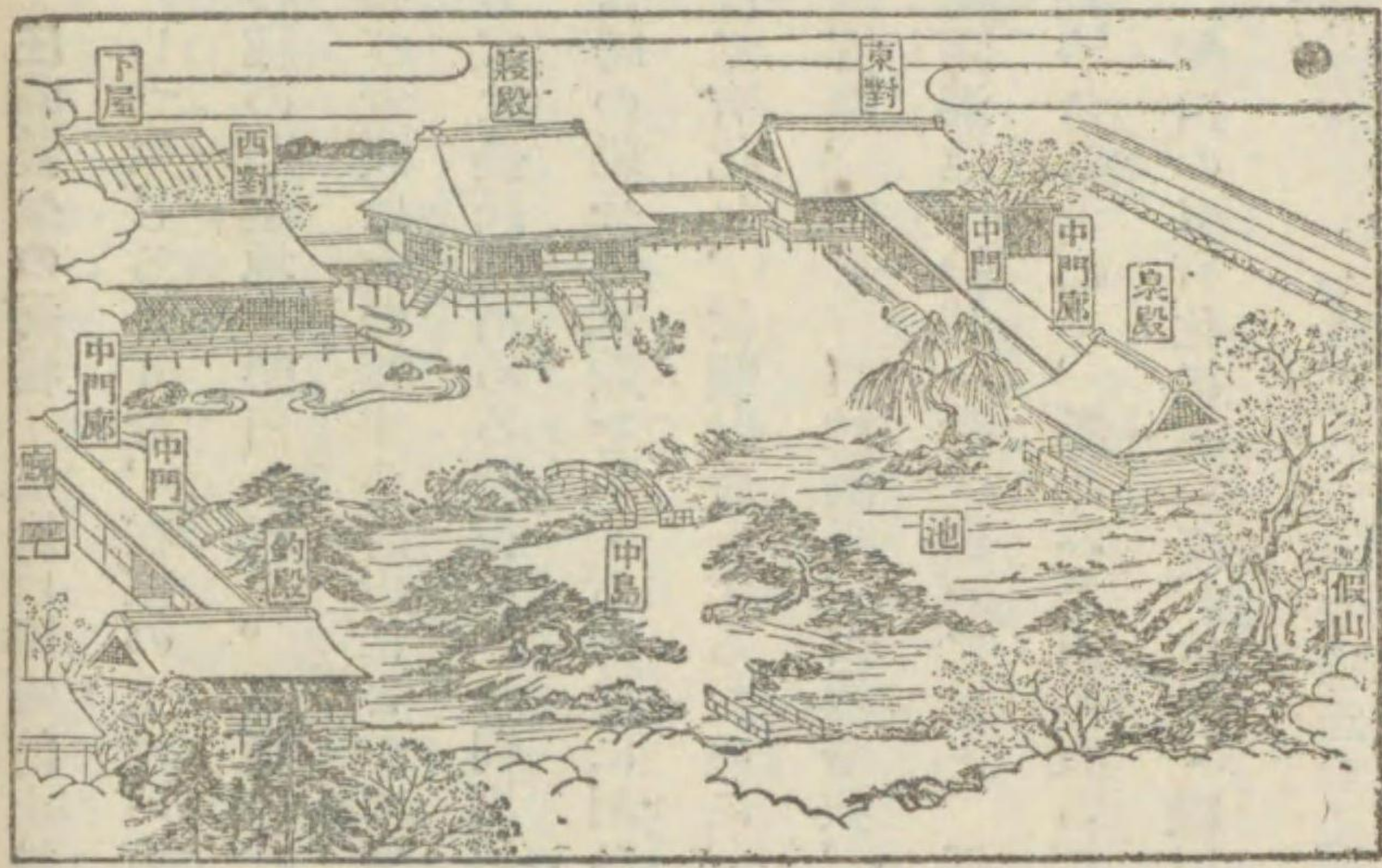
墾田の私有化に次いで、位田・職田・功田等も令の規定を破つて收公を免れ、私有化され、世襲されるやうになつた。

而してこの墾田は、奴隸の勞働を用ひて開かれたものは、そのまま奴隸（併し次第に農奴化しつつある）の勞働を用ひて營作されたであらうが、多くは困窮した農民に賃貸された。天平勝寶七年五月三日の日附ある越前國使等解文によれば、東大寺領越前國桑原庄では野地九十六町二段百十六歩を開いて九町の水田を得、それを賃貸して町別八十束、全體で七百二十束の地代を得てゐる。同時に新たに二十三町を開き、今や水田三十二町に達するに至つた。天平



七年の讃岐國山田郡古田圖には「上下田都合二十町十束代直米百五石」とある。だが、斯やうな賃借者は土地所有者との間に次第に永続的な農奴對農奴所有者の關係を結ぶに至つたのである。

他面においてかゝる墾田＝庄園所有者中の勢力あるものは政府に對して租税免除の申請をなすに至つた。また庄園



15. 平安朝貴族の邸宅 所謂寢殿造

の内事への官吏の不干渉を要求するに至つた。もとより一般人民はかやうな特典に與ることができなかつたが、それも勢力家に自己の庄園を寄託することによつて可能であつた。かゝる免税の手續きを「立券庄號」と云ひ、土地所有者より理由を具して免税を申請し、太政官によつて許可せられる。併し後には庄園所有者の實力をもつて國司に對捍し、種々の口實のもとに既に庄號を得たりと稱し國役に従はないものが續出するのである。前者の例としては醍醐寺領曾禰庄の庄司・寄人等が天曆五年九月十五日の太政官符をもつて未だ租税を徴收せられた前例がないと云ふことを認められてゐる。同時に臨時雜役をも免ぜられてゐる。後者の例としては、延暦十六年八月三日の太政官符が、「浮宕の徒諸庄に集まり、勢をその主に假りて全く調庸を免かる、郡國寬縱して曾て催徴なし、黎元の積習つねに規避にあり、宜しく國宰郡司をして免口を勘計せしめ、年ごとに浮浪帳に附し、全く調庸を徴せしむべし、その庄長等は國の檢校するを聽るせ、若し

庄長拒捍および一口を脱漏するあらば、身を禁じて言上せよ、違勅罪を科せん、國郡阿容せば亦ともに罪を同じくせん」と云つてゐるのである。また天喜元年八月の左辨官下文によれば官使が東大寺領黒田庄に入り、檢注せんとして東大寺側の襲撃を受け、官使山重成、紀安武はわづかに身をもつて大和國に逃れた。以上のやうな免税及び國家の行政・司法權からの獨立を「庄園の不輸入制」と云ふ。

墾田は一旦成立するや寺院等に施入され、また買集められて集中化され、また庄園制は一旦成立するや、封戸を私領化するもの、近隣の公領を併呑して自領地に加へるものなどをも生じて、この方面からも發展して行つた。庄園を稱して御封などと云つてゐるものに屢々出遇ふが、封戸の私領化したことがそれによつて立證され、東大寺が己れの權勢に募り、數百町歩の公田を掠領したなどと云ふことも傳へられてゐる。次に庄園制度が奈良時代の國家的土地所有を何時・どの程度に破壊して行つたかと云ふ問題であるが、これは庄園の發生が自然に放置された過程であるのみでなく、律令に反して行はれた過程でもあるので充分な資料がなく、適確には云ひ難い。併し寺院等には最も早く起り、次に貴族の間に及び、既に奈良時代に庄園に關するいくたの記録がある。そして既に延暦十六年の太政官符は浮浪の徒が諸庄に集まると云つてゐる。そして延喜二年(紀元九〇二年)には始めて庄園禁遏の太政官符が見えてゐる。然るに同時に仁明天皇承和十二年(八四五年)以來大臣・大納言に任ぜられた者が職封の半減を請願する事實が起つてゐる。そして貞觀年中(八四九―八六六年)にはかゝる事實が枚擧に遑なく存し、その後長く習慣となつてゐる。大臣・大納言に任ぜられたものが食封を必要としないと云ふのは他に收入ある證據で、恐らく既に可成りの庄園を所有するに至つてゐたためであらう。さらに延喜を距てること數十年の天慶二年(紀元九三九年)には將門・純友の亂



があるが、將門記その他を資料として見るに當時關東の諸所に土豪があり、私兵を擁してゐる。彼らは如何なるものを經濟的地盤としてゐたか？ 恐らく庄園であらう。將門記にも「田地數有り、我に非んば誰か領せん」等の文句がある。以上を庄園制發展の第一期とする。ほぼこの頃までに庄園制は確立し、漸く社會内にその意義を認められてきたのである。併し庄園制はその後も益々發展を續け、藤原氏の全盛を謳はれる道長（九九六—一〇一六年）に政治の中心にあり、頃に至つては貴族の經濟は大半この庄園に依據することになつたのである。寛徳二年（紀元一〇四五年）には新立庄園の停止が令せられたがさしたる効果もなく、後三條天皇の延久元年（紀元一〇六九年）となつた。延久元年三月二十三日に官符を發して新立庄園及び券契不明の庄園を禁止せられ、記録所を設けられた。この時の庄園整理はかなり勵行せられたのであるけれども、他方前關白藤原頼通の如き卒先してこれに抗し、結局それをして有名無實に終らしめた。この間の消息を愚管抄は次のやうに傳へてゐる。

延久の記録所とはじめておかれたりけるは、諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむる事、一天四海の巨害なりと  
きこしめしつめてありけるは、すなはち宇治殿の時、一の所の御領々々とのみ云て、庄園諸國にみちて、受領のつとめたへがた  
しなど云を、きこしめしもちたりけるにこそ、さて宣旨をくだされて諸人領地の庄園の文書をめされけるに、宇治殿へ仰られた  
りける御返事にみな心得られたりけるにや、五十餘年君の御後見をつかうまつりて候ひし間、所領もちて候者の強縁にせんなど  
思ひつよせたが候ひしかば、さにこそなんと申したる計にて、まかり候ひき、なんでもう文書かは候べき、たゞそれがしが領と  
申候はん所のしかるべからぬ、たしかならず開し召れ候はんを、いさゝか御はばかり候べき事にも候はず、かやうの事からこそ  
申沙汰すべき身に候へば、かすをつくしてたゞされ候べき也と、さわやかに申されたりければ、あだに御支度相違ひのことに  
てむごに御案ありて、別に宣旨を下されて、この記録所へ文書どもめす事は、前大相國の領を除くと云ふ宣旨ありて、中々つや  
つやと御沙汰なかりけり、この御沙汰をばいみじき事かなとこそ世の中に申しけれ。」

此處に引用せられたところによつて、頼通の庄園の如何に多數であつたか、また延久記録所の事業が如何にして失敗に歸したかどわかる。これを庄園發生の第二期とする。

その後、庄園は益々増加したが、後に説くやうに、漸くその實質的所有權が地方土豪の手に歸する傾向が見え、それにつれて、庄園の本家（名義的所有）も藤原氏から源平二氏に移る傾向が見えてゐる。既に藤原道長が土御門殿を作り、各人にその課役を分擔せしめるや源頼光の獻するところが最も壯麗であつたと云はれるが、寛治五年（紀元一〇九一年）には宣旨を諸國に下して田地を義家に寄するを禁じてゐる。その後保元元年（紀元一一五六年）には保元の亂あり、平治元年（紀元一一五九年）には平治の亂があつて、武士の權力が確立し、庄園の領有權も武士の手に移ることになる。これを庄園發展の第三期とする。

併し往々考へられてゐるやうに平安時代、特に延喜・天曆以後は全く庄園時代だつたのではない。平安時代を通じてその終りまで庄園に混じて公領と稱せられる國有地もあり、この國有地を統治する國司・郡司も多少はその社會的意義を持つてゐたのである。封戸制度の如きも、殿曆には康和五年（紀元一一〇三年）、嘉承二年（紀元一一〇七年）、天永三年（紀元一一一二年）等に、中右記には長治元年（紀元一一〇四年）、元永二年（紀元一一一九年）、大治四年（紀元一一二九年）等に、神社その他に封戸を施入したことが見えてゐる。併し他方において臺記康治二年（紀元一一四三年）六月六日の條には、頼長が身は三臺の任にありながら一戸の封戸なしとある、また藤原伊通（紀元一一六

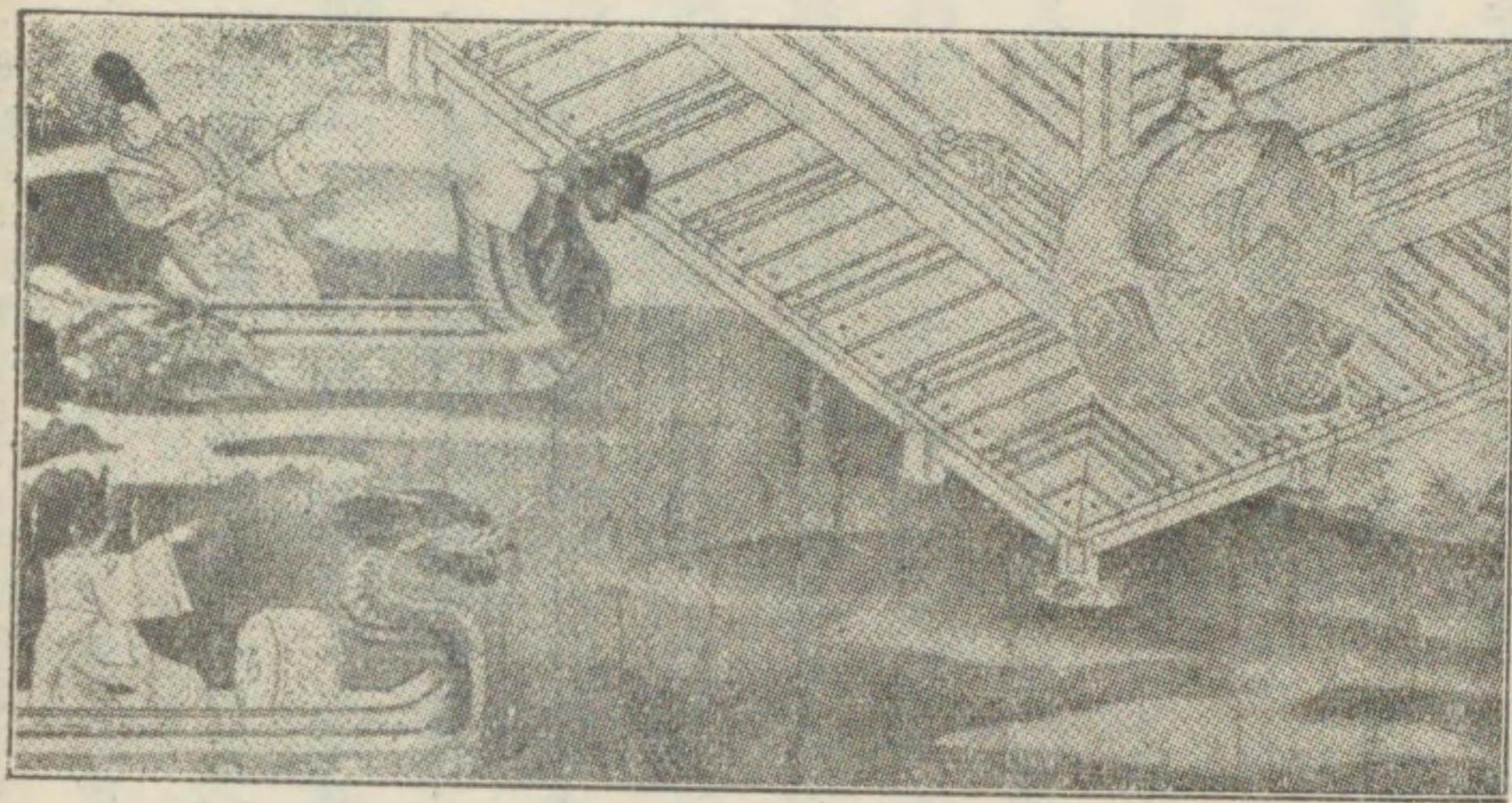


五年死す)の大槐秘抄にも、「今の上達郡は封戸すこしも之候はず、庄なくばいかにしてかはおほやけたくし候べき」とある。そして後には僅かに残れる國衙領さへ、實際は庄園と同じ意義のものに過ぎず、鎌倉時代の貞永式目の

如き、國司を稱して國衙領の本所と云つてゐる。

藤原氏の全盛 藤原氏は大化改新に際し大功のあつた鎌足以來漸次勃興し來つた家柄であり、既に奈良時代に鎌足の子不比等は二代の外戚としてその勢力は日を逐ふて盛んになりつつあつた。併しなほ他氏を全然退けて朝廷の官職を獨占する程には至つてゐない。併し平安時代に入ると再び外戚として重きをなし、漸次勢力を加へて紀元八四八年には藤原良房攝政となり、所謂攝關時代なる藤原氏全盛の時代を現出した。而して藤原氏の勢力が日に日に加つてきたのは他氏との勢力争ひにそれが成功した結果であるが、その位置が獲得・確保されたのはこの頃までに漸く庄園制度が生じ、藤原氏が特にそれを多く所有し、巨富を擁した結果であらうと想像される。

庄園制度の發展 既に述べたやうに庄園の所有者には弱小者からその庄園を寄進され、一定の名義料を徴して本家となつてゐる者がある。また庄園所有者と雖もその京都附近に住む者は地方の庄園所在地に管理人たる預所・庄司等を置いて管理させなければならなかつた。然るにかゝる管理人は交通不



24. 平安朝貴族の榮華 (榮華物語繪卷の一部)

便な當時において主家より隔絶し、然も不斷に庄民と接觸し、庄務を司るので漸次庄園の實質的所有權を收め、名義は庄官であつても、その領主と何ら異らないものになつてきた。

上述した藤原氏の勢力の基礎たる庄園所有と云ふのはいづれもかゝる名義的所有に過ぎない、あるひはかゝる名義的所有に過ぎないものなりつつあつた庄園の「所有」であつて、同時に他方では地方豪族の手に著々と同じ庄園の所有權が移りつつあつたのである。その一二の例を示すと、

關白忠實は奥州地方に莊園を所有したが陸奥地方の土豪、藤原基衡にその管理を委託した。然るに基衡は忠實がその年貢の増加を命じても斷乎として承認しなかつた。而して忠實の如き當時の勢力者もこれに對しては如何とも手の下しようがなかつたらしい。その後この莊園が藤原賴長に讓られるや、賴長は基衡に向つて「地代」の次のやうな値上げを命じた。

庄名	舊年貢	増徴年貢
高鞍庄	金十兩、布二百反、調布十反、馬二匹	金五十兩、布千段、馬二匹
大曾彌庄	布二百反、馬二匹	布七百反、馬二匹
本良庄	金十兩、馬二匹、預所分金五兩、馬一匹	金五十兩、布二百反、馬四匹
屋代庄	布百反、漆一斗、馬二匹	布二百反、漆二斗、馬三匹
遊佐庄	金五兩、鶯羽三尻、馬一匹	金十兩、鶯羽十尻、馬二匹

基衡はこれを實行する際には己れの取得分に影響するので、斷乎としてこれを拒絶した。そこで賴長は延貞なるものを遣はして督促し、基衡からも次(上段)のやうな折衷案を提出し、更に交渉數次、結局次(下段)のやうに決定された。



庄名 基衡の折衷案

決定

高鞍庄	金十、細布十反、布三百反、馬三匹	金二十五兩、布五百反、馬三匹
大曾彌庄	布二百反、水豹皮五枚、馬二匹	布二百反、馬二匹
本良庄	金二十兩、布五十反、馬三匹	同上
屋代庄	布百五十反、馬三匹、漆一斗五升	同上
遊佐庄	金十兩、鶯羽五尻、馬一匹	同上

これによつて見るに、庄園の領主と稱する頼長は「己れの」庄園に對する實權を全く缺き、却つてその管理人たる基衡が領主たる實權を具へてゐたことが知られる。<sup>9)</sup>

また例へば紀元一〇二〇年頃、太宰大貳平季基なる者は、その在官中墾田を開き、既成の庄園を併呑し、あらゆる手段によつて大隅、日向、薩摩の三國に跨る大隅津の庄を建てたが、後、その所有權を一層安泰にするため、それを關白頼通に獻じ、自らはその庄司となつた。<sup>10)</sup>併しその實際的所有權は勿論、季基にあり、これが有名な島津庄の起源である。また桓武天皇の後胤に良峯安世なる者があり、尾張の丹羽郡に廣大な庄園を開いたが、後、これを關白道長、上東門院、陽明門院、後三條院、後白河法皇に獻じ、その庄官となつた。併しその實際の所有者は依然として安世の子孫であつた。<sup>11)</sup>また大治五年六月十一日、下總權介平經繁がその私領下總國相馬郡布施郷を神宮領に寄附した寄附狀には「右件地、經繁之相傳私領」であるが、神威を借るため「任三傍例」じ（當時の一般習慣に従ひ）、それを神宮領とし、同時に下司職は永く經繁の子孫たるべしとある。（檜垣文書）またかの源平合戦の勇士畠山の庄司等の如く、「庄司」を名とする武士が多いが、これらは庄司にして實際上庄園の所有者なるものが如何に多かつたかを示すものである。

既に掲げた愚管抄の一節が前關白頼通をして、「五十餘年君の御後見をつかうまつりて候ひし間、所領もちて候者の強縁にせんなど思ひつよせたゞ候ひしかば、さにこそなんと申したる計りにて、まかり候ひき、なんぞう文書かは候べき」と語らしめてゐるのも當時の藤原氏の庄園所有が如何なる性質のものであるかを語つてゐる。尤もこれは源平二氏についても同様で、義家が勢力を得るや諸國の武士はその庄園を寄せんとし、遂にそれを禁ずる官符を見、平氏の全盛時代には前代の源氏の家人の多くも平氏の家人となり、従つて平氏の全盛時代その庄園は五百餘ヶ所と稱せられるも、その没落に際しそれらの庄園の可成りの部分は平氏を離れ、その勢力の充分な據點となつてゐない。



25. 僧兵

但し寺社の所有地はこれと若干異なる。寺院神社も地方のそれと本末の關係を結び、同時に地方の寺社の所有地を中央の寺社に併呑したが、當時一般世人の間に迷信が強かつたから、これらの地方末社の所有地も地方豪族によつて侵掠されることが比較的少かつた。そしてこれはまた中央の寺社と地方の豪族とが庄園の本家・領主の關係を結んだ場合にも大體同様であつた。加ふるに中央の大寺院・大

神社は信仰上の權威を利用して地方の末寺・末社を壓迫し、却つて庄園の所有は中央に集中化される傾向さへ生じつあつた。（尤も武士が寺社領を侵掠したと云ふ事件は少くなく、保元物語にも源爲朝が悪行多しとして香椎宮の神



人等が都に上り訴へたと云ふ記事があり、足利時代にまで下れば興福寺の庄園が庄官によつて「私領の如く知行致」されたと云ふ記事もある。

武士の擡頭 桓武天皇の延暦十一年(紀元七九二年)六月に陸奥・出羽・佐渡・太宰府管内等を除き悉く軍團兵士の制を廢し、郡司の子弟の武技に習熟せるものから選拔される健兒コシダイの制に代へられた。既に郡司たる地方豪族は相當の富を擁し、その子弟は農事から離れて専業の武士たることが可能であつたことをこれは物語つてゐる。庄園制度の發展、彼等の手への庄園の集中はかゝる地方豪族の農事から離れ、武士として生活する可能性を益々確保した。また他面において彼等は庄園所有者となるにつれて、庄民を統禦する上において、近隣の庄園領主と對抗して自領を安全にするために、當時の地方的紊亂、盜賊横行の状態のもとにおいて自衛のために武力を擁する必要を益々加へた。かくて地方豪族の間から所謂武士が生じてきたのである。

武士の發生については二三の起り得べき疑問に答へて置かなければならない。第一に武士は藤原氏その他の貴族に備はれ、その邸宅を守護する傭兵でもあり得るわけである。併しこれは後に鎌倉時代に入つて日本の政權を壟斷する武士とは關係がない。彼らは獨立した經濟的地盤を持たず、従つて藤原氏その他の貴族から獨立した利害と行動を持ち得ない。次に地方民衆が當時の社會的混亂に具へるために武装してゐる事實がある。特に年貢等を中央に運送する脚夫の如きは山賊・海賊に具へて武装せざるを得なかつた。今昔物語に依れば「加賀國……に住ける下衆七人、一黨として常に海に出て、釣を好て業とし」たが、「皆弓箭兵仗をなむ具した」と云はれる。また「西の國より脚力にて上ける男」も「糸輕びやかにて太力許を帶て」ゐた。その他これに類する例は極めて多い。そこで天曆八年(紀元九五四年)

年)の官符その他はこのことを嚴重に禁じてゐる。さて武士の起源をかゝる一般人の武装に歸する考へがあるが、これは正しくない。一般民衆のある程度に武装してゐたのは事實であるけれども、彼らには經濟的餘力がないから甲冑・馬匹等によつて充分に武装できないのは勿論、農事を他事にして兵馬の練習をすることもできなかった。従つてそれを武士と稱することはできぬ。只云へることは後の時代に比し兵農の別が充分明らかでなかつたと云ふだけのことである。武士たるもの時には農業を営んだであらうし、一般農民も時には専業の武士の間に混じてゐたであらう。それから當時の海賊・山賊等と武士との關係はどうか? 後代に至て海軍を海賊衆と稱するが如くこれにはある程度の關係があつたと思はれる。併し武士は海賊・山賊の如き一定の經濟的階級的地盤を持たぬものから生じたのではなく、矢張り庄園を地盤として生れたものである。もしさうでなく前者のみからとすれば、貴族を中心とする舊社會制度を破壊し得ても鎌倉以後の新社會制度を創造する力はなかつたであらう。ただ庄園より發した武士にこの山賊・海賊の勢力が加つて舊勢力の倒壞を一層促進したと云ふことが云へる。またこの山賊・海賊の一部には實際は半面において庄園領主たるものもあつたのである。最後に庄園からは一般農民を徵收して主家の警衛に當らしめることがあつたらしい。次の文書の如きそれを示すものである。

寺家宿直兵事、座主、大僧都御房元日時始、三寶院守護也、

正月 牛原南庄 二月 同庄

三月 牛原北庄 四月 同庄

五月 源内庄 六月 中央庄

第二節 庄園制度の發生及び發展



七月 柏原庄	八月 同庄
九月 曾禰庄	十月 同庄
一月 自朔日十五箇日	牛原北庄下司
自十六日十五箇日	牛原北庄下司
自十二月朔日六箇日	中央庄下司
自七日八箇日	柏原庄下司
自十七日七箇日	大野木下司
自二十二日九箇日	曾禰庄下司

右各兵士五人、限永代可力勤之狀所定如件、(醍醐寺親寺記、)

併しこの場合にも、一般農民は賦役として主家を警衛させられたのでそれ以上のもではない。これに反し、既にこの警衛の一部が庄園の下司に課せられてゐるやうに庄園内の武力も、庄園の所有者・管理者に独占され、然も一般農民の手から離れる傾向があつたのである。警衛を課せられた下司は平常から自家に養ひ、農事にあまり使役せず専ら武技のみを練習させて置いた家ノ子・郎黨を率ゐて警衛に出たのである。

武士の擡頭は中央の威令の及ばない東日本、特に關東北地方に早く生じた。これらの地方にはまた藤原氏始め中央貴族の庄園が少く、ヨシまた存在した場合にも單にその所有が名義的なものに止まつたから、地方豪族の地盤は確保され、庄園制の發生・發展は可成り純粹な形態で可能であり、それがそこからの武士の發生を促進したのである。こ

れに次いで京都から遠い九州・中國・四國の地方も武士勢力の温床となつた。既に將門・純友の亂の起つた紀元九三九年を中心とする時代には關東地方は殆ど武士勢力の手中にあり、南海の地方も恐らく可成りの程度にその勢力下にあつたのであらう。藤原氏の全盛を謳はれる道長の時代を距ること數年の紀元一〇二八年には平忠常が下總に叛し、紀元一〇五六年には奥州前九年役が始つてゐる。一一五六年には保元の亂、その三年後には平治の亂が起り、武士勢力は著々と歴史の表面に浮びてくる。

**僧兵の跋扈** 寺院は貴族の一翼として、老大な庄園を擁してゐた。彼らの庄園領有は藤原氏のそれの如く中央に於て地方の庄園に號令を下すのであるが、それが當時の社會の信仰を得てゐた結果、比較的よくその集中的所有を全うすることができた。そこで延曆寺・興福寺・高野山・園城寺等は巨富を擁し、この巨富をもつて寺内に武器を蓄へ浮浪を集め、武技を練り、名は僧侶でも武士と異らず、一般社會からの侵犯、相互の勢力争ひ等に備へるに至つたのである。そのみならず、寺院附近の地に寺領の庄園が多かつたからこれからもまた武士が徴された。冷泉天皇の安和元年(紀元九百六十八年)奈良東大寺の僧侶は庄園の領有權に關して興福寺の僧侶と鬭つたが、これが僧兵の戰つた始めであると云はれる。その後僧兵は事に觸れ相互に兵火を交へ、また朝廷に嗾訴した。彼らは千餘の大衆をなし、僧服の上に甲冑をまとひ、經卷を捧げ、神寶を奉じて京都に亂入するのである。これに對し朝廷は必ずしもその武力のみ恐れたわけではないけれども、彼らが當時の信仰を楯にとり、神寶を矢おもてに向け、反對者を呪咀すると脅やかすので甚だ困ぜられた。僧兵の擾亂は極めて頻繁に生じ、延曆寺についてだけでも、一一〇〇年以降一一八〇年までに十四回を數へてゐる。<sup>12)</sup>

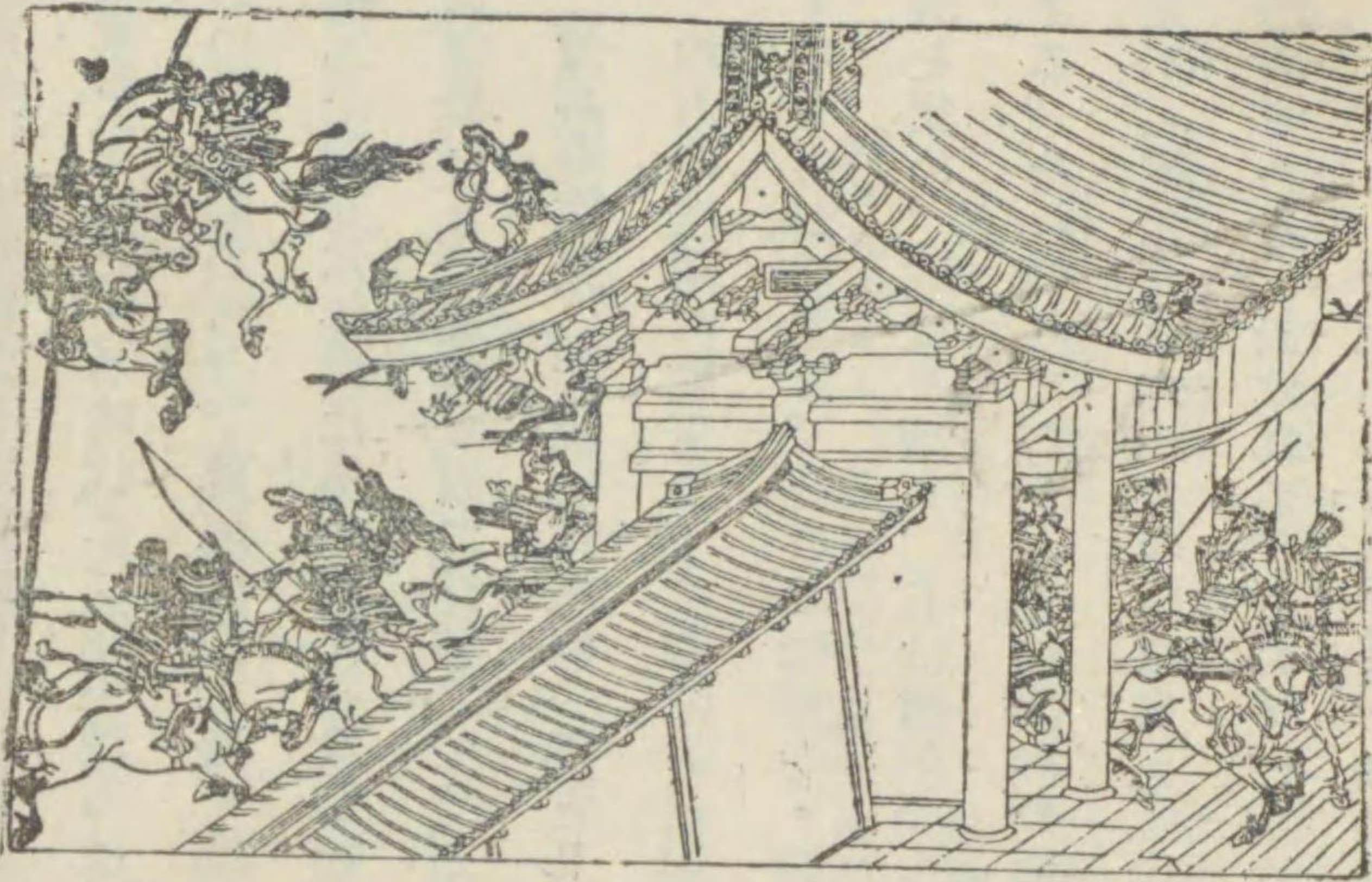


院政時代の現出 寛治元年（紀元一〇八七年）と云へば源義家が清原武衡を伐つた翌年に當る。この頃になると地方土豪の勢力は漸く歴史の表面にあらはれだし、庄園を中心とする歴史の動きは藤原氏を離れてきた。既に地方土豪はその土地を藤原氏でなく源義家に寄せようとしてゐる。京都の附近では寺社を中心とする僧兵の勢力が擡頭してき

た。これは即ち藤原氏の勢力に對抗すべき社會勢力の出現を意味し、従つてその勢力失墜を意味するものである。この新たな社會狀勢に従つて院政時代（紀元一〇八七—一一六六年）が生じた。既に藤原氏は昔日の勢力なく、その基礎とする庄園も實質的にはその手を離れ出し、他面において院にも數多の庄園が寄せられるに至つた。武士・寺院等は藤原氏の獨占的權力を悦ばず、さりとてなほそれを倒す程の勢力もなかつたので、しばしそのいづれにも依據せざる院政時代を現出した。

源平二氏の争覇 併し歴史は益々發展し、著々として庄園より發生した武士に權力を與へつつあつた。この過程が所謂源平争覇である。

源氏は清和天皇末孫、經基より出で、經基の子、滿仲は攝津の多田に莊園を有した。滿仲の子は有名な頼光であつて、武功多く、また頼光の弟頼信は河内・甲斐・伊勢・信濃・美濃・相模・陸奥・伊豫・伊豆・常陸・上野の十一ヶ國に國司として歴任し、甲斐・信濃・相模・上野・伊豆に庄園を所有した。後



26. 待賢門の戦。平治の亂の一挿話、後の戦争の圖と比較せよ。

鎮守府將軍として陸奥に駐屯し、その子頼義は、さらにその子義家と共に有名な前九年の役に奥州地方平定の功あり、また義家は一〇八七年の有名な後三年役に再び奥州地方に功をたてた。その間地方の土豪の土地を寄託するもの多く、義家の庄園は上野・下野・武藏・伊豆・相模・上總・下總等に分布するに至り、遂に朝廷は官符を持つて諸國の武士が義家に土地を献ずるのを禁止する程であつた。

平氏は桓武天皇の皇子葛原親王に出で、始め源氏と同じく東國の國司に歴任し、また伊勢地方に根據を得たが、後、漸く南海、山陽に勢力を奮ひ、安藝・備前・播磨・攝津等に多くの庄園を有した。

以上によつて容易に知られるやうに源氏及び平氏を武士と云つても、それは言葉の眞の意味における武士、地方土豪ではなく、その頭領であつたのである。只、藤原氏などと異り、比較的多く國司として地方に歴任し、この間地方とは異り、藤原氏所有のものに似て主としては名義的なものであつた。このことは後三年役後に諸國の土豪が義家にその庄園を寄託するのを禁じた官符の出でゐるのを見ても知られるし、また源氏の庄園が東國に甚だ多かつたにも拘らず、義朝が京都において一朝敗北するや何人も來り救ふものなく、却て義朝が「己れの」庄園で暗殺されてゐるのを見ても知られる。また平氏はその庄園が日本國中に五百餘ヶ所と稱せられたにも拘らず、没落に際して充分な兵力はなかつた。尤もその一族の末輩には中央における生活を棄てて地方に土著するものも多く、また地方土豪はその女子を源平二氏に獻じてその子を得、その一門・縁者となるものも少くなかつたので、それが地方に有する勢力を藤原氏のそれと同視することもまた誤りである。



源平二氏は最初必ずしも競争せず、武家として藤原氏の下にあつたのであるが、彼らの勢力が社会的に認められてくると漸く相対抗することになつたのである。而して朝廷もまた兩氏を相闘はしめてその勢力を抑へる方針であつたやうである。平將門の亂に際してはこれを討つたのもまた平貞盛の如き平家一族であり、平忠常の亂に際しても最初その討伐を命ぜられたのは平直方であるが、後これに代つて源賴信が起ち、これを平定した。義家の子源義親が叛するや平正盛が命ぜられてこれを討つた。既に源義家の頃、朝廷は官符を下して諸國の土豪の義家に庄園を寄するを禁ぜられたのを見るが、これは源氏もしくは平家が諸國の土豪の頭領たる勢を現したものである。然るに諸國の土豪の頭領たり得るのは源氏もしくは平家のいづれかであつて同時に二氏ではあり得ない。此處に源平二氏の争ひが端を發するのである。

平家の制覇を確實にした事件は保元及び平治の亂であるが、これにおける平家方の勝利は決して偶然ではない。平家の庄園は畿内及び西國に多く、源氏のそれは東國に多かつた。従つて一旦京都に事ある時、平家の方が源氏よりも速やかに兵士を召集し得た。保元の亂における源平二氏の軍隊を見ると、まづ「折節東國より軍勢上合ひて義朝に相従ふ兵多かりけり」と記し、名立たる武士六十人程の名を擧げ、然も總勢三百餘騎と註してゐる。即ち庄園を所有する程度の武士も二人乃至三人の郎黨を率ゐて京都に上つてゐるにすぎない。これに反し、清盛に従ふものは、河内・伊勢・伊賀・備前・備中の武士で、そこに名のあげられてゐるものは十數人であるが、六百餘騎となつてゐる。斯やうにして源平二氏の競争が京都において決せらるべきものであつた限りでは源氏は平家の敵ではなかつた。源氏は平治の亂に一敗地に塗れ、源氏の庄園は多く平家に歸し、その家人も平家に仕へ、仁安二年（紀元一一六七年）には清盛は太政大臣となつた。併しながら平家は主として西國の武士に依據するのでその利害には忠實であつても、東國の武士を満足させなかつた。例へば清盛は平治の亂の翌年には攝津の兵庫に一大港灣の建設を計劃し、前後五萬人を使役し、九年の日數を経てこれを完成した。併し東國の武士の満足するやうな政策をどの程度まで行つたであらうか？ 平家は京都に生活するうちに公家的色彩を加へ、却て地方土豪を抑へて藤原氏を始め公家側を保護するやうな結果とさへなつた。少くとも地方土豪の要求を容れて公家側を壓迫する政策はとつてゐない。これがためまづ東國において土豪の叛亂を惹起し、平家の運命が衰兆を呈するや西國また必ずしもそれを支持してゐない。而して東國の土豪は既に一個の庄園もなく、何らの經濟的・軍事的地盤もなき源氏の遺族、賴朝・義仲等を擁立してその傘下に結集し、平家に對抗したのである。その後賴朝・義仲が争つて後者が倒れるや、諸國の武士は全く賴朝の支配下にたつに至つた。併し既にこの時、賴朝の勢力たるや全く過去の源氏もしくは平家のそれと異り、地方土豪と何らか別な獨立した勢力で、それに推載せられてゐるのではなく、全然その傀儡だつたのである。建文三年（紀元一一九二年）賴朝が鎌倉に幕府を開くや、地方土豪はかゝる形式において自分等の政府を持つことになつたのである。

### 第三節 「アジア的封建主義」の時代のイデオロギ―

「アジア社會」はその土地國有、貴族の集團的居住の故に特有な文化形態を持つ。支配階級が首都及びその附近に居住し、そこに四隣から貢納が流込んでくるために、生産力の一般的未發達状態にも拘らず、首都における富は老大



となり、その文化は極めて豊かなものとなる。國家の統治が全國劃一的に行はねばならないから法律とか、統治上の必要に應ずるための文書の作成に關する技術とか、租税の計算に要する數字とか、土地測量の技術とかが發達する。

この時代のイデオロギーは個々の點ではそれに該當しない部分も少くないが大體において「アジア社會的」イデオロギーであると云へる。

**學術の發達** この時代は後の鎌倉・室町時代よりもはるかに以前であるにも拘らず、學術の發達と云ふ點より云へばはるかに「進ん」でゐた。奈良時代及びその影響のなほ續いてゐた時代には政府によつて中央に大學、地方に國毎の國學が設けられ、貴族の子弟を教育した。大學及び國學は儒教を中心課目とし、學令によれば「周易・尚書・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳・孝經・論語」が教へられた。また學令によれば「凡算經・孫子・五曹・九章・海島六章・綴術・三開重差・周髀・九司・各爲一經・學生分經習」とあり、數學なども教へられてゐたのである。そのうちには現今の代數學における多元一次方程式・二次方程式・級數・不定方程式・各種の面積問題・一種の高等數學（綴術）さへあつたと云はれるが、りこれらは土地の測量とか租税計算の必要に應ずるためである。法律も大陸のものを我が國情に應じて改編した律・令・格・式の成文法が具はり、さらにこれに伴つて大陸法令の研究・條文解釋の研究などが發達し、各々自説をたてる者があり、これらの間に論争さへ起つてゐたことが、これらの法律解釋の集成たる令集解や、それらのうちにおける政府の所見を示した令義解などの現存することによつて知られる。歴史學も奈良朝の始めに日本書紀の選述が行はれてから平安朝の中頃まで相次いで行はれ、所謂六國史、即ち日本書紀・續日本紀・日本後記・續日本後記、文德實錄・三代實錄となつて殘つてゐる。（日本書紀を例外として他はいづれも官廷記録の集成である。）

平安時代に入ると奈良時代に發達したやうな學問とは幾分色彩の異つたものが行はれた。學問における國家的色彩は幾分薄らぎ、學校の如きも和氣氏の弘文院、空海創立の綜藝種智院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院の如き「私立」學校、菅原氏をはじめ學者の家の私塾の如きが盛んになり、學問は貴族階級の「教養」を示す道具となつた。併し他面では文字の知識などが奈良時代より一層民間に普及し、その日常的要求を充すやうになりつつあつたことは否定できない。

**奈良朝佛教の意義及び神道との關係** 既に大化改新前に我國に入つて貴族階級の間に行はれ出してゐた佛教は奈良時代に入ると益々勢力を得た。これは當時の社會が氏族制度及び、氏族制度の殘存形態である氏族制度から益々脱却し、地緣的色彩を濃くし、それに伴つてそのイデオロギーの形態である神道の必要性を失ひつつあつたがためである。併し奈良時代は勿論、平安時代に入つても氏族制度からの完全な脱却が容易でなかつたやうに神道も一舉に我が社會からは消滅しなかつた。だが既に奈良末期から平安初期には神道の佛教化である神佛融合が著しく、平安中期にかけて本地垂迹説の如きが唱道され、神道も全く佛教體系中に没し去るのである。

佛教は既に述べたやうにその因果應報説などによつて氏族制度を完全に脱却した社會の宗教として悦ばれた（この時代の宗教説話集たる「日本靈異記」には殆ど凡べてかゝる説話のみが載つてゐる）のであるが、奈良時代の「國家封建主義」的社會構造にも適したものであつたのである。當時最も尊重され、その諸國への弘道が努力された經文は「金光明最勝王經」であつたが、そこにはこの經文を稱する國家が強盛である旨が繰返し説かれてゐる。有名な國



分寺は奈良時代に、奈良の東大寺を總國分寺とし、全國に國毎に僧尼各二寺を置いたものであるが、これは地方における在來の地方分權的な國造中心の氏族的（氏姓的）祭祀に代へて、奈良を中心とした中央集權的宗教網を張らうとしたものにほかならない。

一般民衆の間への佛教の滲透 奈良時代には民間への佛教の布教は政府によつて未だそれ程熱心に考へられてゐなかつた。政府は上述の如き國分寺及び國分尼寺の網を全國に張り廻らし、國造等の地方有力者を佛教徒に改宗せしめることによつてむしろ布教の目的を達しようとしてゐたのである。そして一般民衆が自發的に佛教を信じ、それに従つて宗教的獨立行動を起すことを禁止さへして居り、當時の法律にはその明文もある。<sup>3)</sup>併し既に氏族制度を失つた民衆にとつては氏族的（氏姓的）イデオロギーたる神道の信仰では満足されないものがあつた。その上改新を期として甚しくなつた「公民」の零落化は彼らの間に精神的不安を増大し、彼らの新宗教を求める希望はいよいよ強くなつてきた。斯やうにして當時の民衆の間には澎湃として佛教が入つて行つた。併し彼らの間に入つた佛教は國教たる佛教と異り、神道的色彩が強く、その上當時の民衆の政府への抗議形態たる「浮浪」と結びついた。彼らは群をなして山林に入つて佛法を修し、あるひは街頭を乞食して歩いた。續日本紀にはこれの禁令が二三出てゐる。即ち天平元年には「異端を學習し、幻術を蓄積し、魘魅呪咀して百姓を害ひ傷めるものは首は斬、従は流に所せん、若し山林に停住し、詐りて佛法を道ひ、自作して他を教へ、傳習して業を授け、印を封じ符を書し、藥を合せ、毒を造り、萬方性を作し、勅禁に違犯する者も亦此の如し」の禁令が出、又翌年九月にも「安藝周防の國人等、妄に禍福を説き、多く人衆を集め、死説を妖詞して茲に祈る所あり。又近京左側の山原に多人を聚集し、妖言して衆を惑はすこと、多きは萬人少なきは乃ち數千人、此の如き徒深く寛法に違へり、……」とあり、養老元年四月には「街衢に零疊して妄に罪福を説き、朋黨を合構し、指臂を焚刺して歷門假説、強いて餘物を乞ふ、」行基以下が罪せられた。

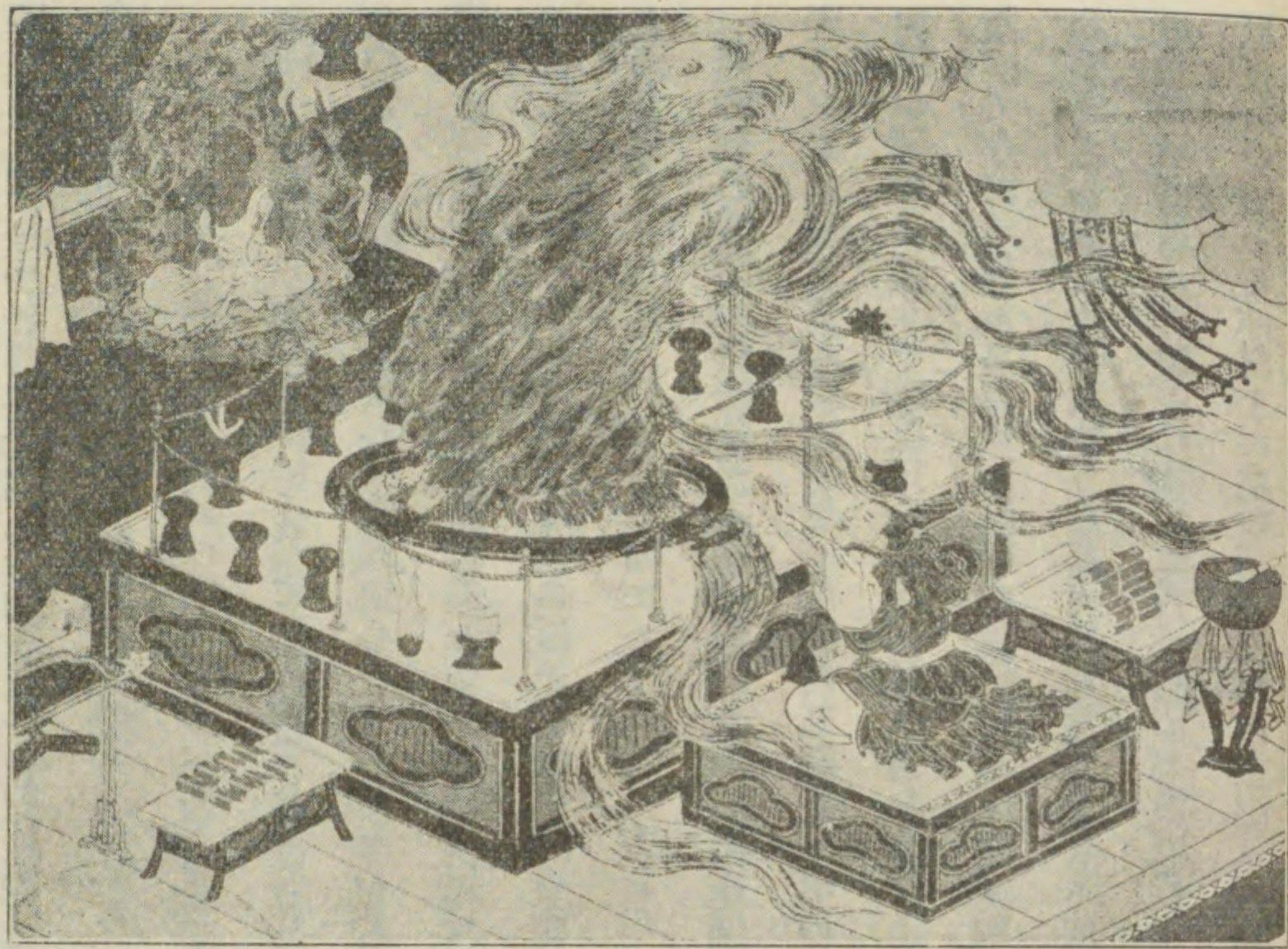
後世修驗道（一種の民間宗教）の祖と仰がれてゐる役小角が罰せられたのもこの頃で、彼は畿内地方の平民もしくは極く下層の貴族の出身で、正史の傳ふところによると「葛木山に住みて、咒術を以ちて稱へられ、弟子の一人たる下級貴族韓國連廣足が裏切つてこれを妖術者として訴へたがために處罰された。そして行基は一旦政府より罰せられたが天平三年には男は年六十一以上、女は年五十五以上のものが行基に従つて乞食することを公認され、續いて國教派となり、全國を遊歴して、荒蕪を開き、池溝道路を修し、橋梁を架し、港灣を開き、貧民を救恤しつつ布教に従事した。<sup>4)</sup>

天台眞言二宗 平安朝の始めに最澄によつて天台宗が、空海によつて眞言宗が開かれ、ながく平安時代を通じて壓倒的勢力を保持した。奈良時代の佛教が大陸に行はれてゐた佛教そのままであつたのに對してこれら二宗は著しく日本の色彩を加へた。二宗共支那から傳へられたことになつてゐるが、最澄にしても空海にしても支那に居つたのはほんの僅かの期間で、然も天台宗となり、眞言宗となるべきものの腹案は既に内地に居る時にできてゐたのである。然らば如何なる點が日本のかと云ふと種々あるなかにも、我が固有宗教、神道との融合などは著しいものであらう。既に述べたやうにこの傾向は奈良時代からあり、所謂兩部神道が空海から出ると云ふ説も後世の附會であり、本地垂迹説の誤りになるのははるかに後であるが、然もなほ、天台・眞言二宗の開かれると共にその傾向の押し進められたのは事實であらう。これによつて既に氏族制度の遺存が消滅し、神道の必要性が減つてゐたのに加へて佛教そのものの神



道化によつて、神道の獨立的存在の基礎が消滅したのである。また眞言宗は全然密教を中心とし、天台宗も最初はそれをその體系中の重要な一要素とし、後には全然それを中心とするのであるが、密教は加持祈禱を重視し、これによつて佛教は一層迷信的色彩を強くしたのである。そしてこれは後に云ふ別な理由もあるが、佛教が加持祈禱的な神道の位置にとつて代はるためにも必要だったのである。

天台・眞言二宗は以上のやうな特徴のほかには貴族的宗教であると云ふ特徴もある。いづれの宗教にしてもその時代の支配階級の道具であり、あるひは民衆の不安の幻想化でないものはないが、謂ふところの貴族的宗教と云ふ意味は主として貴族階級の間に行はれ、その嗜好に投じ、直接その精神的要求に應じたこと云ふ意味である。最澄にしても、空海にしても貴族の信任を得るのに汲々として居り、空海には郷里讃岐の萬農池を築き、道俗雲集してその事業を助けたと云ふやうな事蹟もあるが大體において民衆教化に動いた形跡は殆どない。その本山も高野山とか比叡山とか云ふ如き都から遠からぬ地で、然も一般人の到り難き山上にある。同時に最澄にしても空海にしても貴族のもとには屢々招かれて講演し、修法してゐる。そしてこの傾向は天台・眞言二宗のその後の後継者によつても墨守されてゐる。天台宗にしても眞言宗にしてもその實質は加持祈禱にあり、極めて卑俗であるにも拘らず、その教義に理論的粉飾を盡す點においては奈良朝佛教より一層甚しく、然もその理論的粉飾は一般人の容易に達し難いやうな表現をとつて居り、學問を貴族的教養視し、遊戯化した當代貴族の嗜好に投じた。また天台・眞言二宗における加持祈禱は既に述べたやうな理由でも盛んになつたのであるが、生産から全く遊離し、消費的・寄生的な生活に終始し、女性的になつた平安朝貴族の欲求に應じたこと云ふ點もあるのである。當時の貴族が如何に迷信深かつたかは日記物語の類に生靈・死靈の



27. 平安時代の迷信 眞言宗の僧侶が祈禱をしてみるところ (櫻姫曙草紙より)

と貴族階級の間における迷信とが如何に深い關係を持つかは、天台の相應が藤原良相の息女の病氣その他の際祈禱し



て効驗があつたので勢力を得、相應寺の臺演が藤原良房の病を治したと云つて僧正になつたなどの例が極めて多いのに徴して知ることができる。而してこれらの祈禱は鎮護國家のため、請雨のため、天變地異を掃ふため、増益及び延命のため、息災増益のため、等々多くの分化があり、外見上極めて壯嚴に執行せられたのである。

それからこの時代の宗教について忘るべからざるもう一つの特徴は即身成佛、煩惱即菩提の唱導である。これもまた種々煩瑣な理論的粉飾によつてその内容を曖昧化されてはゐるが、少くとも當代貴族に理解されたところでは、彼らの榮華に飽き、墮落し、肉欲中心の生活がそのまま佛教的行爲であると云ふにほかならない。そして最後に當代の佛教は造寺・造佛・儀式の執行において貴族的慰安の道具でもあつたのである。「權大納言殿の御八講に参りて侍りつるなり。いとかしこ、生ける淨土の飾に劣らず、嚴しうおもしろきことどもの限をなむし給ひつる。」(源氏物語)とあるなど、當代人のこの方面における考へ方を示す一例である。

**新宗教の萌芽** 平安朝が末期に近づき地方に庄園に據れる武士が擡頭すると、彼らは經濟的に餘裕を得て、文化的要求をも起し、さしあた、まづ佛教の新教義を求めると至つた。また社會が混亂し、盜賊が横行し、戰亂が相つき、租税が過重になり一般農民の生活が益々苦しくなると彼らにとつても、現實逃避の具としての宗教の要求が益々強くなつてきた。然もまた貴族階級の地位は武士の擡頭によつて脅かされ、彼らの心裡には漸く現實に對する「不安」の念がきざしてきた。斯やうな環境のもとで平安末期における淨土思想の擡頭及び淨土宗の生誕が見られる。尤も淨土思想の我國に入つたのは極めて古く既に奈良時代であるが、それが多少共一つの思想的勢力を得てきたのは平安中期以後なのである。村上天皇の頃、空也出で、足跡殆ど天下に普く、且つ市において布教し、念佛を勧めたと云はれ

る。その後も惠心などが出で念佛及び淨土宗を唱導したが、保元の頃、法然出で淨土宗を開き、念佛により何人も極樂往生ができると主張した。彼は「當今は末法にて、現に是五濁の惡世なり、唯淨土の一門のみ有りて、通入すべき道なり」と云ふ主張に深く歸依したと云はれる。これらの信仰は後に鎌倉時代に入つて一層發達し、武士・農民の間に普及するのであるが、既に平安末期にその萌芽を示してゐるのである。天台・眞言二宗に比すれば平易を旨とし、然も思想的に進んでゐると云ふのも一つの特徴である。

**奈良平安時代文學の概説** この時代、特に平安時代は我が文學史上の黄金時代で極めて多くの傑作が残された。その原因は貴族階級が京都に集團的に生活し、物質的に恵まれ、彼らの間における社交が文學の發達に幸ひしたところにある。

既に述べたやうに漢字は大化改新前に渡來し、同時に早くもそれをもつて國音を寫すことが行はれてゐたのである。従つて萬葉集の如き文學が早くも奈良時代にはあらはれ得た。然も萬葉集を見るとそれに先立つて存在し、現在滅びて傳はらないやうな詩集さへいくつかあるのである。奈良時代にはそのほかに文學的作品とするには多少難色があるが、國文で記され、そこに文學的要素の決して皆無でない古事記・風土記・祝詞・宣命の類が存在した。次に漢文をもつてする文學も行はれ、漢詩文集、懷風藻があり、そのほか日本書紀・日本靈異記等を數へ、平安朝に入るとその初期に俄然かゝる形態の文學の發達が著しい。また奈良時代が詩を中心とするのに對し、平安朝文學の中心は物語であるが、まづ伊勢物語・大和物語で歌謡を中心としてその説明の形態で物語が發生し、中期の黄金時代に魁する。併し竹取物語の如く古事記的・風土記的・日本靈異記的の説話文學の發展も見られ、既に宇津保物語・落窪物語



ではその方向で寫實的傾向が著しく強くなつてゐる。土佐日記・蜻蛉日記の如く日記文學も起り、これは後に隨筆文學に發展もする。源氏物語は枕草子と共に道長を中心とする平安時代の最盛期に生れたものである。この頃、また日記文學が盛んで、紫式部日記・和泉式部日記・更級日記などがある。そして平安朝が末期に近づいても狭衣物語・濱松中納言物語・とりかへばや物語・堤中納言物語などあるが、一方では源氏物語の傾向を追つてそれに到達せず、他方では傳奇的色彩を強くし、また筋書本位になつてゐる。

詩も平安時代の全體を通じて盛んであつたが、主として短歌の形態で行はれ、然もそれは萬葉集の時代の如く自然に謡ひ出されたものでなく、こしらへられたものであり、貴族的社交の道具であつたと云ふ感が強い。従つて傑作が少い。萬葉集の主情的なのに比し、古今以後になると理智的・觀照的になる、萬葉時代にも言葉の上の技巧と云ふやうなものがないわけではないが、それが極めて自然なのに比し、平安時代になると末梢的・人爲的になるのもその一つの特徴である。併し平安初期に集められ、奈良平安兩時代の民謡の入つてゐる「神樂歌・催馬樂」、平安末期の梁塵秘抄など短歌以外には却て注目すべきものがある。また説話の集成たる今昔物語、半ば歴史著述たる榮花物語・大鏡なども注目すべきものである。

奈良文學の特徴は萬葉集に、平安文學の特徴は源氏物語及び枕草子にそれぞれ集中的表現を得てゐるから、それぞれその項下に説くつもりであるが、一言で云へばその特徴は女性的・室内的無思想的たるところにある。萬葉集の如きその例外であると考へる人があるかも知れぬが、それは奈良時代になほ強かつた氏族制的傳統の結果で、然も萬葉集における主潮は既に著しく女性的になつてゐるのである。景色の如きも荒狂ふ努辭の美を歌つたと云ふやうなものは全くない。鎌倉以後の文學に見られる如き戰爭美の讚美などもない。そして平安文學となると全くかゝる女性的・室内的境地に沈溺するのである。文學にかゝる傾向をあたへたものは平安朝貴族の消費的・寄生的生活であつて、農奴の統制と云ふ形態においてさへ自らは生産に關與しなかつた結果であり、宮廷生活に終始した結果である。所謂「物のあはれ」が平安朝貴族の理想であつたのは決して偶然ではない。

この時代の一般庶民階級の文學は知るべき手がかりが殆ど全くない。併し萬葉集中には

我が妻はいたく戀らし飲む水に影さへ見えて世に忘れられず

我が母の袖持ち撫でて我が故に泣きし心を忘れらえぬかも

と云ふが如き、防人となつて九州の果てに送られる東國人の悲しみを歌つたものがあり、萬葉集、卷十六の「蟹」に託した乞食者の歌の如きもこの種のものの一つと見られよう。また貧窮問答歌（萬葉集、卷五）の如く下層者の生活が當時の貴族によつて描寫されたものもある。催馬樂中には「刺櫛は十餘七つ有りしかどたけくの掾の朝に取り夜さり取り取りしかば刺櫛も無しやさきむだちや、」の如き作品がある。

萬葉集 萬葉集の選者は正確にはわからない。大伴家持がそれに關與してゐることは確實であるけれども、それを全卷の選者とするかは否定されてゐる。だが選者が畿内貴族の誰かであることだけは確實である。また集中の作品の大部分は畿内貴族達のものである。但し後世の歌集と異なる點は東歌その他に地方貴族の作品のみならず、一般農民の作品・民謡などまでが採入れられてゐることである。畿内貴族・某々の作と傳へられるものも、同じ萬葉集やその他にその流傳中における變化と見られる極めて類似した他の歌が載つて居る事實があり、然もそれが他の作者のも



のとして傳へられてゐるなど、むしろ作者なき民謡ではなかつたかと思はれるものが多い。<sup>8)</sup> また後世の歌集と異り短歌のほかに、旋頭歌その他の短歌形をとらぬもの、長歌などが極めて多く收められてゐる。併し一部に長歌をもつて古い時代の詩形とし、短歌をもつて極めて新しいやうに云ふ説があるが、長歌も短歌も整然たる形のもの新しく、形の整はぬものが古いと云へるに止まるのではないかと思はれる。<sup>9)</sup> なほまた當代の史料によつて見るに短歌形をとらぬものも、短歌も實際に節をつけてうたはれた場合があつたらしい。併し集中の多くが既に讀むための詩であつたことも事實である。

以上を要約するに萬葉集は民謡から個人的作品に、節をつけて歌ふための詩から讀むための詩に、民衆の詩から貴族の詩に、無整形の詩から整形詩への過渡期にある詩集であると云ふことができる。凡べてそれらは當代の社會が原始時代を脱却しつつ最初の文明に入りつつあつた基礎構造における變化に對應するものである。併し當代社會が全體としては既に後者を基調とするやうに、萬葉集においても讀むための詩・貴族の詩・整形詩がその主潮をなしてゐると云へる。

以上のことはまた萬葉集が古拙・純真な抒情詩集であると云ふ點についても云へるので、成程、平安朝以後の古今集などと比較するとさうであるが、それは原始性の名残りに過ぎず、全體としてはむしろその反對の面が少くないのである。徒らに詞藻の美を追つた長歌・ほととぎすを聞かないでも聞いたこととして「夜はすがらに曉の月に向ひて往き還り、喧き響むれどなどか飽きたらむ」<sup>10)</sup>と歌つてゐるやうな豫作・他人のための代作・など集中に少くない。また極めて理智的な作品もある。

源氏物語と枕草子 源氏物語も枕草子も平安朝貴族たる女性、紫式部及び清少納言の作品であるが、平安朝の最盛期にあらはれ、貴族文學の代表作と見なすことができる。源氏物語は可成り大部の著作で、光源氏なる貴族を中心としてそれを取捲く女性達との戀愛遊戯を描いたものである。人物の性格が躍動し、筋に不自然なところがなく、貴族生活をよく描寫してゐるところはこの作品のすぐれた點である。併し貴族文學として貴族階級自身の限界を脱するとは勿論できず、そこに戀愛事件以上の何物もなく、場面も室内を中心とし、地域も京都以外は須磨・明石・宇治等貴族階級の別荘のあつた土地である。艶麗・優美・繊細、併し無氣力・無思想がその作品の主潮をなしてゐる。

枕草子は作者の日常生活の経験ならびに感想集である。源氏物語に比すれば感覺の鋭敏、自我の強さ、氣慨などが見られるが、それも衣服の色彩等に對する感覺の鋭さであり、氣慨は狭い宮廷生活における奥女中式ヒステリーに終つてゐる。ここでもまた貴族生活がその作品に限界をあたへてゐる。

因みに平安時代に女流作家が輩出したのは既述の如き理由によつて時代が一般に女性的であつたのと、宮廷生活に伴つて女性に活躍の場面が與へられたためである。併しこの女性活躍の場面は全體として男性の統制下にあり、男性の玩具としての活躍であり少數の異例を除いては彼らがただ若く美しき女性である一生中の一瞬間に過ぎなかつた。

奈良平安時代の美術 大化改新を経て奈良時代に入り、一般文物の發展が益々著しくなると美術の發達もこれに伴ひ、種々驚異すべき作品を生ずるに至つた。

佛像の製作は最も盛んであつたが既に奈良時代には前代の質朴さ、清楚さを失ひ、流暢味が加つてゐる。これは既に貴族の生活が民衆の生活から離れ、それから懸絶し、單なる寄食者のそれとなり、他方原始時代の面影を失つて行





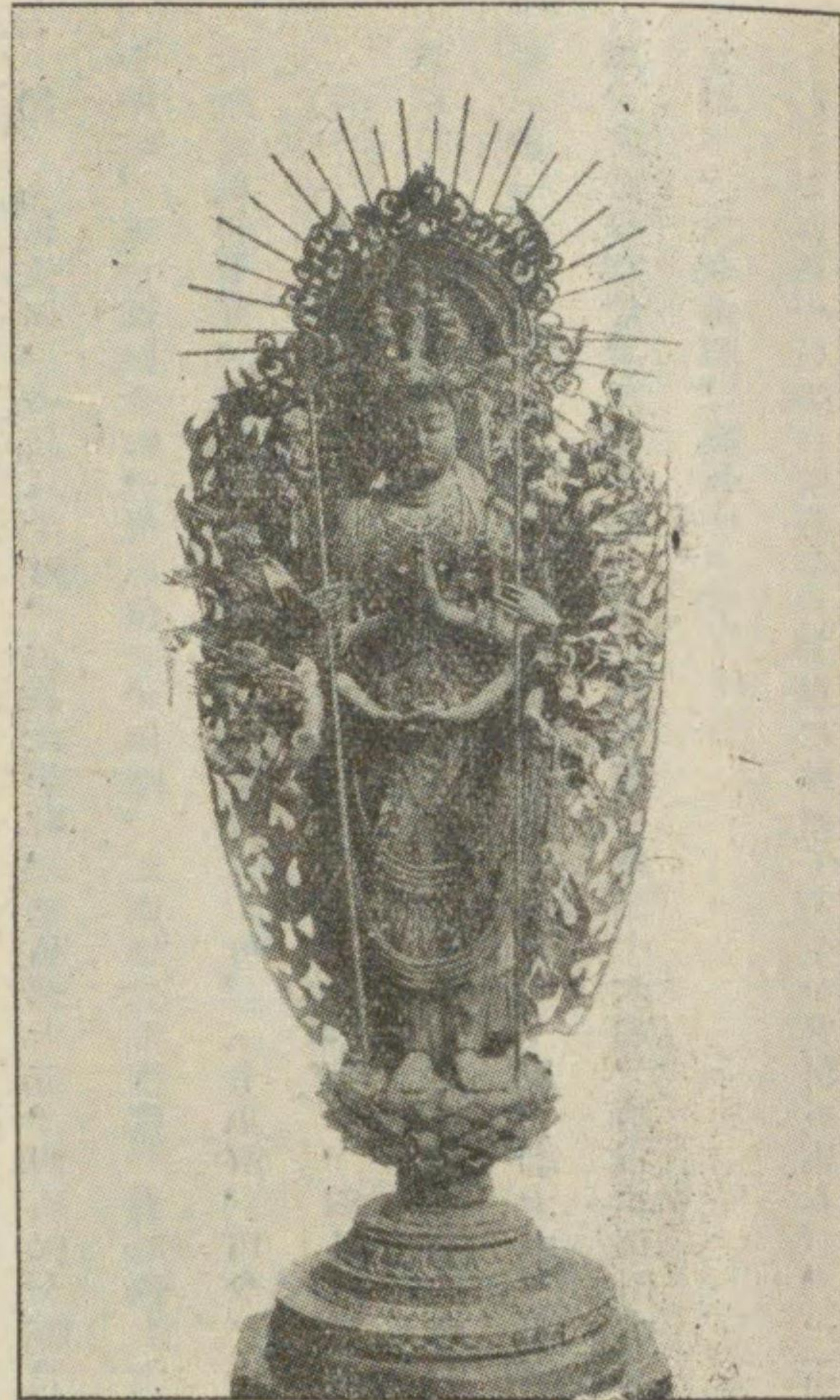
28. 推古時代の佛像 鳥佛師の作と傳へられる釋迦三尊像、法隆寺金堂内に安置、後代の佛像と比較せよ

つたためである。併し奈良時代には未だそこに雄渾味・明快味を認め得るが、貴族生活が益々寄生的となり、然も所謂「アジア社會」が戰爭等で外延的に伸びる傾向が失くなり、内訌的に進み、貴族の遊樂生活が展開するとそれは流麗とも云ふべきものに變化してくる。奈良時代の彫像がリアリスチックであると云ふことが云はれるがそれは十大弟子等の位階低く儀軌（それ



29. 奈良時代の佛像 藥師寺東院堂聖觀音。奈良時代のものとしては時代が最も早く、天智天皇頃の作であるが既に服装は流麗に・肉體は豊満になり、後の平安代時への過渡をなす。併し尙強さも失はれてはゐない

は平安時代に至つて生ずるものであるが、その實質は既にこの時代に淵源するであらうに縛ばられざるもの、僧侶の肖像等について、全體としては非リアリスチックな描寫中に僅かに部分的に認められるものに過ぎず、それさへ平安時代に入ると、佛像が祈禱の道具、貴族の奢侈的要求を充す物品となつたので、消滅して



30. 平安時代の佛像 近江長命寺にあるものにして平安末期のものとして推定される千手觀音像。

であるが、我が奈良・平安時代が「アジア社會」に屬し、靜的・均勢的・調和的なものを理想としたのによく應じたのである。

繪畫は奈良時代には佛敎畫を主とするが、既に若干の非宗教畫を見、平安時代に入ると山水畫・人物畫・風俗畫が發達し・特に平安中期以後になると貴族生活に伴つて大和繪の如きものが勃興し、大いに風俗畫の發達を示すのである。併しそれらも概して非リアリスチックで、靜的である。だがこの傾向は鎌倉時代に入つて覆され、可成りリアリスチックな繪畫が全盛を極めるので

第三節 「アジア的封建主義」の時代のイデオロギー



31. 鳥羽繪

了うのである。そして徒らに怪奇であり、艶麗であるのみで、藝術味が失はれて行く。因みに佛像の靜的均勢的であることは既に大陸においてかゝるものとして發達した結果であるのは勿論



あるが、早くもこの時代末期にその先驅が見られ、鳥羽僧正の作と傳へられる鳥羽繪の如き鳥獸が人間の生活を模倣してゐると云ふやうな構圖であるが、諷刺を含んでゐるとも云はれ、輕妙な筆致で極めて寫實的、動的に描かれてゐる。<sup>11)</sup>

### 補註篇

#### 第一節

1) 「凡位田、一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町、正一位八十町、從一位七十四町、正二位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位十二町、從五位八町、女減三分一。凡職分田、太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町。」(令集解、田令)

2) 「凡食封者、一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、内親王減半、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、大納言八百戸、若以理解官、及致仕者減半、正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、正三位一百三十戸、從三位一百戸、其五位以上、不在食封之例、正四位緋十疋、綿十屯、布五十端、庸布三百六十常、從四位緋八疋、綿八屯、布四十三端、庸布三百常、正五位緋六疋、綿六屯、布三十六端、庸布二百四十常、從五位緋四疋、綿四屯、布二十九端、庸布一百八十常、女減半。」(令集解、祿令)

3) これについては當時の古文書に極めて多くの資料があるが、一二の例をあげると天平七年周防國正税帳では、

「當年租穀一千九十一石二斗五升

食封六百三石四斗八升

全給一處、四百六石五斗三升、

半給一處、一百九十六石九斗五升

給主九十八石四斗七升

納官九十八石四斗八升

官四百八十七石七斗七升

合官納五百八十六石二斗五升」(大日本古文書、第一卷、六二五頁)

などと記してゐる。天平七年相模國封戸租交易帳(前掲書、六三五頁以下)では相模國司が管内の食封の收支について報告を送つてゐる。

4) この時代には一切の土地の世襲が認められなかつた。但し功田については、大功三世、中功二世に限つて世襲が許され、只、藤原鎌足の功田一百町のみ「大功世々不絶」として永久の所有を認められたが、これらの大功、中功者の数は十數人である。また寺院は三十年を限つてその所有地の世襲を認められる。併しこれらは、第二節で説く墾田制度によつて遂に破られるに至つた。

5) 特定の地を指定してゐたこと、並びに封戸が事實上封郷であつたことは、東大寺その他の封戸について、いづれも郡別に五十戸が支給されてゐるのみでなく、天平勝寶四年十月東大寺へ施入の一千戸の封戸について

「造寺司 牒三綱所

第三節 「アジア的封建主義」の時代のイデオロギ



合奉充封一千戸

下野國二百五十戸

芳賀郡石田郷五十戸

足利郡土師郷五十戸

梁田郡深川郷五十戸

都賀郡高栗郷五十戸

鹽屋郡片岡郷五十戸（下略）

の如き文書のあることで知られる。天平七年相模國封戸租交易帳でも、所有主の名と共に郷名、戸数などを記してゐる、

6) 選叙令には「大領少領才用同者、先取國造」とあり、然も當時の實際を見ると普通の白丁（班田農民）で大領少領（郡司）に任せられたものは殆どない。

7) 學令に「凡大學國學生、毎年五月放二田假」とある。

8) 郡司が民衆に押されて國司及び政府と争つたことは屢々であつた。特に紀元一千年には尾張國郡司以下が國司藤原元命の秕政を訴へた事件が起つた。この訴狀は「尾張國郡司百姓等解文」として残つてゐるが、平安時代國司の荒政の状態を見るためにも興味があるから次に瀧川政次郎氏の解説に従つてそれを掲げて見よう。

第一條 元命は其の在任三ヶ年のうちに、定額以上の出舉稻を收納加徴する事、正税三十三萬餘束、息利十二萬束に上つてゐる。正税を負へる窮民は纒かに究進の勤を致せるに拘らず、或は見納と號し未進と稱して暗に數多の財物を掠め取る。この呵責によつて人民は逃散し、浪人は蜂起する。元命の郎從等は雲の如く部内に散滿して當國の土産を食つては之を京落の故郷に運び去る。是を以て吏は富み、國は貧しく、他國に流亡する者踵を接する有様である。

第二條 元命は租税田と地子田とを區別せず、地子田からも租税田と同じやうに官物を取立てる。租税田と云ふのは口分田、功田、賜田の類であり、地子田と云ふのは乘田、職田、寺田、神田の類である。解文によれば、當時租税田には常例の輕租の外に官物と稱する賦課があつたが、地子田は重租なるが故にそれを免ぜられてゐたやうである。元命はこの定めを無視して地子田よりも官物を加徴し、田堵百姓等をして愁へ病ましめるのである。

第三條 元命は租穀の定法を踰えて、段別三斗六升の租穀を加徴する。和銅の制によれば、一段の租は稻一束五把、即穀七升五合で、三分以上の損あれば、其の幾分を減免せられるが、この頃の國司は前述の官物加徴を加へて、既に一斗五升以上三斗以下を徴し、且つ例損あるも本數によつて勘納するのが例であつた。元命は既に重きに過ぐるこの租穀を更に重くして一段三斗六升と云ふ如き法外の重租を加徴し、百姓をして失業のやむなきに至らしめたのである。

第四條 元命は正當の理由なくして、正税利稻の外に段別二束八把の稻を國內から加徴する。而も其の收納した稻は之を臨時の公用に充てるのならい、が、さに非ずして皆之を私用に費し、又は之を輕貨に交易して京都の私宅に運び去る。

第五條 元命は例數の率分（段別八九束）を超過して正税の利息、稻の地子等を加徴すること一年段別十三束二把の多きに及んでゐる。率分は租庸調の未納を補ふ爲めに、毎年一定の率を定めて徴收するものであつて、段別八九束乃至十束が當時の定法であつたのを、元命は段別十三束二把を徴收し、其の上に其の率分加徴の物を輕貨に交易する直の不足として、又若干の米を徴收するのである。加ふるに其の徴收に向ふ吏は、土毛供給の料物と稱して、本物の五六倍に餘るものを貪り取り、又之を國庫に進納する目代等は、副物と號して正別に絹二尺二寸を加徴する。斯かるが故に、有堪の輩は、歎き乍らも之を辨濟するが不堪の輩は、跡を削つて逃散し、離散の炬を拾つて留跡の矩に準ずるに、僅かに萬之一に過ぎない有様である。



第六條 元命は從來二町四段の田から一匹を徴する定め調の絹を、一町一段から一匹の割合を以て徴收し、又當國から徴收した美糸は、之を官庫に進納せずして、私有の綾羅を織り、別に他國の蠶絲を買立て、貢官の例進に備へる。當國養蠶の業萎靡して振はざるは、職として之に因るのであつて、元命の如きはまことに國を傾くるの讎、人を害するの蠹と云ふべきである。

第七條 元命は正税を以て買上げて京都に進納する交易雜物を絹は四五十束、手作りの布は八束、信濃の布、麻の布は五六束と云ふ如き法外の廉價を以て強制的に買上げ、又之が勘徴に來る使は、數多の從類を引率して、茲には正別一石五六斗、布には端別四五斗の土毛を責め取り、供給裝束の費として又無數の雜物を取り立てる。これが爲に百姓は、先祖の永財を沽却し、子孫の存命を滅し、夫妻の衣裳を賣り代へて愛子の寒温を失ふと云ふ始末で、元命一身の貪利の爲に、百姓の世途は絶たれてしまふ。

第八條 元命は幹了の使、暴惡の人を差遣して、從來の國司が寛宥して税帳に有名無實として置いた四五十年前の死亡逃亡者の負債を焼くやうに勘責して、郡内を騷動せしめる。爰に郡司百姓不安の由を國廳に訴ふると雖も、彌々暴惡の政を施して、會て裁報の心なく、貢使は還つて得水の龍となり、弱民は益々覆轍の鳥に類する有様である。

第九條 元命は借絹と稱して毎月人民から絹を責め取ること、多きは三四回に上つてゐる。そうして其の借りた絹は正別四十束以下三十束以上の廉價として置きながら、返狀を與へて返済するものは僅かに三分の一であつて、あとは皆借り徳としてしまふ。

第十條 元命は税帳の上では救急料百五十石を立用した事にしてゐるが、實際は其の穀を行下せずして着服してゐるのである。これ忝くも國宰の名を稟けながら、飢類の根を奪ふものであつて、是がために鰥寡孤獨は半死半生し、蓬叟孀嫗に存するが如く亡きが如き慘狀に沈溺してゐる。

第十一條 第十二條 元命はまた驛傳の食料、及び驛子の口分田、百五十六町の直米を宛て行はず、又驛家の雜用准頭六千七百九十束を行下しない。郡司百姓等は、止むなく私馬を以て運送の任に當つてゐるが、酷吏共は、或ひは供給等閑なりと號し、或ひは厨脩疎略なりと號し、毛を吹いて疵を求むる底の暴を敢てする。

第十三條 元命はまた稼穡の爲めに最も肝要なる池溝の修築を行はずして、而も定式の池溝救急料は、官帳の上では支出した事にして、其の資を私服してゐる。是れ自己の妻子の衣食を美にせんが爲めに、一國の農桑を絶つものであつて、近年の農業の損害は、職として之に原因してゐる。

第十四條 元命配下の國吏が郡内に入つて調の絹を勘責する有様は、實に苛酷を極めたものであつて、面目を施さんが爲に、壇に人目を抽き、民戸に到れば馬より下らず、座に着かず、馬に騎りながら戸を破り、部を放つて、雜物を搜り取らしめる。

第十五條 元命は田直の代りと稱して、所部の畑より麥を徴納し、又百姓の忙しい月には在廳して何かときき使ひ、百姓の閑な月には、訴訟の起らん事を慮つて、京都に引き上げてしまふといふ無法者である。

第十六條 入部の雜使が、課税の基本たる田地の檢注を行ふ有様は、實に亂暴を極めたものであつて、條里阡陌を辨せず、只己が心に任せて、一段の現地を二三段と注し、又當荒の田を熟田と注する、さうしてこの亂暴なる檢田使は、更に檢田の費用として一日に或る郡から米三十石、或る郡からは絹七八十疋を徴收し、又一日で勘檢できるところを數日も經廻する。

第十七條 用殘の官稻は、之を農料に宛てずすべきであるのに、元命は之を百姓等に舂かして、京都の自宅に運ばしめてゐる。

第十八條 元命は、國內丹羽郡から藏人所に貢進する漆一升に就き、四五合の割合で餘分を貪り取つて、之を自己の得分としてゐる。或る年の如きは、山火事で漆の樹がすっかり焼けてしまつたに拘らず、元命は容赦なく之を徴收して、漆に代へて絹類



を納入せしめた。

第十九條 元命は國內馬津の渡に置くことになつてゐる官船の費用を着服して行下しない、これが爲めに不完全な船で渡すので、時々沈没顛覆するやうな事が起る。

第二十條 第二十一條 元命は掾以下史生以上の國司等の公廩料俸料を支拂はず、又書生其他日給を受けて國衙に働く雑色の人々の食料を支拂はないで、皆之を着服し、自分の郎從の輩にのみ厚く給與を行ふ。

第二十二條 第二十三條 元命はまた右の如き不正の手段をもつて取上げた白米、糠、黒米、雜物等を京都に運び去るに、正當の運賃を支拂はず、又運送のために徵集する百姓雑色人夫等の人夫數も常例を超えてゐる。

第二十四條 第二十五條 元命は國家鎮護五穀豐穰の祈誓のために設けられた國分二寺の修理料稻一萬千束を行下せず、又國分二寺の講師、法師、僧尼等の衣供、布施を宛て行はない。

第二十六條 國宰の吏たるものは、屢々部内を巡檢して風俗を問ふべきに、元命は専ら京路の世途を營んで、黎民の愁苦を憂ふることなく、政を爲す日には國廳に首を挺せず、愁を致す時には筒後に身を隠し、常に在京と稱し、又物忌と稱して、郡司百姓等の愁訴をとりあはない。この故に元命は身忝くも國宰の階にありながら、人民からは夷狄讎敵の如く考へられて居り、又人民等は如何なる宿世の罪報にて今この國守に會ふ事ぞと歎じて居る。

第二十七條 第二十八條 元命の子弟郎從の體たらくに至つては、全くの夷狄豺狼であつて、目に見る好しき物、耳に聞く珍しき財は、悉く奪ひ取らねば措かない。殊に元命の子息頼方は、古今無頼の極悪人であつて、百姓から牛を徵收して、他人に賣り飛ばし、堪へざるの由を陳ずる者あれば、忽ち不善の使を放つて毆縛蹂躪を事とし、己れは美酒を日々五六斗も煽つて朝歌暮唱し、父元命の取り遣すところの物を、底を掃つて搜り取る。

第二十九條 元命の子弟郎從は、また部内の田部を横領して、人民に預け作らしめ、春には管料を宛てずして田を作らしめ、秋には承諾と認とを問はず地子を徵納する、又人民が田租を納むれば、之を私營田の穫稻として、自分の方に奪ひ取り、又徵使は其の田から土毛と稱して段別四五斗の米を徵收し、僅かに一稔の間に、各々久年の貯を拵へてしまふ。是れ實に人の骨髓を摧して己が永財となすものであつて、無道の甚しき事、まことに歎きても餘りがある。

第三十條 五位以上の者及び諸司の官人は輒く護外に出てはならない定めであるのに、元命は京より下向の度毎に、有官散位の從類不善の輩を引率して來る。天文權博士惟宗是邦、内舍人橘理信、同藤原重規、同孝廉、同朝佐、大原弘春、良峯松林、伴兼正等が即ち其れであつて彼らは多く前述の檢田使となつて無法の檢田を行ひ、供給鋪役と稱して一塵を残さず民の物を取り去る。

第三十一條 元命は寛和三年三月七日を以て諸國に下された九箇條の官符のうち、兵杖を帶して所部を横行するを制止する條の如き、自己に有利なる箇條のみを人民に告げ知らしめ、自己に不利なる、諸國受領の吏の多く五位六位有官散位の新賓を率ひて任に赴く事を禁制する箇條の如きは之を秘し隠して人民に知らしめないのである。(瀧川政次郎氏、律令時代農民の生活、下、四〇六―四一三頁)。

9) 瀧川政次郎氏、律令時代農民の生活、上、二五―六頁による。

10) 「凡給口分田者。男二段、女減三分之一。五年以下不給、其地有寬狹者、從郷土法。易田倍給」、(田令)及び、「凡給園地者、隨地多少均分給、若絶戸還公」(田令)。

11) これらの負擔についても當時の法令に一々記載あり、證據があるが繁をいとうて擧げない。但し當時の農民が斯やうな負擔によつてどの程度の實収入を得てゐたかは、澤田吾一氏、「奈良時代民政經濟の數的研究」、及び瀧川政次郎氏、「律令時代農民の



生活」に詳しい。但し前者は負擔を多少軽く見てゐるやうであるが、いづれにしても餘剰勞働の殆んど全部を吞下したであらうと云ふ點では一致してゐる。

- 12) 平安時代における盜賊については今昔物語などに詳しい。奈良時代の浮浪については經濟評論、一九三七年、一月號所載拙論、「王朝時代庄園制度發生の諸前提」に擧げておいた。
- 13) 奈良時代の「部」民については、歴史科學、一九三五年、十、十一月號、同一九三六年、二、三月號所載拙論、「上代における「部」、その内容、意義及び歴史」を見よ。

- 14) 前掲論文及び瀧川政次郎氏、「日本奴隸經濟史」を見よ。  
 奴婢については瀧川氏、「日本奴隸經濟史」に詳しい。

- 16) 大日本古文書、第一卷所收、推定生部家戸口（一〇一一—一五頁）及び上政戸國造大庭戸口（四二—四四頁）。

- 17) 武田祐吉氏、「大宅可是麿の賈賤について」、國學院雜、大正十二年四月參照。

- 18) 續日本紀、國文六國史版、三八二頁。

- 19) 「經濟評論」、所載前掲の拙論、參照。

- 20) 瀧川政次郎氏、「日本奴隸經濟史」二三五頁。

- 21) 「奴隸制度、これが生産の支配的形態をなせるところでは勞働は奴隸のすることとなり、従つて自由人にとっては不名誉なものとなる。これによつてかゝる生産時代からの出口が閉ざされることとなるが、一方更に一層發展した生産は奴隸制度に制限を感じ、その排除へと驅りたてられる。この矛盾に逢着するや奴隸度を基礎とする生産、それを基礎とする社會は没落する。多くの場合解體は先行の社會が他のものと強大な社會によつて強力的に征服されることによつてもたらされる。（エンゲルス）因みに、

ギリジャロローマにおける奴隸制社會については、拙著、「古代社會史」參照。

- 22) マルクス、資本論、第三卷、四五九頁。因みに支那、朝鮮等の「アジア的封建制」については拙著「古代社會史」參照。

- 23) 竹内理三氏、上代における智識について、史學雜誌、四十二編、第九號所收の資料による。

- 24) 關東地方出土の埴輪には奈良時代の服裝と見られるものをしたものがあると云はれ、喜田貞吉氏によれば、東北地方の繩文式遺跡からは宋錢を出したと云はれる。尤も後者については最近議論が多いやうである

- 25) 唯物論研究、一九三六年、一、三、六月號所載拙論「我が古代史における交換經濟の發達」參照。

- 26) 澤田吾一氏、奈良朝時代民政經濟の數的研究、二七六—二八三頁。

- 27) 澤田氏。前掲書、一四三—一四〇頁。

## 第二節

- 1) 竹内理三氏、「平安朝に於ける醍醐寺の經濟的研究」(上) 歴史地理、六十五卷、第一號。

- 2) 竹内氏前掲論文、(下)、歴史地理六十五卷、第二號。

- 3) 喜田貞吉氏、「奥州に於ける御館藤原氏」、民族と歴史、第七卷、第六號による。

- 4) 竹内氏、前掲論文。

- 5) 清水氏、莊園郷保の概略、國學院雜誌、大正十四年十一月號。

- 6) 清水氏、前掲論文。

- 7) 牧建二氏、封戸制の變遷と庄園の發生史との關係、史學雜誌、第四十二篇第一號。



8) 貴族が如何に山川藪澤を占有し、一般民衆に損害をあたへたかは、大化改新に際し土地人民私領の弊を述べられた際、「又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財産と爲て、争ひ戦ふこと已まず」とあり、和銅四年十二月六日の勅には「親王已下及び豪強の家、多く山野を占めて百姓の業を妨ぐ、自今以來、嚴に禁制を加へよ」とあり、延暦十七年十二月八日の太政官符には「右、被右大臣宣稱、奉、勅、准令山川藪澤公私共利、所以至有占點、先頻禁斷、如聞、寺并王臣家及豪民等、不憚憲法獨貪利潤、廣包山野兼及藪澤、禁制藪樵、奪取鎌斧、慢法蠹民莫過斯甚、自今以後更立嚴科、不論有官符及賜及舊來、占買、並皆收還、公私共之」等とあるので知られる。

- 9) 喜田氏前掲論文及び竹越氏日本經濟史に據る。
- 10) 竹越氏、日本經濟史に據る。
- 11) 同上。
- 12) 同上。
- 13) 寛治五年政府は宣旨を下して地方の人民が其所有する田畠の公驗を源義家へ寄附することを禁じてゐる。(百練抄)
- 14) 保元物語、古典全集版、三一―二頁。
- 15) 同上、三二頁。

## 第三節

- 1) 澤田吾一氏、奈 朝時代民政經濟の數的研究、六〇〇―六〇五頁、參。
- 2) 例へば「善男子、是金光明微妙の經典は種々の利益あり、……人の爲に此金光明經を講說せば、其國土に於て皆四種の福利善根を獲ん。云何が四となす。一には國王病なく、諸の災厄を離る。二には壽命長遠にして障礙あるなし、三には諸の怨敵なく、兵衆勇健なり、四には安隱豊樂にして正法流通す」とか、「是經を受持し、恭敬し、供養するものは、爲に衰患を消して其をして安穩ならしめん。亦復城・邑・聚落を擁護し、乃至怨賊悉く退散せしめ、亦一切瞻部州内の有らゆる諸王をして、永く哀惱鬪諍の事なからしめん。四王應に知るべし、此瞻部州の八萬四千の城邑聚落、八萬四千の諸の人王等、各其國に於て、諸の快樂を受け、皆自在を得、有らゆる財寶充足し相侵し奪はず、彼の宿因に隨ひて其報を受け、惡念を起して他國を貪求せず、咸く少欲利樂の心を生じ、鬪戰擊縛の苦あることなし、其土の人民は自ら愛敬を生じ、上下和穆すること、猶し水乳の如く、情相愛重し、歡喜遊戯し、慈悲謙讓にして善根を増長せん。是因縁を以て、此瞻部州安穩豊樂に、人民熾盛に、大地沃壤し、寒暑調和し、時は序に乖かず、日月星宿常度虧ること無く、風雨時に隨ひて諸々の災横を離れ、資産財寶、皆悉く豊盈し、心に慳鄙無く、常に慧施を行ひ十善業を具せん」などと云つてゐる。

- 3) 僧尼令には、「凡有私度及冒名相代竝已判還俗、仍被法服者、依律科斷、師主三綱及同房人知情者、各還俗」とあり、また「凡僧尼等、令俗人付其經像、歷門教化者、百日苦使、其俗人者、依律論」と等とある。
- 4) 早川二郎、奈良時代佛教の特徴と社會的意義、社會、第五卷第七號。
- 5) 太田亮氏、日本文化史、平安朝初期、二〇六―七頁。
- 6) 津田左右吉氏、文學に現はれたる國民思想の研究、貴族文學の時代、一七四―一八四頁。
- 7) 例へば次の論文を見よ。武田祐吉氏、萬葉集新講、上、萬葉集解題、澤湯久孝氏、萬葉集研究、日本文學講座第四卷、藤村作氏、國文學史總説、第二章、第一節、萬葉集、森本治吉氏、萬葉集の性質とその文學史的意義に就て、國語と國文學、第四卷、第三號。



- 8) この問題については例へば次の論文を見よ。兒山信一氏、萬葉集と民謡との關係、國語と國文學、大正十四年、六、七月號
- 9) 特に反歌は支那の文學の影響を受けて生じたものであると云ふのが定説である。(例へば武田氏、前掲論文、高野辰之氏、日本歌謡史六〇頁) また全體として萬葉頃の整然たる詩形の長歌には支那の賦の影響があらうかと思はれる。
- 10) 萬葉集、岩波版、下、六八一頁。
- 11) 世界美術全集、第七—十二卷參照。

尙本章全體の參考書としては次のものがある。

- 瀧川政次郎氏 律令時代農民の生活、瀧川政次郎氏 日本奴隸經濟史、津田左右吉氏 文學に現はれたる國民思想の研究、貴族文學の時代、西村爲之助氏 奈良朝 日本文化史第二卷、太田亮氏 平安朝初期 同 第三卷、西岡虎之助氏 平安朝中期 同 第四卷、竹岡勝也氏 平安朝末期 同 第五卷。

### 第三章 典型的封建主義の完成時代

#### 第一節 鎌倉時代の土地關係及びその發展

庄園における武士と農民 所謂武士と云はれるものなかには所領を持たず、貴族・豪族・寺社等に寄食してゐたものもないわけではないが、矢張りその大部分は所領を持ち、それから生活資源を得て専ら軍事に當つたのである。尤も彼等の「所領」たるやなほ前代の如くに名義上にも所領たるまでには至らず、表面は單に土地管理者たるに止まり、實質上の土地所有權を持つてゐたに過ぎない場合もあるが、これはさしあたりいま問題でない。而して武士の多くは庄園内に起居した。勿論一人で數ヶ所の庄園を持つものも少なくはなく、斯やうなものは勢ひ、各々の庄園には代官を送らざるを得なかつたが、その場合にも代官たるものは領主の一族であつて公家の庄園の場合に見られる如く全然他人を代官とする場合は少かつた。

庄園内には農奴があつて領主のために勞働した。農奴の負擔は決して軽いものではなかつたらしく、大日本租稅志は文保二年東寺領丹波國大山莊年貢請文に基いて田租の率を大體收穫の四割乃至五割と見てゐる。併しこのほか御即位・大嘗會・内裏造營・將軍宣下・將軍上洛・大社造營その他の場合に際し臨時に諸國の田畠に課する段錢・段米があり、社寺・橋梁等の修繕料等に當てるために課する棟別錢などあり、賦役もまた僅少ではなかつたと考へられ



る。然も農民の負擔は往々領主に人を得ない場合種々の非法が行はれ一層加重された。農民が當時甚しい悲境にあつたことは高野山領神野・眞國庄において庄官より領家が起請文を徴してゐるのが若干あるが、それによれば(イ)故なく百姓に米錢を課し借用と號して返さず、又は客人料と稱して祇候料を責取る、(ロ)恣に夫役を百姓に課する、(ハ)庄官の威に募り自己の免家以外の百姓を召使ふ、(ニ)百姓の私領において作毛・樹木の妨をなす、(ホ)狩獵・出立・落付をなす、(ヘ)放喰と號して、咎無き牛馬を取る、(ト)庄官等、吉方と稱し、方違と稱へて、妻子從類を引連れて百姓の家に押入り、引出物を責取り、又は村々に遊行して、祇候等の煩をなす、(チ)百姓の垣内に亂入して、菓子・藪・作物を押取ること、又は直を拂はずして酒餅等を押取り、のみならず之を百姓に切宛つる、(リ)事を勸進によせ、或は助成と稱して、用途を百姓より責取る、(ヌ)沸支と號し、百姓の錢を乞取る、こと等が禁ぜられてゐる、<sup>3)</sup>従つて實際裏面において斯やうな非法が行はれてゐたものと考へられるのである。御成敗式目中には「百姓逃散の時、逃毀と稱して損亡せしめる事」なる一ヶ條があり、「右諸國の住民逃散の時、其の領主等、逃毀と稱して妻子を抑留し、資財を奪ひ、所行之企、甚だ仁政に背く。若し召決せらるる處、年貢所當未濟有らば其の償を致すべく、然らざれば早く損物を糺返せらるべし、但し去留においては宜しく民意に任すべき也」<sup>4)</sup>とあり、これもまた實際に行はれてゐたことを裏面から述べたものと見られよう。従つて一旦天災等に際會すれば飢饉なども少なくなく、吾妻鏡建仁元年十月には、豆州北條において去年少損亡に依つて庶民等の糧乏しく、今年は大風によつて大損亡があり、飢に堪えざるの族、已に以て餓死を欲す、<sup>5)</sup>と云はれ、寛喜年間にも甚しい飢饉があつて幕府は飢民救濟の便法として人身賣買をさへ許可した。<sup>6)</sup>

次に庄園の大小が當時の軍隊編成を制約した。何故かと云ふと庄園の大小はそこに養はれる武士の人数を決定し、これらの武士は大體において庄園別に一單位をなして出征することになるからである。だが當時の庄園の大小は決してさう大きなものではなく、現在大田文・圖田帳などを資料として研究して見ても小は數町から始まり、大なるものも百數十町に過ぎない。<sup>7)</sup>尤も有力な武士は決して一ヶ所に庄園を持たず、數ヶ所に持つて居り、その額も、將軍頼家が鎌倉の諸豪族の庄園を五百町に制限しようとしてその反感を買ひ遂に失脚したと云ふやうな挿話もあるから相當廣大なものもあつたであらうが、いづれにしてもそれは一ヶ所に集中してゐるのでないため、斯やうな廣大な領地を持つものは各地に代官を置かねばならず、これが軍隊編成に際して中心となり、部下をまとめて出征するので矢張り、庄園の小が軍隊單位の小を決定したと云へるのである。

さて斯やうな領地から實際にどれ程の兵士を出し得るか云ふと次のやうな文書がある。<sup>8)</sup>

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師 法名 西向 謹注進言上

所領田數並人勢以下乘馬弓箭兵杖事

一所領田數(中略)

定殘西向竝孫二郎當知行分

西向十一丁三段二丈

孫二郎三丁八段

不可有<sup>9)</sup>其隱<sup>10)</sup>庄家之取帳名寄<sup>11)</sup>候者也



一人勢弓箭杖乘馬事

西向八十五、仍不能行歩

嫡子越前房永秀年六十五在弓箭杖

同子息彌五郎經秀三十八弓箭杖腹卷一〇乘馬一疋

親類又二郎秀南年十九弓箭杖所從二人

一孫二郎高秀年滿四十弓箭杖、腹卷一領乘馬一匹、所從一人

右任御下知狀可致忠勤也、仍粗注進狀言〇如件

建治二年壬三月七日

沙彌西向裏判

これによつて見ると領地の大きさは十五町程であつて、西向以外に騎士二人、歩兵四人、合計六人を出すに過ぎない。當時の領地の大きなものをこの十倍、百五十町程としても一庄園の出す兵力は六十人に過ぎない。このことは當時の文獻からも窺ふことのできることで、相當有力な庄園領主のもとにも一家親族を擧つて、即ち數個の庄園の兵を合して數百人の兵數しかない。少し時代が下つて南北朝時代に後醍醐天皇が伯耆へ御還幸になつた折、その地方の有力者名和長年が旗下に參じた話は有名であるが、その兵力については比較的信用のおける梅松論に「……此處に名和又太郎と申す裕福の仁候一番に於て討死すべき親類の一二百人も候はん云々」とあり、また、「長年……兄弟共五十餘人、歩行にて御迎に參りけり云々」と傳へられてゐる。即ち一家の兵力五六十人、親族をも合して二百人程度であつたものと思はれる。

斯やうに領地が小さいために軍隊編成の單位が小さくなり、これが騎馬武者を發生させ、一騎打を重要な戦法とした。併しこのやうな小さな軍隊の單位は如何にして源平合戦におけるやうな數千數萬に達する大軍隊たり得るか云ふと第一の方法は親類縁者の聯合であり、これを「黨」と云ひ「松浦黨」などと云ふのがこれである。併し後年の封建領主の統一的軍隊と異りこの「黨」は多くの庄園領主の集合であるから、たとへ親族關係で結ばれてゐるにしても時には裏切者も出るし、また愈々敗戦にでもなると主將を置き去りにして己れの庄園に逃げ込み、自領の安全を圖ると云ふ有様である。次に利害關係の一致した者の聯合があり、これを一揆と云ひ、白旗一揆などと云はれた。また守護・地頭などに率ゐられて相當大きな軍隊をなすに至る場合もある。

土地領有關係の錯雜と武士の侵略 この時代は土地領有關係が最も錯雜を極めた時代である。ある一國について云ふとそこにはまづ奈良時代以來の國有地さへ残つてゐる。當時の文獻に出てくる國領とか公領とか云ふのがそれであり、仁治年間（一二四〇—二年）安藝國領の總租入が准能米一千六十餘石であつた、<sup>9)</sup>と云ふなどその状態の一斑を知り得る資料である。即ち非常に僅少なながら兎も角國領が存続した、併し同時に國領は庄園と大して異ならぬやうなものとなり、國守は庄園の名家・領家にも比すべく、在廳官人は庄司・庄官の類にも似たり、<sup>10)</sup>とも云はれ、後には國領をもつて院宮社寺等に寄附することさへあり、甲斐・美濃・讃岐國領は龜山院領、播磨國領は伏見殿領・因幡國領は石清水八幡宮領、近江國領は延曆寺領等々となつて行つたやうな事實もある。<sup>11)</sup>次に國有地以外は諸家の庄園であるが、この庄園は王朝時代と同様、寺社・貴族を本所とし、武士を庄官とするもの、往々斯やうな武士は庄官さへ持たぬもの、既に寺社・貴族を本所とせず武士の完全な所領となつてゐるもの、往々有力な武士を「本所」として



さらに下級の武士を庄官としてゐるものなどあつて極めて錯雑した關係を示す。

そしてこの錯雑は鎌倉幕府が守護及び地頭を置くに至つて一層甚しくなつた。文治元年(一一八五年)頼朝は義經・行家追討のためと稱して諸國に守護及び地頭を置いた。勿論義經・行家追討と云ふのはその口實に過ぎず、地方における治安維持のためと云つてもなほ眞實ではない。實際は奈良時代以來の國司制度に對抗して幕府が自己直屬の地方機關を置き、また諸國の庄園の管理權を自派の手に收めんとしたものにほかならない。守護は大體國別に置かれ、國中の軍事・警察を司り、所謂大番三ヶ條、即ち大番催促(國中の家人を促して京都守備のために上京せしめる)、謀反人、殺害人檢斷に當つたのであるが、それが置かれて早々既に國司・地頭の如き行政官の業務に干渉せる事實が少なくない。<sup>1)</sup>併し假に守護の權限が規定の範圍内に限られたとしてもこれによつて地方における兵權は鎌倉御家人たる守護の手中に、従つて幕府の手中に握られることになつた。地頭は諸國の庄園に幕府の「口入れ」によつてその管理者として任命され、徵稅・警察のことに當り、守護の催促に應じて出征する義務を課された。併し地頭は必ずしも一人で一ヶ所の庄園を管理したのでなく、數ヶ所を管理する場合が多かつたから見方によつてはそれは鎌倉幕府の任命した地方官の一種であるとも云へる。地頭制の設置によつて庄園の本所・領家たる公家寺社は庄園の收入の坐食者たる性質を一層強め、自己所有の庄園の管理者の任免について自己の意志を反映せしめ得ざるに至つたのは勿論、遂にはそれに命令することさへできぬやうに至つたのである。何故なら地頭は庄園の本所・領家に貢稅を移送する義務はあるが、その家臣ではなく命令を受ける義務はなかつたからである。然もそれのみでなく、守護地頭制の制定と共に幕府は全國の庄園公領に對して段別五升の兵糧米を課することとし、また地頭職を定めて庄園收入の一部を地頭に與へることとしたから公家側の利益は經濟的にも甚しく侵害されるに至つた。そこで關白兼實の如きこの事件を同年十二月二十日の地震に附會して「日本國の有無、只、今冬明春にあらんか」とさへ嘆息したと傳へられる。

かくて公家側は自己の權益を擁護するため種々の對策を講ぜざるを得ぬことになり、これが鎌倉時代初期の中心的な政治的題目となつたのである。

公家側の對策 既に守護・地頭制度の制定に先だち武家側の權力の伸張は公家側の庄園に對する種々の「亂暴狼籍」を伴つた。義仲の京都における「狼籍」も有名であるが、壽永三年二月十八日には朝廷は宣旨を頼朝に下して諸國における武士の横暴を抑へんとし給ふた。<sup>2)</sup>また同じく壽永三年の一文書においては京都の感神院が當時京都を守護した義經に對して武士の狼籍を訴へ、小寺主、法師行勝以下八十六人の連署した解文をもつてその停止を求めてゐる。それによれば、(一)武士達は寺領内の人民を追捕し、(二)上野住人讃岐四郎大夫なるものは近江の蒲生の保を占領して私領となし、(三)式部大夫惟成、子、木工之助なるものは丹波の天田の宗我部郷が寺領たりしを義經等に媚び、己れの私有なりと稱したとある。<sup>3)</sup>

文治元年における守護地頭制の制定は上記の如き武士による公家側利益の非合法的侵犯を幾分緩和したであらうが、今度は守護地頭制そのものが政治的にも經濟的にも公家側の權益に對する甚しい侵犯であり、さらに一旦權力者の地位を得た地方土豪はそれを利用して公家側の利益を蹂躪した。例へば守護は多くの場合國守の業務を侵犯し、地頭はその管理下にある庄園に對して専横に振舞ひ、本所・領家の庄園の内政關與權、庄官の任免權等は勿論、甚しきは本所・領家に對する年貢を滞納し、もし本所・領家がこれを幕府に訴へるならば裁判の出發の多いこと・期間の長



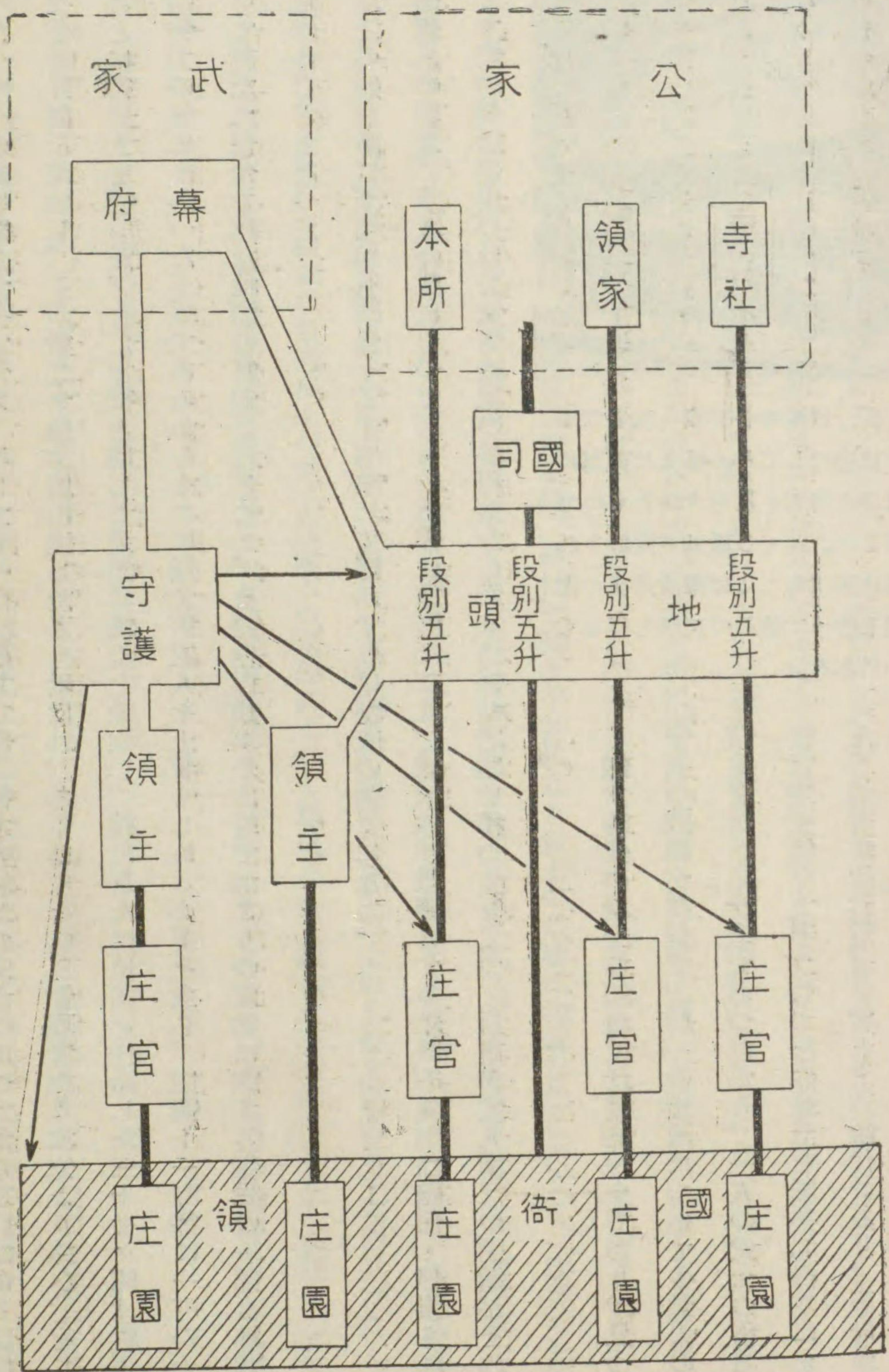
引くこと・手續の煩瑣なことによつて却つて告訴者を閉口させ、結局告訴の取下げ・示談の餘儀なきに至らしめる、然もかゝる示談の結果もその後において地頭側の勵行を期待できず、裁判は再三繰返され、その度毎に名目上はどうあれ、實質上には地頭側に有利に解決して行つたのである。<sup>15)</sup>

そこで斯くの如き意味を持つ守護地頭制に對して公家側が平靜たり得なかつたことは自明である。

文治元年における守護地頭の設置、兵糧米賦課は北條時政が兵を率ゐて京都にあつた際決せられたものであり、公家側は武家側の武力に屈して一時それを許容するの餘儀なきに至つたが、その後に至つて陰に陽にこれと抗争することを止めず、幕府をして所々に除外例や免除を認めしめ、間もなく翌文治二年三月には兵糧米の徴收を廢止させた。

さらに地頭制度の撤廢にも努力し、その態度は強硬を極め、幕府は大江廣元を京都に送つて交渉せしめたにも拘らず、同年六、七月には平家の没官領と凶徒の居住地との外院宮權門領の地頭の停止を承認せざるを得ぬ破目に立至つた。そのみでなく公家側はそれを太政官符として發令するに際し、諸國現在謀反人跡を除く外の地頭廢止と云ふことに變へて了ひ、守護地頭制を全く骨抜にして了つたのである。然も地頭に任ぜられる者は幕府の方針では鎌倉御家人の筈であつたが公家に心を寄せる在來の人間をそのまま任命した場合も少くなかつたのである。尤も兵糧米賦課及び守護地頭の設置は歸するところ公家對武家間の實際上の勢力均衡の問題で、法文上の如何に拘らず武家側の勢力の振つた地方では兵糧米の徴收も、守護地頭の設置も引續いて行はれたと考へられ、實際その證據とすべき資料もある。<sup>16)</sup>

承久の亂後の土地關係 承久三年(一二二一年)における所謂承久の亂はそれ自身後述する如く土地に絡る紛争を重要な因子として生じたものであるが、この亂を期として鎌倉側の守護地頭制度はほぼ最初目的通りに貫徹されるに



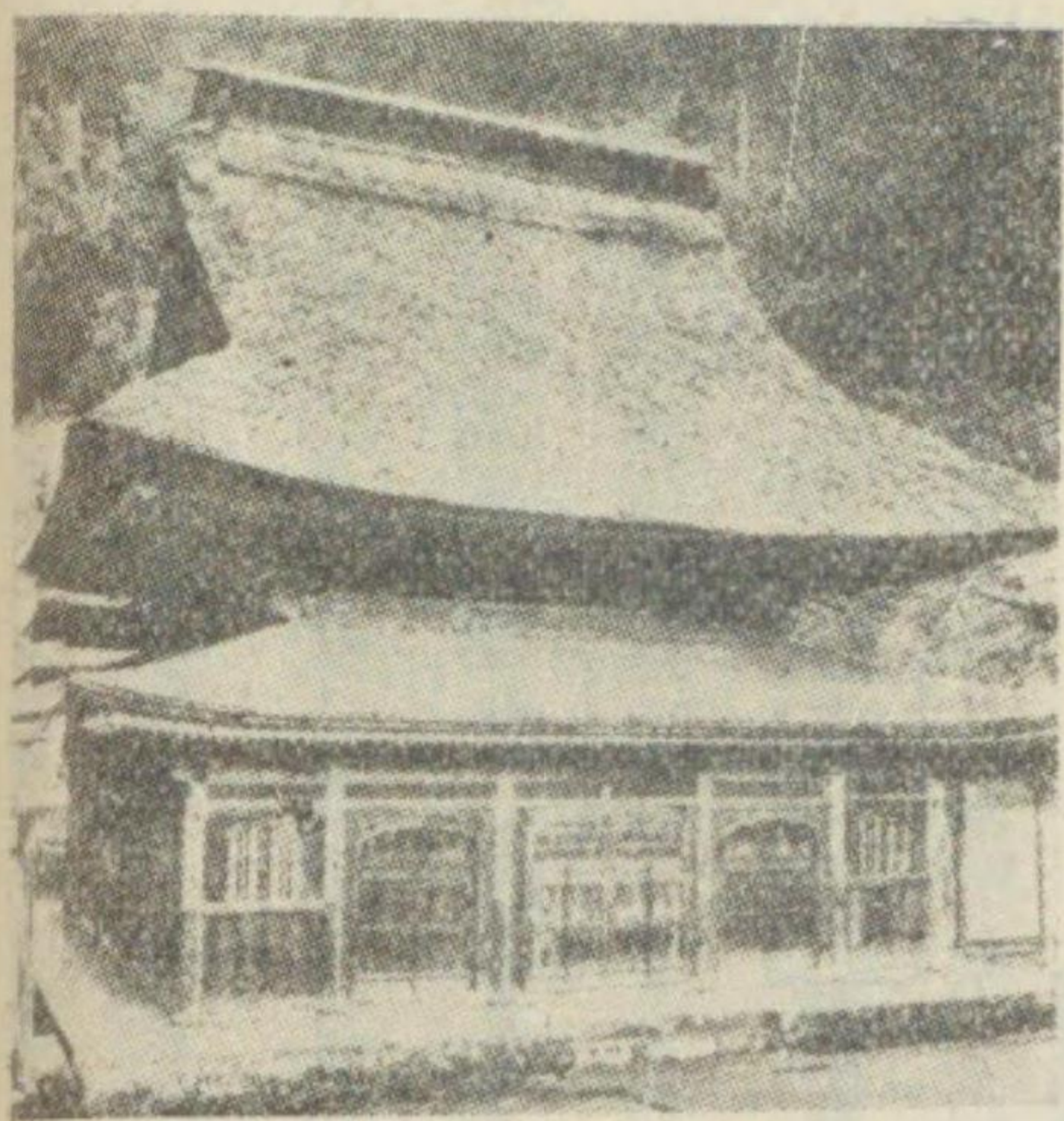


至つた。承久の亂に際して公家側にくみしたものは公卿及び鎌倉御家人以外の武士であつたから幕府はあるひはその所有する庄園を没收し、その數三千餘ヶ所に達したとも云はれ、あるひはそれを管理者たる地位より追ひ、そしてそのあとに御家人を置いた。また加徴と稱して公然兵糧米を徴收し、殊に新たに地頭を任命した三十七ヶ國は從來鎌倉方の勢力の振はなかつた土地であるからそこに鎌倉御家人を土著せしめる必要を生じ、庄園十一町毎に一町の土地を割いて新たに任命された地頭の私領たらしめた。その他田租以外山野河海よりの産物に課する雑税の一部も地頭に與へられることとなつた。

以上の鎌倉時代土地領有關係を若干省略して圖示すれば別表の如くなる。

御家人の窮乏 承久の亂によつて幕府の地位は鞏固になり、武家側が根據とする經濟的地盤は確保・伸張された。

そこで經濟問題の中心は公家對武家の争覇戦から武家内部の問題に移つてきた。所謂御家人窮乏の問題がそれであ



32. 圓覺寺舍利殿 弘安五年の建造にしてその様式は禪宗に伴ひ大陸より將來されたものであるが、かゝる様式が愛好されるに至つたことは鎌倉武士の擡頭を考へて始めて理解し得るのである。

る。

鎌倉時代の武士の領地は比較的狭少であり、且つ土地領有の關係が複雑で、同一の土地についても數人の地代請求者がある仕末であつたから、一人の武士の得る収入は可成り僅少で辛うじてその生活を維持し得るに止まつた。鎌倉時代が質素を旨とする時代であり、幕府が盛んに儉約を奨励した理由の一半はここにあつたのである。

吾妻鏡元暦元年十一月條によれば頼朝は「本より花美を事となす」筑後權守俊兼を召した際、その「殊に行粧を刷ひ、小袖十餘領を著し、其袖妻色々重ぬる」を見て、俊兼の刀をもつて俊兼の小袖妻を切らしめ、汝は才翰に富みながら儉約を存ぜざるや、常胤、實平の如きは清濁を分たざる武士で所領は俊兼と雙ぶべからざるに衣服は粗である、それ故其の家は富有で、多くの郎従を扶持し勳功を立てることを志してゐる、汝は産財の費すところを知らず、甚だ不都合である、と叱したと傳へられ、また北條時頼が味噌を肴に酒を飲んだとか、松下禪尼が障子のつき張をしたとか云ふ話などいづれもこの間の消息を傳へたものである。また弘長元年、弘安七年等には幕府によつて儉約令が發せられてゐる。従つて種々の理由、京都文化の影響、時代が稍々平和になり武士の心理に弛緩を生じたこと、商業の勃興などによつて武士の生活が多少とも奢侈に傾いてくるとそれは甚だ重大な問題を起さざるを得なかつた。即ち武士の經濟生活はほんの些少の奢侈生活によつても破産に導かれ、彼等の生活の根據である所領そのものを賣買・質入等によつて手放すことの餘儀なきに至つたのである。併し武士の經濟的破産は單に以上のものを原因とするのではなく、鎌倉御家人には大番役その他の負擔があつた上に蒙古の來襲によつて動員され、彼らは經濟的に甚しく衰弱せしめられた。さらに當時の財産相續制は嫡子相續制でなく、分割相續制であつたから、この點からも御家人の零落が準備された。<sup>17)</sup>

かくて幕府はこれに對抗すべく種々の方策に出てゐる。

貞永元年(一二三二年)に發せられた御成敗式目においては一般的な家人所領の賣買を認め、恩地に限つてそれを禁止してゐる。<sup>18)</sup>然るに延應二年(一二四〇年)には私領でも凡下(庶民)や借上(商人)に賣渡せば没收し、侍以上



でも非御家人に知行させてはならぬといふ法令がでてゐる。<sup>19)</sup>さらに文永年間(一二六四—一二七四年)には所領の入質その他に對する制限乃至禁止令が頻々と發布され、御家人間に質入・賣買された土地は元金で買戻させ、非御家人との場合であれば無償で取戻させると云ふやうな命令になつてゐる。そして永仁元年には土地を失つた御家人に依然として御家人たる地位を認め、同五年(一二九七年)には御家人の所領を抵當に入れて流し、もしくは賣買することを禁じ、過去において質入賣買されたものは二十ヶ年を経過し、且つ適法のもの以外は無償で舊所有者に返却させ、その所領が非御家人、凡下に移つてゐた場合にはこの二十ヶ年の期間をさへ認めないことにし、以後一切金錢に關する訴訟を受付けないと公示した。<sup>20)</sup>尤もこの法令は一年ばかりで撤回されたが、御家人の窮乏はいまや斯やうに甚しく、幕府の對策も斯やうに非常なものを必要とするに至つたのだと云へる。

御家人が土地を引渡した相手は既に見られた如く同じ御家人であり、御家人以外の武士であり、普通の庶民、商人であつたが、これによつて大體において御家人及び武士の間に領地の併合が生じ、領地擴大化の傾向が見られたと云ふことは云へる。併し通常屢々言はれるやうに鎌倉時代を通じて大土地所有への移行があつたと云ふのは誇張にすぎる。領地は賣買・讓渡等の經濟的手段によつては決して鎌倉時代に見られた如き小土地所有制から一國乃至數國に跨がる大領地制にまで發展し得なかつた。かゝる發展のためには戰爭の如き經濟外的手段が必要だつたのであつて、それを可能ならしめた南北朝時代に入つて始めてそれは實現せられるのである。なほまた此處で注意しなければならぬのは、賣買その他による領地の擴大化にも拘らず、鎌倉時代の分割相續制のための領地分散化の傾向もまた決して弱くはなかつた。

土地に關する訴訟の頻發 土地領有關係の錯雜は土地に關する紛議を甚しくした。併し鎌倉時代は一應國內が平和に統制せられてゐた時代であるから武力の行使による領地の爭奪よりも訴訟の方法による場合の方が多かつたのは當然である。

而してこの訴訟は大體庄園の本所・領家と地頭・庄官との間におけるものと、武士相互の間におけるものとに二大別せられる。而してその兩者共に頻發し、備後國太田庄においては文永十一年から貞和五年までに五回に亘る訴訟沙汰が庄園の領家と地頭との間に生じてゐる。これは主として地頭の領家への年貢の未進に原因してゐる。<sup>21)</sup>また當時の文獻によれば領地を他人に横領せられたと云ふやうな事件が極めて多く、貞永式目、同新編追加等々の條目中においても土地に關する規定は極めて重要な意義を帯びてゐる。

而して裁判の公平が武家側のものであり、それによつて公家側に比して武家側が人心を收め得たと云ふことは疑ひなく、貞永式目なども何故に制定されたかと云ふと、その末尾に「凡評定之間、於理非者、不可有親疎、不可有好惡、只道理所推、心中之知、不憚傍輩、不恐權門、可出詞也、」<sup>22)</sup>などあり、北條九代記には貞永式目に關して「今に及びて天下國家の政務、この式目に隨ふときんば、上に奉行頭人の私曲なく、下に論訴怨愁の人なし、仁讓廉義の軌範、國家安泰の寶典なり」<sup>23)</sup>と云はれてゐる。併しながら鎌倉幕府の裁判が嚴正公平に行はれたのは大體その中葉頃までで、その頃までは幕府の紀綱も緊張して居り、それに訴訟は多く庄園の領家・本所と地方における武士との間に行はれたのであるから一方では幕府は裁判の形式的公平によつて公家側を満足させることに努め、他方被告訴者である地方土豪はもとも己れが不當なのであるから多少でも自家の要求が容れられればそれで満足



し、且つ判決後の實際的處理において裁判の結果を覆してう方法も決してなかつたわけではなくて、従つて裁判の結果にあまり拘泥せず、ここに裁判の「嚴正公平」が保持され得べき理由があつたのである。然るに中葉以後になると幕府に持込まれる裁判は俄然、御家人相互間、及び御家人をも含めて一般に武士の間のもが多くなつてきたので、一方を立てれば他方が立たず、幕府は大いに困却し、それに訴訟當事者も猫額大の土地を争つて極めて眞剣になつてきたから、裁判は公平であり得なくなり、假にまた公平である場合でも訴訟に敗れたものがそれを公平にあらずとして不平を抱くの防止できないことになつてゐたのである。これは幕府が人心を失つた有力な原因の一つであるが、その滅亡さへ、庄園に關する裁判の不公平を稱して安藤又太郎なるものが奥州地方において叛亂し、幕府が容易にそれを鎮壓し得なかつたところに發してゐるとさへ云はれてゐる。<sup>24)</sup>

## 第二節 政治關係の變化

**幕府の組織** 源頼朝は東國に舉兵するやまづ侍<sup>サムライ</sup>所<sup>シヨ</sup>を設け、和田義盛を別當として武士を監督させ、ついで公文所<sup>ブンモン</sup>(後に政所<sup>マシヨ</sup>)を置き大江廣元を別當として一般政務に當らせ、また問注所<sup>モンチュウ</sup>を開き三善康信を執事として訴訟のことを掌らしめた。既に述べた守護地頭の地方制度と共に、此處に全く公家側の政治組織から獨立した別個の政府が成立したと云ひ得る。而してその形態たるや貞永式目が王朝時代の律令格式と全く別個のものであつたのと同様に、王朝時代の八省百官の制度、國司・郡司の制度とは全く異つたものであつたのである。

然も武家政治の形式は、有力な庄園領主たる武士達の共同の政府であつたと云ふ點よりして著しく合議制に傾いてゐた。重要な諸事件は有力者の合議によつて決せられ、早くも二代將軍頼家就職の際には北條時政・大江廣元・三善康信・中原親能・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・梶原景時等の群議が行はれた。そして承久の變後執權政治が確立するやうになると、執權を輔けるために連署が置かれ、ついで嘉祿元年には十一人の評定衆が定められ、幕府の政治は執權・連署・評定衆の合議で運用されることとなつた。

**武家の海内一統と北條氏の權力壟斷** 平家滅亡後も奥羽地方には藤原秀衡があつて頼朝の威令に服せず、殊に頼朝に叛した義經を隱匿して幕府の一敵國を形造つてゐた。秀衡死して子泰衡繼ぐに及び頼朝に強ひられて義經を殺したが頼朝は泰衡が早く義經を殺さなかつたのを責めて文治五年



33. 鎌倉時代の庶民風俗。

(一一八九年)遂に泰衡を滅し、これによつて全く天下は幕府のもとに一統されるに至つた。

然るに源氏はもとも關東土豪によつて擁立されたものであつて實勢力なく、殊に頼朝は義仲・義經・範頼の如き一族兄弟を多く殺して了つたのでその死後には早くも土豪達の勢力が源氏を壓してきた。然るに土豪達相互の間にも覇權争ひが起り、これが頼朝の遺兒達の勢力争ひとも絡み合つていくたの小紛争を起した。頼朝の死後頼家が繼いだ



がその病むや北條氏は天下を二分して頼家の弟實朝と頼家の子一幡との間に分配しようとして争ひを生じ、一幡は外祖父比企能員と北條氏を滅さんと圖つて殺された。然るに頼家もまたその道德的缺陷、土豪の領地を五百町に限定せんと圖つたことなどから人心を失ひ、失脚し、間もなく殺された。頼家の後實朝が將軍となつたが、承久元年（一八七九年）頼家の子公曉に暗殺され、遂に源氏の血統は斷絶した。

この間北條氏は次第に勢力を加へ來つて、既に頼家の將軍たりし頃には母政子とその父北條時政と共に政務を行ひ、實朝將軍となるや時政は執權となり、北條氏に對抗すべき關東豪族たる畠山重忠を滅したが、その子義時執權となるや和田義盛を滅して獨り權を専らにした。

源氏の血統斷絶後は頼朝の遠縁に當る藤原頼經等の公卿を迎へて將軍とし、次いで親王を迎へて將軍となし奉り、いづれも幼き間だけその位置に置き、稍々長ずれば之を廢し、實權は北條氏が専ら掌握することとなつた。

承久の亂 既に第一節で述べたやうに公家側の利害と鎌倉側の利害とは正面から衝突し、決して融和できなかつた。公家側では折あらば政權の全部を取戻さんと期待し、鎌倉側ではまた適當の機會を捉へて一舉に公家側を壓倒し去らんと計劃してゐた。源氏の正當斷絶は公家側に對しましたとなき機會を與へられたと考へさせたがこの點に違算がなかつたであらうか？ 北條九代記に依れば推松なる者が院宣を携へて關東に下り、鎌倉武士を煽動しようとして却つて失敗してゐる。元來承久の亂は公家對武家の争ひであつて、公家對源氏の争ひではない。従つて源氏の正統斷絶位ひでは鎌倉武士の間に動搖は起り得なかつたのである。承久の亂の直接の原因の一つが既に公家側で龜菊なる白拍子に與へた庄園について、その地頭が龜菊を侮慢したりと稱し、その地頭の免職を要求し、この要求が地頭職は「朝

敵追討六ヶ年が間、或は親を討たせ、子を討たせ、或はしうとを討たせ、家の子を失ひたる家人共に勳功の種々に從ひ分」つたものであるからと云つて關東によつて拒絶されたのにあると云はれてゐる。承久記、北條九代記に依れば北條政子は鎌倉側軍隊の出發に際し、將士を激勵せんとして、夫に先立たれ、子に後れたる自分個人の悲痛を述べ、然も斯やうにしても生きながらへてゐるのは決して自分一個の問題のためではないからだと云ひ、「日本國の侍達、昔は三年の大番とて、一期の大事と出立ち、郎従一族まで、こゝを晴と上りしも、力盡きぬれば、下向には歩跳にて歸りけるを、故殿憐み給ひ、六箇月に約め、分際に應じて、諸人の助を計ひ置かせ給ひ、今はいづれも榮耀に坐すらん」と述べ、この恩を忘れて京方へ付くか、味方となるかと諸將に問ひ、さらに武家側が一旦敗北すれば再び舊の如く武士達が公家に驅使される時代の來るべきことを諷示してゐる。公家側にはそれ自身としては一兵もなく、若干の僧兵と同じく武士であつても關東側と若干利害を異にし、不平を藏してゐたものをかき集めたにすぎない。そして北條九代記は公家側についた武士の一人、大竹小太郎なるものが無双の勇士でありながら遂に討たれた理由として、元來關東系の武士であつたのが「先年一院より關東へ仰せられ、力強く勇猛ならん相撲の達者を參らせよとありしかば、選び出して上せられ」たものであり、それがために、岩手三郎父子なるものに「和殿は武藏の住人にて、關東の御恩深く、仰せに依て都に上られたり、悪しくも計ひて京方にはなり給ひけり、降參し給へ、いかにも申さん」と云はれて思ひ惑つてゐるうちに刺殺されたと云ふやうな挿話を記してゐる。

もとより承久の亂は公家側の敗北に終り、これによつて武家側の勢力は完全に日本全國に及ぶに至つた。

蒙古襲來 奈良時代以來、數百年間我國には殆ど外患がなかつたが、この時代に二回に亘つて蒙古の來襲を受け



た。蒙古は支那の北方に興つて歐亞二大陸に跨る國を建て、朝鮮支那をも併合し、文永五年（一二六八年）我國にも使者を遣して服従を促してきた。これに對して鎌倉幕府の態度は強硬を極めたものであつて再三使者を斬り、頑としてこれに應じなかつた。かくて文永十一年（一二七四年）及び弘安四年（一二八二年）の二回に亘つて、第一回には兵船九百艘、士卒四萬、第二回には兵船數千、士卒十五萬の來襲を受けたが、結局これを撃退することができた。

さて何故我國が蒙古の大軍を撃退し得たか？ 蒙古を撃退し得た原因の一部に我國の地理的隔絶とか暴風の襲來とか云ふやうな原因のあつたことは勿論であるが、普通にあまり注意されてゐない原因こそ却つてヨリ重要である。例へば蒙古の日本への襲來は可成りの程度に蒙古でなく高麗政府の政策であつたとも云はれてゐる。その理由は既にこれよりさき我が九州の邊民が朝鮮南部を荒して彼を困却せしめてゐたからである。従つて蒙古は二回に亘る遠征が失敗に歸した後は、多少の計劃はあつてもそれを實行に移して再三、再四の遠征は行はなかつた。その上蒙古兵と稱するもその大部分は外國兵で、第一回の來襲は高麗兵を交へ、第二回の來襲も支那・高麗等の兵を交へ、眞の蒙古兵は可成り少數であつた上に、その將も范文虎の如く宋の降將を用ひ、特に支那兵は蒙古に反感を有し、むしろ進んで日本側に内應さへしかねまじい形勢にあつた。この間の消息は、我兵が元の捕虜を博多に護送して斃殺した際にも蒙古高麗人等を殺し、獨り新附軍は「唐人」としてこれを殺さず、凡べて奴隸としたと云ふやうなことが傳へられてゐる（元史）ことでもわかる。その上蒙古の戰術は平地において發達したものであつたために、我國の如く山岳が重疊したところでは彼らは海岸において勝利し得ても深く山地に入つて我軍を殲滅することができなかつた。

併し以上の如きは蒙古の來襲を撃退し得たなほ第二義的・偶然的な理由であつて、最も根本的には彼我國の社會經濟的構成の相違が擧げらるべきであらう。蒙古は「アジア的封建制」の段階にあり、我國は古典的な封建制に達してゐた。蒙古の兵制はその社會構成を反映して「國民皆兵」的であつたが、この國民は征服された共同體員、農奴であつて、自らの利益のために戦つてゐるのではない。これに對して我國の封建武士は自分の農奴收取者としての地位を護るために死を賭して起つたのである。東國通鑑はこの時の我兵について「倭兵大敗伏屍麻の如し、忽敦曰く蒙人戦に習ふと雖も何を以て之に加へん」と記してゐる。我が封建武士は集團的行動においては不得手であつたが、個人的勇氣と機智においては遙かに彼より勝れ、従つて夜襲・山地戦等兵卒個人の勇氣と武力が示され得る場合にはつねに優勢であつた。この點は蒙古兵が既に古典的封建制の段階に入つたヨーロッパを攻めて敗れてゐる事實からも裏書されるであらう。<sup>3)</sup>

蒙古襲來の結果は如何であつたか？ 第一に幕府の財政を窮乏させ、御家人の零落を生み、従つて北條氏の地位を動搖させた。次に我國民の海外發展熱をあふり、室町時代に入つて盛んになる倭寇の發生・發展を刺激した。既に第一回の蒙古襲來後日本の封建武士の蒙古人及び高麗人に對する敵愾心は極點に達し、進んで海外に出て彼を撃たんとし、三々五々朝鮮南部を犯すものあり、さらに大舉して遠征せんとし、山陽・南海の水夫を博多に集め、また少年をして蒙古語・高麗語を學習せしめた事實さへある。

鎌倉時代末期の朝幕關係 幕府は承久の亂以後皇統問題に容喙し、また自派の公卿を後援して勢力ある地位につけ、もつて自己の意のままに振舞つた。これに對して公家側は大體において泣寝入の形であつたが、一部にそれを憤慨し、機會を得て幕府を覆さうと志す人々も少なくなく、これが天覺寺統及び持明院統の二統の御争ひ、藤原氏一門の



内紛と絡み合つて何時かは爆發せねばならぬ形勢になつてゐた。

これに對して武家側はまづ幕府が元寇の役による出費・文弱化・御家人の地位の動搖等によつて勢力を弱め、さらに地方に有力な豪族の擡頭を見、これらは北條氏を倒してその地位にとつて代らうとし、漸く内部に動搖の兆を示してきた。

特に北條氏は高時の代に至つて遊樂に耽り、失政多く、地方に叛亂を起すものを生じ、全く人心を失つたが、この時に至つて後醍醐天皇は深く討幕の志を抱かれ、既に正中元年（紀元一三二四年）には日野資朝・同俊基等と謀つて諸國の武士を召された。而してこの御計劃は失敗に終つたが、間もなく元弘元年における御再舉となり、遂に北條氏の滅亡となるのである。

### 第三節 南北朝時代及びその歴史的意義

建武中興における公家側諸勢力 鎌倉時代を通じていくたの反幕府的勢力があつた。周知のやうにその第一は公家であつて、なほ若干名残を止めてゐる國有地、また庄園の本所領家たる地位がその地盤であつた。反幕府的勢力の第二は大寺社であつた。これは王朝時代以來公家と關係が浅からず、その信仰によつて維持されてきたのみならず、その庄園を所有する關係は矢張り公家の場合と同じやうに本所・領家としてであつた。第三は武士中の非御家人層である。これは關西及び畿内に多かつたが、既に御家人の窮乏の項にも示された如く、例へば武士一般が窮乏し、所領を

手離す如き状態に陥れば幕府はそのうちの御家人のみを保護し、御家人が非御家人に領地を賣却した場合には無償でそれを取戻させるなど事々に非御家人を壓迫してゐたのである。彼らが多く水に據る西國武士であり、山に負ふ關東武士でなかつたと云ふ多少の經濟的利害の相違も此處で等閑にはできないであらうし、非御家人的武士の間には曾つて平家方であり、平家滅亡後僅かに本領を安堵されたけれども漸次幕府の壓迫のもとに衰滅の運命にあつたものや、直接公家寺社を推戴してゐたものもある。勿論これらのなかには既に名義上は鎌倉御家人の地位を獲得してゐたものもあらうが、かゝる名義上の地位はあまり問題でない。なかには庄園の庄官などで、文治以來、承久以來その上に幕府の任命した守護地頭を載かねばならず、次第に領地をそれらに蠶食される危険に遇つてゐたものも少くはなかつたらう。最後に北條氏などと同じく全然幕府の立場にあるべき筈にも拘らず、北條氏と武家の頭領たる地位を争はうとして反北條氏であつたものもある。例へば足利氏及び新田氏は共に源義家の第三子義國を祖とし、この點から云へば北條氏の下風にたつべき理由は毛頭なかつたのである。然も共に關東切つての豪族であつた。足利家に八幡太郎義家の置文なるものがあり、足利氏の子孫が天下を取る旨が豫言されてゐたと云ふことについてその置文そのものの眞偽はともあれ、足利家にかゝる傳説があつたとすれば既に早くから足利氏は北條氏にとつて代らうとする野心を藏してゐたのであらう。足利尊氏は鎌倉出兵に際し北條高時から疑はれてゐるが、これもまた多少根據があつたため疑はれたのであらう。

新田氏は源氏の血統は引いてゐるが、平氏系でもあり、平重盛より足利庄の領主職を興へられたこともあり、頼朝舉兵の際はその情報を京都に送つたとも云はれ、然もその女を頼朝に懇望されて應ぜず、そのため治承四年の暮新田



氏の祖義重は召に應じて鎌倉に集つた時、鎌倉入を拒否されたと云はれる。<sup>1)</sup>

斯やうにいくたの反北條氏の勢力があつたうちまづ第一に火蓋を切つたのは公家であり、それに次いで若干の寺社である。當時寺社はなほ僧兵を所有してゐたから多少の勢力にはなり得た。併し既に承久の亂の際の如く急速には反幕府的勢力が結集しなかつた。かゝる結果は笠置の陥落する頃になつて大塔宮その他の御努力により、楠正成その他の武士の蹶起となり、そして最後に足利・新田二氏の公家側への加擔となり、北條氏の滅亡を生んだのである。

建武中興の「失敗」 建武中興を生んだ諸勢力は斯やうに種々雑多なものであつたからその成立と同時に早くもこの種々雑多な諸勢力の間に内訌が生じ分解の道をたどらねばならなかつた。

公家の理想はその代表的理論家北畠親房によつて最も端的に述べられてゐる。「中古となりて庄園多く立てられ、不輸の所出できしより、亂國とはなれり。……白河鳥羽の御時より、新立の地彌多くなりて、國司の知る所百分の一に成りぬ。……況や文治の始、國に守護職を補し 庄園郷保に地頭をおかれしより以來は、更に古の姿と云ふ事なし。政道を行はるる道悉くたえはてにき。たまたま一統の世にかへりぬれば、このたびぞ古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩への事なり。」<sup>2)</sup>だがこれは理想であつて所詮直ちに實行できることではない。そこで實際行はれたことは庄園制度の存在を認めるは勿論、武士の存在所領をも安堵し、その政治への参加を許し、守護地頭制度さへ全面的に保存されたのであるが、然もなほその政策が上記の理想に引きつけられてゐたことは争はれない。寺社領その他の庄園を安堵し、また公家側庄園の武家による侵略が防止されることは新政府の政策の第一であり、渡部英三郎氏に據れば建武中興による新政府の成立直後僅かに二ヶ月間に本領安堵の事實が十二件あり、いづれも公家系

統に屬する、然もかゝる安堵たるや「武家による寺社領、本所領侵略の大勢から觀て、武家の所領に對する安堵の場合と異り多くの場合現實に寺社若しくは公家が完全に領有せるものを安堵せしめたものではなく、事實上既に武家によつて横領、侵蝕せられたる文書の上で寺社其他に所屬せるに過ぎない状態に在つたものを安堵の形に於いて復活せしめられたものと考えべきであらう。」<sup>3)</sup>と云ふことが確かに云ひ得るやうな安堵であつたのだ。本所領家の利益の武家による侵犯を嚴重に取締り出したと云ふことについてもいくたの資料がある。<sup>4)</sup>特に、庄園に絡まる紛争を裁決すべき、雜訴決斷所は公卿によつて殆ど獨占され、僅かに楠・名和等の武士が参加せるのみである。これは明かに庄園に關する裁判が公家の利益を中心として裁決されたことを示すものであつて、公卿が下情に通達せざることによつて生ずる裁判の技術的失敗、内奏その他による裁判の不公平と相俟つて中興の政治に對する嗷々たる批難の種となつたであらう。また正税その他雜物に至るまで武家の収入の二十分の一を割いて進納せしめ、太平記には「大内裏作るべしとして諸國の地頭に二十分の得方を割分て召るれば、兵革の費の上に此功課を悲めり、」とある。そして最後に公家政治の復活は「されば日來武威に誇り本所を無する權門高家の武士共、いつしか諸庭の奉公人と成り、或は輕軒香車の後に走り、或は青侍格勤の前に跪く。其の盛衰時の轉變、歎くに叶は習と知りながら、今の如くにして公家一統の天下ならば、諸國の地頭御家人は、皆奴婢雜人の如くにて有るべし、」と云ふ身分的差別待遇にもあらはれたのである。

既に述べたやうに建武中興を成立せしめた勢力は決して公家のみでなくそれには武士も加はつて居り、然も武士こそその主勢力であつた。これは公家及び寺社以外に諸國の武士が起つに至つて急に公家側の勢力が加はつたのを見て



も容易に知り得るところである。然も武士のうちでも最も非公家的な足利・新田氏の如きが最も有力な勢力であり、これの参加によつて漸く勝敗の数が決したのである。然るに上記の如き政策は武士を反撥せずには置かない。今や武士が殆ど凡べて反對の陣營に投ずる形勢を惹起した。

この形勢を見て最初に叛亂の火蓋を切つたのは北條高時の子時行で、早くも建武二年（一三三五年）には足利尊氏の弟直義の據る鎌倉に攻め込んできた。足利尊氏は時行を追討するために關東に下り、その成功を見るや次いで新田義貞を滅すと稱して兵を擧げ、西上し、これに赤松則村が應じたが、一旦破れて西下し、再度都に攻め上つて來て京都を陥れるに至つた。

**南北朝時代の動亂を現出せしめた理由** 既に尊氏の叛亂以後においては動亂を單に公家對武家の争ひと見ることは全くできない。尤もそれは既に建武中興の運動においてさうなのであつたが、併し兎も角その時は公家が一方の主導者であり、中心であつた。然るに今や動亂はかゝるものでさへなくなつたのである。然らば如何なるものとなつたのかと云ふと、既に述べたが如き鎌倉時代以來の極めて複雑せる土地領有關係の自己整理運動たる色彩を帯びてきたのである。鎌倉時代において武士の所領の錯雜は自己の本據とする地方にある他人の所領の併呑の野望を武士の心裡に生じさせたに相違ない。實力に餘裕の生じた庄園領主は弱勢のもの庄園の併呑を欲し、また庄園の管理者たる庄官や地頭は本所の權利を奪はうと志し、守護は地頭を服従させ、國領や公田を掌握しようとする。然も凡べてこれらは鎌倉幕府の體制に反することであるから平和的な、適法的な手段では達せられない。従つて彼らは動亂時代を期待せざるを得なかつたのである。然るに今やその絶好の時期となつた。

かくて動亂は單なる公家對武家の争ひであつたならば數年と云はず、數ヶ月で解決さるべき問題であつたらう。併しこの機會に鎌倉時代以來蓄積された武家内部の利害對立が爆發したのであるから、一方が北朝につけば他方は必ず南朝につき、かくて南朝側もつねに兵力を補充されることになつたのである。かくて足利尊氏が叛するや新田義貞は南朝側につき、尊氏・直義の兄弟が不和となるや直義・尊氏の二兄弟は相ついで南朝に降参した。山名師氏は恩賞に對する不平から南朝に走つてゐるし、足利義滿と山名氏清とが不和になるや氏清は南朝の勅命を蒙つたと稱して兵を擧げた。かゝる事例は單に中央においてのみでなく、九州の豪族少貳頼尙は一色範氏が九州探題たることに不平で南朝に歸順しようとしたらしいと云はれ、次いで少貳氏は足利直冬を掣として九州に羈を稱へるに至り、これがため少貳氏に對抗する九州の豪族大友氏泰は正平六年の夏頃南朝に歸順しようとしたらしいと云はれる。その後少貳氏は足利直冬に従つて南朝に歸順し、大友・少貳二氏共に或は南朝に降伏し、或ひは北朝に加擔してゐる。南九州の薩摩・大隅・日向の地方では二大豪族たる阿蘇大宮司家と島津家とがそれぞれ南北二朝に分れて争つたが、阿蘇大宮司家自身さらに二派に分れてゐたやうである。

斯やうにして五十餘年間を經過したが、此間、土地領有關係に絡まる利害の對立は多少整理されるところがあつたのであらう、武士は漸く相互に鬭争することに飽き、南北二朝合一の氣運が醸成されてきた。

**南北朝時代を通じての土地關係の變化** 鎌倉時代を通じて、地頭は庄園の本家を驅逐し、庄官を壓して領内一圓知行化への方向をたどつてゐた。守護はまたその設置せられた當初においては單に軍事警察のことに當るのみであつたが、次第に管内の民政をも扱ふやうになり、貞永式目には「至近年、分補代官於郡郷、宛課公事於庄園、非國司」



而妨三國務、非三地頭、而貪三地利。所行之企甚以無道也。」とあるが、却つてかゝる法令を出すに至らしめた裏面の事實を推測せしめ、さらに寛喜三年五月、貞應元年五月にも幕府は重ねて同様の法令を發しなければならなかつた事實が指摘される。幕府自身もこの既成の事實を認め、時には「東國沽酒の事、費尤も甚し永く停止すべし、また土榼と稱して筑紫より運ぶは其費なきにあらず、同じく停止すべし、」<sup>91</sup>など云ふのを守護に命じてゐる。

守護の権力の増大は鎌倉時代の庄園に據る封建制から徳川時代の如き一國一郡を支配する封建制への移行の道を示し、甚だ重要であるが、これが特に發展したのは南北朝時代であつた。そしてそれには建武中興に際して同一人に國司と守護とを兼任せしめたやうなことも與つて力があらうと思はれるけれども、戦亂に終止したこの時代に守護地頭の権力が全く地頭を屈服せしめるに至つた事實こそは見逃せない。太平記は「前相模守の天下を成敗せし時諸國の守護大犯三ヶ條の檢斷の外は綺に事無かりしに、今や大小の事共唯守護の計ひにて、一國の成敗雅意に任ずれば、地頭御家人は郎徒の如くに召使ひ、寺社本所領を兵糧料所として押へて管領す、其權威古の六波羅九州の探題の如し、」と云ひ、建武二年には地頭が地頭代との間に生じた紛議の裁決を守護に求め、建武五年には守護が管内の地頭職を従來の所帶者から奪取して家人に與へるのを禁じて居る文書があり、また守護は己れの命令を奉じない地頭を中央政府の命令を俟たず討滅し、あるひは牢籠に及び、さらに守護が地頭を任命した事實さへある。<sup>91</sup>

南北朝時代にはまた多くの資料によつて示されるやうに公家・寺社の庄園・本所領に對する武士の侵犯が盛んに行はれたのであるが、これは、戦亂を通じての所領の兼併と相俟つて守護の地位にある土豪の直轄地を増加させた。かくて稍々時代が下つて應仁前後になると、吉良左兵衛佐義貞は三河の吉良四條を中心にして領地を有し、六萬七

千七百六石四斗五升餘を得たが、別に守護として七千五十四町の地より八千五百四十四石一斗五升餘の守護領を得た。石橋右衛門佐義治は但馬國養父郡火の畑においてその附近の領地より一萬四千二百六十八石五斗二升五合の米を收め、別に若狹國三萬莊三百五十町、因幡鳥取の保四百五十七町、但馬高柳の保、三原の保、四百三十三町より、守護料として千五百一石九斗五升を收め、細川右京大夫勝元は丹羽の龜山に居住してその領地より二十八萬五千二百三十三石七斗五升餘を收め、讃岐三郡、阿波五郡、丹波五郡、攝津十一郡を合して二萬四千四百六十五町七段の守護地より二萬九千六百三十四石七升九合の守護料を收めたと云ふ状態を現出する。<sup>92</sup>

今これら二種の領地が面積の比較においてどの位になるかを見るために、「大日本租稅志」の記してゐる北條時代末期の穫米、上田一段一石五斗、中田一段一石三斗、下田一段一石一斗、當時の稅額四公六民であると云ふのに從つて石高を面積に概算し、表示すると次のやうになる。

	自領地	支配地	全領地における自領地の率
吉良義貞	一三〇〇〇町	七〇五四町	六〇・三%
石橋義治	二七〇〇町	一二四〇町	六八・七%
細川勝元	五四〇〇町	二四四六五町	六八・八%

即ちこれらの領地においてはいづれも五割以上が自領地である、なほまた、所謂半濟法なるものがある。これは觀應三年七月尊氏によつてまづ近江・美濃・尾張三ヶ國に始められ、續いて同年八月伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内に擴大され、遂に義滿によつて全國的に及ぼされたものであるが、寺社權門の庄園より得る年貢の半分（時には三分の



一、五分の一を「兵糧料所」として武家が奪つて了うのである。これは一時的便法として行はれたものであつたが、遂に永久化し、且つこれは諸國の守護によつても模倣された形跡があり、その禁令がでてゐるのが何よりの證據であると云はれてゐるが、公家の庄園領有權の驅逐、一圓知行化にさらに拍車をかけたものと云へるであらう。

補註編

第一節

- 1) 本庄榮治郎氏、日本社會經濟史、二八―二九頁、に據る。
- 2) 同書、二三〇―一頁、に據る。
- 3) 江頭恒治氏、高野山領神野・眞國庄の管理機構。經濟史研究、第十一卷、第二號。
- 4) 御成敗式目、日本經濟大典、第一卷、四一―六頁。
- 5) 吾妻鏡、卷十七、古典全集版、第四、五一頁。
- 6) 阿部弘藏氏、日本奴隸史、二一七―一八頁。
- 7) 庄園の大きさを知るに足るべき資料を若干あげて見る。弘安八年但馬國大田文に依れば一庄園の大きさは  
一、朝來部栗鹿神社 百十七段二百六十六歩  
一、押坂社 八十一反

- 一、宮尾別宮 二十七町一段
  - 一、證善提院領久世日莊 十九町八段半
  - 一、東北院領興布上莊 五十五町
  - 一、觀善院領都賀莊 百四十一町六段二百六十五歩
  - 一、長講堂領宣陽院御所田 十六町四段百四十歩
  - 一、安樂院口料上田莊 十三町
  - 一、西明寺 八町五段
  - 一、殿下御莊法成寺 三十町
  - 一、比馬莊 十九町五段二百五十二歩
  - 一、奈良西金堂領西院 十四町四段
- の如く、能登國田數帳においては
- 一、家田庄 八十五町六段七
  - 一、大泉庄 二十町
  - 一、志雄庄 三町
  - 一、賀茂庄 三町
  - 一、土田庄 一町六段七六
  - 一、羽咋正院 一町三段



- 一、掘松庄 八町二段五
- 一、菅原庄 二十三町四段一
- 一、大田富永保 三町九段三
- 一、志雄保 十二町一段八
- 一、駒前保 六町
- 一、栗生保 九段六
- 一、大阪保 十八町九段八
- 一、氣多社御敷地 十一町一段八
- 一、能登部村 十町三段
- 一、馬庭村 六町一段八畝
- 一、良河院 五町三段
- 一、高留庄 十五町九段九
- 一、大谷庄 三十九町二段
- 一、東湯浦村 一町三段四
- 一、三室村 一町三段五
- 一、湯河村 九段三

の如くであつた。

8) 三浦周行氏、鎌倉時代史、所收の資料に據る。

9) 清水正健氏、莊園郷保の概略、國術の項。國學院雜誌、大正十四年十一月號。

10) 同所。

11) 同所。

12) この資料については後述。

13) この間の事情は吾妻鏡によれば次の如くである。(吾妻鏡、三、古典全集版、第一卷、一一六―七頁)。

九日、戊戌。去月十八日。宣旨狀。到著鎌倉、是近日、武士等寄事於朝敵追討、於諸國庄園、打止乃貢、奪取人物。而

彼輩募關東成、無左右、難處罪科之由。公家内内、有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>云云。武衛依<sub>下</sub>令<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>、下官全<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>案<sub>レ</sub>煩<sub>レ</sub>庶民<sub>一</sub>

之計、其事早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>糾行<sub>レ</sub>之由、被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>之。云々

壽永三年二月十八日宣旨

近年以降、武士輩不<sub>レ</sub>懼<sub>レ</sub>皇憲、恣<sub>レ</sub>耀<sub>レ</sub>私威、成<sub>レ</sub>自由下知、廻<sub>レ</sub>諸國七道。或押<sub>レ</sub>黷<sub>レ</sub>神社之神稅、或奪<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>佛寺之佛聖、况院宮諸司、及人領哉。天譴遂露、民憂無<sub>レ</sub>空。自今以後、永被<sub>レ</sub>停止、敢莫<sub>レ</sub>更然、前事之存、後輩可<sub>レ</sub>慎、若於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>由緒、散位源朝臣賴朝、相<sub>レ</sub>訪<sub>レ</sub>子細、觸<sub>レ</sub>官言上、不<sub>レ</sub>道行旨、猶令<sub>レ</sub>違犯<sub>レ</sub>者、專處<sub>レ</sub>罪科、不<sub>レ</sub>曾寬宥。

藏人頭左中辨兼皇后宮亮藤原光雅奉

14) 竹越與三郎氏、日本經濟史、第一卷、四五六―八頁、所收の文書に據る。

15) 江頭恒治氏、地頭權伸張の過程に於ける所務和與の意義、社會經濟史學、第二卷、第九號參照。

16) 竹越與三郎氏、日本經濟史、第一卷、四九八―九頁には、貞應二年六月、即ち兵糧米賦課が再公認せられた年月に直ちに長



門においてそれを徴收せることを示す文書あり、然もその文書中地頭の得金を雑税の三分の一とする等、この兵糧米徴收が承久の亂後のものでなく文治の舊制に據ることを推せしめるものあり、種々考慮して、兵糧米賦課の撤回はその名の如くには實行されなかつたとされてゐる。

- 17) 福津正志氏、日本中世の家族制度、法律時報、第六卷、第五號。
- 18) 御成敗式目、日本經濟大典、第一卷、四一七頁。
- 19) 式目新編追加、日本經濟大典、第一卷、四五〇頁。
- 20) 渡部英三郎氏、鎌倉政権の經濟的基礎、歴史科學、第四卷、第六號、參照。
- 21) 江頭恒治氏、地頭權伸張の過程に於ける所務和與の意義、社會經濟史學、第二卷、第九號
- 22) 貞永式目、日本經濟大典、第一卷、四一八頁。
- 23) 北條九代記、物語日本史大系版、一一六頁。
- 24) 同書、一九五頁。

第二節

- 1) 承久記、古典全集版、一三〇頁。
- 2) 承久記、前掲書、二四五—六頁、北條九代記、物語日本史大系版、八六頁。
- 3) 北條九代記、前掲書、八九—九〇頁。
- 4) 「アジア的封建制」古典的封建制等と兵制との關係については拙著古代社會史中「アジア社會の兵制」の項參照。

第三節

- 1) 中村直勝氏、日本文化史、南北朝時代、一六〇—一頁。
- 2) 北畠親房、神皇正統記、青山堂版、一七六—七頁。
- 3) 渡部英三郎氏、室町時代の政治過程、歴史科學、第五卷、第一號。
- 4) 渡部氏、前掲論文。
- 5) 中村直勝氏、日本文化史、南北朝時代の資料に據る。
- 6) 久米邦武氏、日本時代史、南北朝時代、の資料に據る。
- 7) 渡部英三郎氏、室町時代の政治過程、下、歴史科學、第五卷、第二號、四三—五一頁。
- 8) 竹越與三郎氏、日本經濟史、第一卷、四四九頁所收の資料に據る。
- 9) 渡部氏、前掲論文にこれに關する多くの資料が挙げられてゐる。
- 10) 例へば正慶元年六月の日付ある熙川寺に關する一文書では、まづ寺領を挙げた後、「凡御領等或本家違亂或地頭押妨之間、近年一向有名無實」と記してゐる。これは北朝側に寺領の恢復を求めた文書であるため、和泉國若松庄の注進には「惡黨楠兵衛尉押妨當所之由依風聞之説云々、」などともある。(歴史と地理、第三十四卷所載、寺尾宏二氏、「龜山殿の傳領と天龍寺造營について」中に引用せられたる資料に據る。)
- 11) 竹越與三郎氏、日本經濟史、第一卷、六八四頁。



## 第四章 商業資本の發生及び發展の時代

一三九二年南北朝合一がなつてより信長の一統（一五七四年）に至るまでを室町時代と云ふ。この時代は地方における封建領主の勢力が強く、幕府はそれに壓せられ、つねに動亂がたえず、例へば南北朝の合一が漸くなつた三代義満の時代にも既に關東管領足利滿兼及び周防長門以下數千國を領する大内義弘が、東西相結んで義満を苦しめ、應永六年（一三九九年）大内氏まづ堺に據つて兵を擧げたが、義満は辛じてこれを平定し滿兼と和した。（これを應永の亂と云ふ）、ついで永享十一年（一四三九年）には關東管領足利持氏が叛し、將軍義教に滅され、これより後、關東の實權は關東管令の執事、上杉氏に歸し（これを永享の亂と云ふ）、さらに嘉吉元年（一四四一年）には諸侯の勢力を削がうとした將軍義教が赤松滿祐に暗殺され、ついで赤松氏も滅され（これを嘉吉の亂と云ふ）その後足利家に内訌あり、家臣たる細川勝元及び山名宗全の勢力争ひあり、畠山氏、斯波氏の家中にそれぞれ内訌あり、これらが二派に分れ、諸國の領主もまた各々己れの好む方について京都に戦ひ、所謂應仁の亂（一四六七—一四七三年）となり、それは遂に勝敗の決着を見ずに終つたが、これより諸國の領主はそれぞれ自立して幕府の命令を奉ぜず、互に相攻伐し、奥羽に伊達氏、關東に管領家を滅して自立せる北條氏、越後に上杉氏、甲斐に武田氏、駿河遠江に今川氏、近江に淺井氏、美濃に齋藤氏、越前に朝倉氏、紀伊に畠山氏、伊勢に北畠氏、加賀に富樫氏、及びこれを滅してたつた一向一揆、中國地方に備前の宇喜多氏、山陰の尼子氏、山陽の大内氏、次いで大内氏に代つて自立し、後、尼子氏を滅した毛利氏、四國に長曾我部氏、九州の豊後に大友氏、肥前に龍造寺氏、薩摩大隅に島津氏等あり、それぞれ覇權を争ひ、終止動亂にくれた。

室町時代の土地制度は戰國時代に至るまで大體において南北朝時代の終りにおけるものが行はれた。戰國時代に入つて稍々變化が生じたが、これは次章に説く。室町時代の特徴は貨幣經濟の發生・發展にあるからここではこの點について詳説する。因みに室町時代には京都に幕府が置かれ、關東・奥羽・九州にそれぞれ管領・探題が置かれたが、幕府の組織は大體鎌倉幕府のものを踏襲し、ただ若干名稱を異にし、將軍の下に管令あり、管令の下に政所・問注所・侍所あり、侍所が最も勢力があり、その長官を所司と云つた。

## 第一節 室町時代の對外貿易

室町時代以前の對外貿易 我が國から大陸に遣唐使その他を送つて貿易することは平安中期以後全く絶えて了つたが、その後も唐船の來往は續き、唐が宋に代つても同様であつた。而してこの來航した唐船及び宋船に對しては國營貿易の方法が採用された。當時我が國內の事情は船載の奢侈品を消化すべき顧客として京都の貴族以外のものをあまり持たず、従つて對外貿易は結局それらを相手としなければならぬから、この京都の貴族が實權を握る國家の禁を犯して私貿易を營むことは可成り困難であり、従つて國營貿易の如きもまがりなりにも實行され得たのであらう。

然るに我が國內の事情は著々と變化しつゝあつた。地方土豪の擡頭は地方においても船載の奢侈品の顧客をつくり出しつゝあつた。また平安末期以後我が國では貨幣鑄造が全く行はれず、然も經濟生活の發展に伴つて貨幣の需要は益々高まりつゝあり、この需要を充すために宋錢が輸入されねばならなかつた。また貿易品の内容も貴族階級のため



の奢侈品から彼我國土の相異に基く天産物の交換に移りつつあつた。一言に云へば大陸貿易の顧客は必ずしも王朝貴族ではなくなり、この地盤の上に國家の統制を受けざる貿易が可能になつてきた。斯やうにして早くも寛徳二年（一〇四五年）には肥前國の住人清原守武等が渡唐の罪によつて罰せられ、貿易貨物を官沒されてゐるが、鎌倉初期になると我國人の大陸に渡航するものは漸く多くなつた。「宗肩の氏國の家の子・許斐忠太妙典入道は入宋七度・渡天二度、海雲記といふ舟路自由の書を著」はしたと云はれ、爾來、宋末に至るまで、日本船の支那沿岸に現はれたものは「宋史」によるだけでも紀元一一七六年、一一八三年、一一九三年、一二〇〇年、一二二二年等、數度に上つてゐると云はれる。<sup>2)</sup> 北條時宗は商人を宋に遣はして銅錢を求め、また寶治年間には連年の飢饉によつて米穀の海外輸出が禁ぜられ、建長六年には入宋貿易船は五隻以内として他を破却すべき命令が發せられた。<sup>3)</sup> 二回に亘る蒙古の襲來は我が商船の大陸への進出を阻止したかのやうに見えるが、事實は反對で、文永十一年と弘安四年の間にさへ建治三年及び弘安二年の二回に亘つて日本商船の入元した證據があると云はれてゐる。<sup>4)</sup> 僧一寧が我國に渡來したのも我が商船の歸航に便乗したのであつたと云はれる。<sup>5)</sup>

この間對朝鮮貿易も行はれてゐたものと推定されるが、この方面では既に早くから我が國人の海賊行爲が發展した。嘉祿二年には松浦黨と號する鎮西の凶黨が數十艘の兵船に乗じて彼國に渡り、民家を滅亡し、資材を掠めたと云ふ記事が明月記に見えてゐる。蒙古襲來による彼我國交の斷絶、我が國內における御家人の窮乏化はかゝる海賊行爲の發展を益々促進し、下つて南北朝時代に入ると朝鮮半島の南部は全くその跳梁にまかせられ、彼の國庫にある租米と人間の掠奪がその主要な目標となつたと云はれ、時には南支に及ぶことさへあつた。<sup>6)</sup>

室町時代の對支那貿易 既に鎌倉幕府の政策に上記の如き私貿易を統制しようとする方向が看取されるが、それは間もなく二回に亘る蒙古の襲來、鎌倉時代末期の幕政弛緩により遂に實現を見ずに終つた。然るに室町幕府の一應の確立は早くもかゝる政策の方向に發展した。足利尊氏は天龍寺造營の資を得るため支那に貿易船を送つた。所謂天龍寺船これである。尤もこれもまた既に正中年間に鎌倉幕府により建長寺造營の資を得るために商船の派遣せられた例もあり、必ずしもこの時をもつて最初とすべきものではなかつた。而して尊氏の送つた天龍寺船は至本なる人間がそれを請負ひ、歸朝の曉には利益の有無に拘らず五千貫文を上納すべき約束をしたと云はれてゐる。<sup>7)</sup> 天龍寺船の派遣は三代義満になると幕府財政のために行はれるに至つた。折から大陸においては元が滅んで明の時代になり、明の政府は一方においては漸く盛んになつてきた日本海賊の跳梁を制壓するために室町幕府に依頼する必要がある、他方においては元に代つて起つた明の威力を内外に示すため我國の如きをも朝貢國の一つに加へる必要がある、我が貿易船は大いに歓迎された。さらに明の一統によつて支那沿岸における私貿易は嚴禁され、公然たる貿易は必ず彼の國家の公認のものでなければならず、然も彼の國家の公認を得るためには幕府の統制する貿易でなければならぬやうな事情もあり、此處に私貿易時代から室町幕府の組織する國營貿易時代への移行が起つた。

周知のやうにこの天龍寺船の貿易は朝貢の形式をとつた。併し既に王朝時代の國營貿易とは著しく性質の異なるものであつたことを看過すべきではない。王朝時代の國營貿易は王朝貴族の奢侈的需要を満すために王朝貴族自身によつて派遣されたものであり、それ以上の何物でもなかつた。然るに室町時代の國營貿易は既に一應民間に發達してゐた私貿易を幕府が統制し、その利益の配當を得んとしたものであつて、共に我が國內の商業資本の未發達を表明する



とは云へ、前者にあつてそれは絶対的であり、後者にあつてはそれは相對的なるものである。既に應永八年（一四〇一年）における遣使は九州の富商肥富某なるもの勸告に基き、僧祖阿を正使に、肥富を副使として行はれた。天龍寺船は單に諸侯・寺社の貿易品を積載したのみでなく、商人とその貨物をも託送し、荷物は一駄につき十二貫文、人間は一人について二十貫文の船賃を徴収した。但し荷物十駄の荷主は二十貫の船賃を要しないのみでなく、別に無賃で隨員一人を乗せることを得、二十駄の荷主は二人の隨員を伴ひ得たと云はれる。<sup>9)</sup> また享徳三年（一四五四年）における和泉丸なる船には客人衆なるものが乗込み、そこには商人と思はれる多くの人名がある。<sup>10)</sup> その他土倉等を貿易の出資者としたことを示す資料もあり、堺その他の商人が諸侯・寺社より天龍寺船の差立てを請負つたことを示す資料もある。

併し貿易には將軍・諸侯・寺社自身も參加した。例へば一四六八年差立ての貿易船は足利氏よりの朝貢品として、鎧・太刀・長刀・鎧・屏風・硯箱・扇箱・書籍・旗・幕・馬腦・硫磺・馬等價格六百九十四貫九百八十文のものを主に贈り、彼より白金・粧花絨綿・四季寶相花藍・細花緑・細花紅・紵絲・羅・紗・彩絹等を得てゐるがこの贈答が少くとも我が側において貿易的性質を持つてゐたことは明らかである。然もそののみならず、「古御所之御時、御商物色々事」として太刀八百五十張、扇二千二百本、銚子堤百具・延金百兩・蘇方木二千斤、赤銅・砥石・刺刀砥・等價格四百五十七貫三百文（内五十七貫三百文雜費）を積載してゐる。

當時一般に貿易船が如何なる品物を輸出したかと云へば、例へば享徳二年（一四五三年）における十艘の朝貢船は油黄三十九萬七千五百斤・銅十五萬四千五百斤・黄十萬六千斤・太刀九千五百振・長刀四百七十七振・ヤリ五十一・扇千二百

五十本・蒔繪物大小六百三十四色、等であつた。<sup>11)</sup> 即ちこれによつて知られることは既に貿易は平安時代におけると異り太刀・長刀・蒔繪物・扇子の如き、また硫黄・銅の如き「奴隸所有者や封建領主や國家などの享樂材」のみでなく、兩國の地理的環境や習俗の相異に基く特産品に及び、量的にはそれが壓倒的地位を占め出してゐた。併しなほ「生産が流通を捉へ」たのではなく、流通は生産から獨立して發展してゐたと云へる。ここに商人資本の發生及び發展の條件があたへられ、それは「生産物を價值通りに販賣することが經濟的組織の上からなほ從屬的の重要性を有してゐるに過ぎない各社會間の媒介者として作用した結果」、「機勝及び欺瞞として」莫大な利潤を得た。<sup>12)</sup> 例へば寶徳三年（一四五年）の貿易船は我より二千貫文乃至二千五百貫文の貨物を積出し、その代價として三萬文を得、その利十一倍に達してゐたと云はれる。<sup>13)</sup> 尤もこの利潤は永久には續かなかつた。「生産物の交換される分量比例は最初は全く偶然的のものである」が、交換が繼續的に行はれば、その「偶然性は益々廢除され、……商人は彼れの運動そのものによつて商品の等價性を確立する」からである。<sup>14)</sup> そこで、我國より彼に輸出された太刀の如き最初は十貫文に賣れたのが、次には五貫文、更に二貫文、應仁年間には五百文、乃至三百文に下落した。<sup>15)</sup>

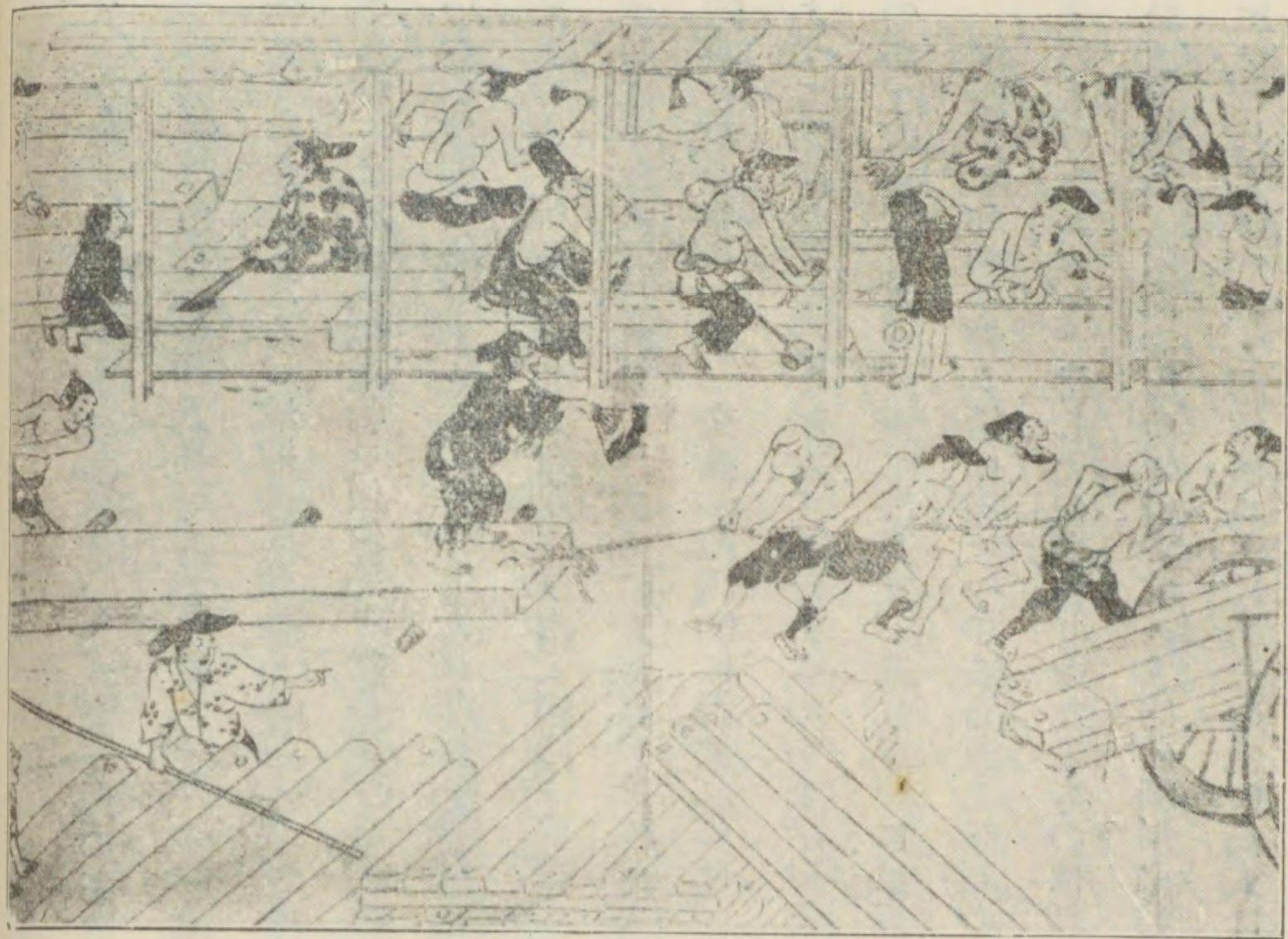
囚みにこれらの貿易船は各々一千石乃至二千石の大いさで、時には六七百石の大いさのものもあり二千數百石に達するものもあつた。併しそのあまり大なるものは却て航海上の不便が多く、歡迎されなかつた。一回に派遣される隻數は數隻で、天龍寺その他の寺社・大内・細川・大友・島津等の諸侯・將軍等が各々そのうちの一二隻を配當され、<sup>16)</sup> 時にはこれらの寺社・諸侯はさらに堺その他の商人にその派遣を請負はせた。例へば一四九九年貿易船の一つが内裏船と稱して朝廷の手に歸するや朝廷はこれを堺の商人に四千貫文で請負はせ、後者は歸朝後本金の四千貫文と利益の四



千貫文とを合せて八千貫文を納めた。10) また日支兩國間の條約によれば我より渡航する船は明の政府の渡した勘合符

なるものを用ひて海賊に非ざることを立證し、大體十年に一貢の定めであつた。併し實際ははるかに頻繁に派遣が行はれたやうである。

**對朝鮮貿易** 朝鮮との貿易は對支那貿易よりもヨリ私的な性質を帯び、西國・九州の諸侯の統制下に行はれてゐた。然るにこれは半ば海賊的性質を帯び、それと區別し難く、ために朝鮮の政府は甚だ困窮して例へば富山浦(釜山)及び乃而浦(齊浦)の二港に限つて我が船舶の停泊を許可すると云ふやうな手段をとつた。やがて朝鮮政府は倭寇の根據地と目せられる對馬を伐つたが、それは失敗に歸し、次いで兩者の間に和議が成り、上記二浦のほかに鹽浦が加へられ、對馬島内から出發する我が船舶は必ず對馬の宗氏の書契をたづさへることになつた。その後嘉吉二年(一四四三年)に彼我の間に條約が結ばれ、宗氏の派遣する船を年に五十隻とし、已むを得ざる場合に限り、特送船として



34. 室町時代の勞働形態(石山寺縁起より)

例外を認めることとした。當時我が國人の南朝鮮にあるものは極めて多く、既に應永十七年に二千人に達したと云はれ、文正元年(一四六六年)にも齊浦に千二百人、富山浦に三百三十人、鹽浦に百二十人の日本人が居つたと云はれるが、これが、永正七年(一五〇〇年)暴動を起し、この事件のために宋氏の派遣隻数は二十五隻に減ぜられ、その後永祿八年(一五六五年)に漸く三十隻に増加された。

このほか、室町時代を通じ對南洋貿易も漸次發展しつつあり、天文十年(一五四一年)にはポルトガル船の來航があり、次いでスペインその他の船舶も我國を訪れるやうになつた。

**倭寇** 所謂倭寇は内地にあつては西南地方の小土豪であつた。11) 彼等は既に平安中期から小海軍を擁して半海賊の生活を営み、「海賊」の名のもとに海戦にも参加してゐたが、遂にその活動範圍を朝鮮沿岸に移し、次いで南支那方面にまで擴げるに至つた。彼らは必ずしも海賊にのみ従事したのではなく、彼等にとつて利益があり、それが可能であるところでは小規模の貿易などにも従事したのであらうと考へられる。朝鮮及び支那の政府は倭寇の跳梁に甚だ苦しむ、屢々室町幕府にその取締りを要求し、彼が我國からの天龍寺船の派遣を許可し、歓迎したのも一部には倭寇取締りの代償たる意味もあつたと推定されてゐる。幕府は支那の要求を容れてその取締りに當り、違反者を捕へて彼の政府に引渡したやうなこともあつたがその充分な効果はなく、室町時代のほぼ全體に亘つてそれが續いた。倭寇に従事すると同じ海賊が天龍寺船による貿易の利益の配當を受けて天龍寺船のために沿岸警備に當つたやうなこともあり、また天龍寺船による貿易において日支の間に紛議が生ずるや日本の朝貢使は「日本若し朝貢を絶ちて後、他日海賊風を聞きて集まらば其罪誰か之に當らん」などと脅迫してゐる事實もあるが、倭寇と天龍寺船による貿易業者とが



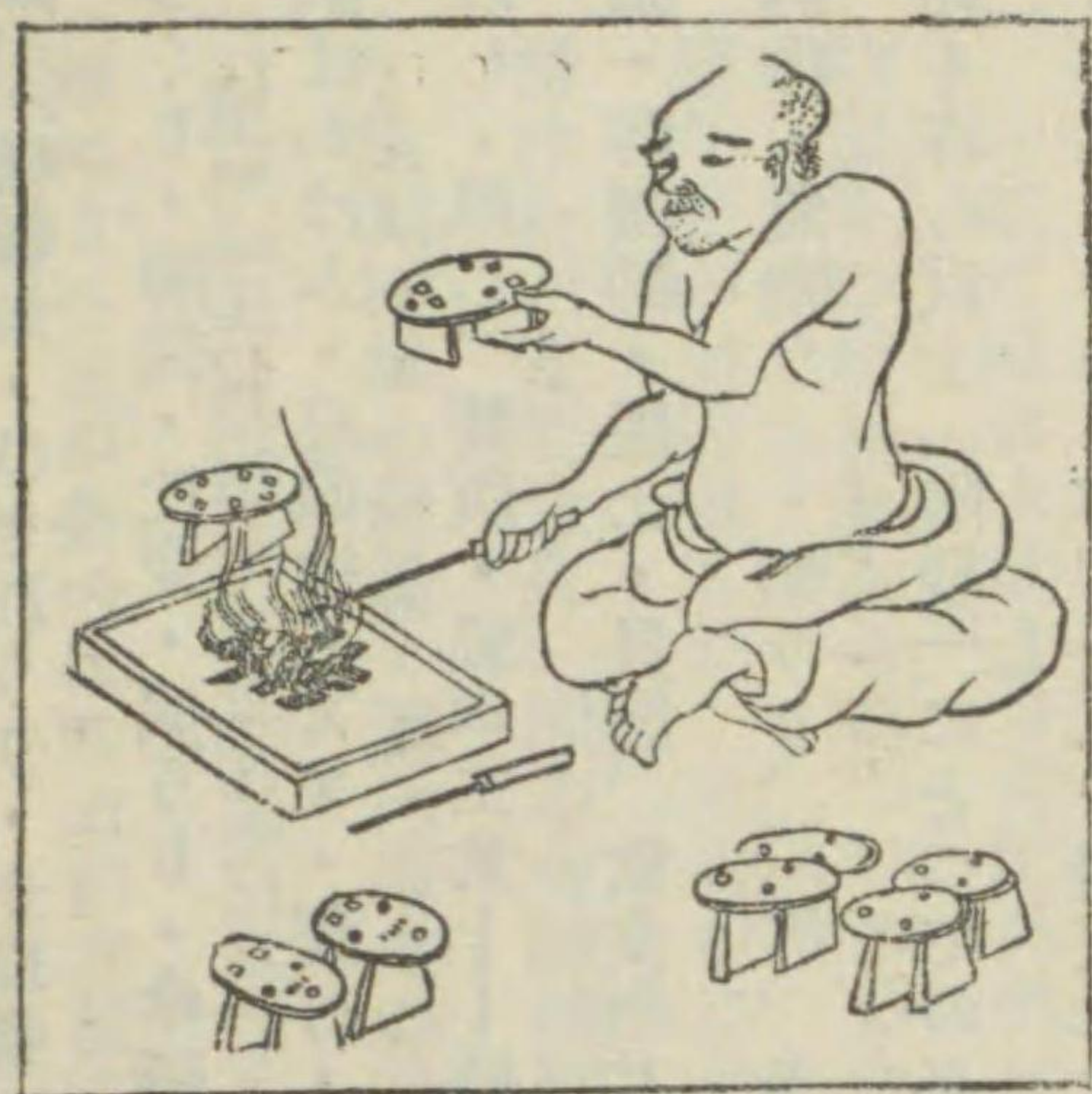
必ずしも同一のものでないのは勿論で、前者は小規模の土豪及び商人であり、後者は諸侯及び豪商であつた。かくて倭寇取締りは日本國內の問題としては後者の利益のために前者を壓迫すると云ふ意味がないわけではなかつたのである。倭寇は大體において室町時代の全體に亘つて斷續的に續いてゐるが、後には支那海賊と聯合して活動し、或ひは往々支那人のみで倭寇と稱して自國を荒したるものもあり、必ずしも史上あらはれるその全部が日本人であるわけではなかつたと考へられる。17)

## 第二節 國內商業及び都市の發生

國內商業の發展 王朝的な社會體制の崩壊は國內商業の發展に資した。支配階級が京都の一都市に集つてゐる間は、この支配階級の奢侈的その他の需要を充すべき諸國の特産物は必ずしも商業に依らずとも貢納の形態で流込んできた。然るに平安末期以後地方土豪の擡頭があり、彼らもまた經濟的に餘裕を生じて奢侈品を要求するやうになると、この需要の一部を充すべき諸國の特産物は必然的に商人を媒介として入手されねばならなかつた。何故なら、る地方土豪の特産物に對する要求は全國的であるが、その政治的支配權は極く限られた一小地域に過ぎず、それを賣物として入手する方法はなかつたからである。かくて鎌倉以降商品流通は益々發展し、全国各地の間に特産物の交換が行はれ、正平年間の著作たる庭訓往來は諸國の特産物として加賀の絹・丹後の精好・美濃の上品(絹)・尾張の八丈(絹)・信濃の布・常陸の紬・上野の綿・上總の鞆・武藏の鎧・佐渡の沓・伊勢の切付・伊豫の簾・讃岐の圓座と撞紙・

播磨の相原・備前の刀劍・出雲の鉄・甲斐の馬・長門の牛・奥州の金・備中の鐵・越後の鹽引・隱岐の鮑・周防の鮪・淀の鯉・近江の鮒・土佐の材木・安藝の樽・能登の釜・河内の鍋・備後の酒・和泉の酢・若狭の椎・太宰府の栗・宇賀の昆布・松浦の鰯・蝦夷の鮭・奥染・筑紫の穀等を擧げてゐる。1) 國內商業發展の一徵標である貨幣流通も鎌倉以後益々盛んで例へば貢租の如きも米を主とするのは勿論であつたけれども、分錢・段錢・棟別錢等の形で漸次錢納形態が附加されて來、後醍醐天皇の時には鑄錢のみならず紙幣の發行さへ行はれたと云はれる。

手工業の發達 この時代にも一般農民の間では農業と手工業との結合が基本的であつた。併し諸國に市場の發達などもあり、その市場に農民の出向いた形跡もあつて、多少ながら兩者の分離の傾向もあつたものと考へられる。併し手工業の獨立的存在を生ぜしめた最大の要因は武士「階級」の發生及び發展であり、彼らもまた己れの經濟の基本的部



35. 室町時代の職人 足駄造りの圖、職人盡歌合より(平凡社版世界歴史大系、日本史第二篇より)

分を所領の農民の年貢・賦役で支辨してゐたが、武器・武具・奢侈品等はそれでは間に合はず、その需要を充すために漸次手工業の獨立的發展を促すに至つた。室町時代の「職人歌合」によれば、職業の種類として「土木建築——番匠・壁塗・大鋸引・石切・檜皮茸・金屬工業——鍛冶・鑄物師(鍋賣)・刀磨(研)・針磨・銅細工・鏡磨・銀磨工・薄打・玉磨、化學工業——紺搔・しろいものうり・紅粉解、武具工業——鞍細工・鎧細工・鞘卷切・矢細工・籠細工・弓作・弦賣、實業——深草(土器作)・火鉢賣・瓦燒、木・竹・革其他細工——指物師・數



珠引(轆轤師・ひきれうり・念珠挽)・御簾編(翠簾屋)・筆生(筆結)・結桶師・箕づくり・車作・蓑目くり・あしだ  
つくり・櫛挽・枕賣・扇うり・傘張・烏帽子折・冠師・鞠括・杵造・さうりつくり・はきうり・笠縫・さいすり・  
かはかはふ・皮籠造・××・蕙打・疊差・葛籠造、織物工業——綾織・機織・おびうり・白布賣・直垂うり・ぬひも  
のし・組し、製版・製本工業——經師・摺師、紙工業——紙漉・唐紙師・疊紙うり、美術工業——佛師・塗師・繪  
師・蒔繪師・硯士・貝磨、飲食物其他——はうちやうし・酢造・心太うり・鹽うり・麴うり・豆うり・そうめんうり・  
酒作・薰物うり・藥うり、<sup>2)</sup>等、多方面のものがあげられてゐるが、それらを一見して氣付くことは、武器・武具の  
如く専ら武士「階級」にとつての必要品、またその衣服調度品が主要部分を占め、時に農民によつても用ひられるや  
うな品目もあるが、それも農民によつても用ひられると云ふだけで、矢張りその主要顧客は武士「階級」及びそれを  
圍繞する諸層であつたと考へられ、専ら農民のみの需要を充すやうな品目は殆ど全くない。而してこれらの手工業者  
には上記の列記においても知られるやうに刀磨・壁塗・石切・等の如く労働を賣るもの、弦賣・火鉢賣・扇うり・直  
垂うりの如く製品を賣るものいづれもあり、労働形態は多く個人的な手工業であり、マニファクチュアの形態は勿  
論、問屋制家内工業の形態さへ殆んど發見できないやうである。然も上記の如き手工業者中農村にあるものには農業  
をも生活の手段とし、その餘暇に手工業を營むと云ふやうなものさへ少なくなかつたと考へられる。

室町時代の手工業において特に記さなければならぬのは「座」である。座は必ずしも手工業者のみでなく商人もそ  
れを結んだ團體であつたけれども、有力なる寺社・公家・封建領主の保護を受け、それらに一定の貢物を納れること  
により、他の封建領主の誅求を免れ、特にこの時代に甚しかつた諸國の關所の自由通行權などを得た。また一定地域

において、一定種類の商品の專賣權を得て自由競争による利益の減退を防止した。座の手工業方面におけるものは中  
世ヨーロッパのツunftに、商業方面におけるものはギルドに比照することができる。

問丸・爲替 鎌倉末期から室町初期へかけての國內商業の發展は問屋・爲替等の如き流通上の機關を生んだ。既に  
庭訓往來には「湊々替錢、浦々問丸、以ニ割符ニ進ニ上之」とある。商品流通と國內交通の發展によつて諸國に港灣・  
宿驛ができ、旅人を宿泊させ、貨物の保管のための倉庫ができたが、やがてこれらの宿屋・倉庫のあるものは荷主の  
依頼に應じて貨物の運送及び販賣にも當るやうになり、これを問丸・問屋などと云つたのである。この問屋などで  
「かはし」(爲替)のことも行はれ、遠隔地への金銭貨物の輸送に利用され、錢をもつてするを替錢、米をもつてする  
を替米、爲替手形を割符、<sup>サイフ</sup>切符などと云つた。

一般に鎌倉末期より室町時代にかけて金融業務が發達し、既に鎌倉中期以後御家人が所領を抵當に入れて借金し、  
結局その所領をも失ひつゝあつたことについて述べたが、その他に動産質の例もあり、室町時代に入ると土倉・兩替  
屋などの發達著しく、土倉中には酒屋によつて兼業せられるものもあり、これらは一般庶民より質物をとつて金を貸  
付けた。また庶民の間の金融機關としての頼母子などもこの時代に發達した。

定期市場の發達 國內商業の發達は既に奈良時代より發生してゐた定期市場を一層發達させた。既に鎌倉時代に  
「紀伊神野眞國庄・筑前粥田庄・尾張海東庄・備前野田庄・越前坪江庄・丹波大山庄等の庄園はもとより、奥羽の僻  
地にさへ市のあつたことが文獻の上から證明される」と云はれるが、下つて應仁・文明の頃には「美濃の大矢田  
市・山城宇治郷の市・備前吉備津彦神社附近の市の如く、交易の盛な所は、……月に六回、五日毎に開かれる週市



類似の六齊市となり、天正の頃には越中西照寺市、同篠河市の如く月九回の市さへ立てられるやうになつた、<sup>カ</sup>と云はれ、同じく室町後期に周防山口では毎日市をたてて大いに繁昌し、武藏の江戸でも同様であつたと云ふ。<sup>カ</sup>そのほかこの時代の末期にかけて一々列記する繁に堪えない程全国各地に定期市場が發生した。封建領主は大體において定期市場を保護した。それはそこから租税を徴收することができ、また遠國の商人を集めることによつて領内に物資と貨幣を集めることができたからである。往々後者の利益を追求するに急なあまり、「樂市」と稱して店舗の敷地その他に對する租税・商品税等の一切を免除し、市場内における紛争は「町人捌」として自治を許した場合もある。

定期市場は發展して常設の店舗による商店を生み、さらにそれらを中心として人家が密集する時都市を生んだ。

**國內商業の發展を阻止する諸事情** 以上のやうに封建領主は商業の發展にある程度に助力し、それを自己の勢力の増大に利用することを決して忘れなかつたが、同時にその利益を全面的に代表することはできなかつた。かくて市場に對して重税を課し、商人の財産や營業を充分に保護せず、屢々國內商業の發展を阻止するやうな政策をとつた。

特に封建領主の割據的傾向は統一的な貨幣を鑄造することを不可能にし平安末期以後我が國內に流通した貨幣は支那から輸入されたものを用ひ、然もその種類は極めて多く、そのなかには品質の不良なものもあり、流通中に缺錢・磨錢・硬錢となつたものもあつて一般の間に非常な不便を起した。従つて取引の際良錢のみを選びだすことが行はれ、これを撰錢と云つた。また金銀の如きも戰國時代に入るまで貨幣に鑄造されることなく秤量貨幣として用ひられた。さらに商業の發展にとつての一層の不便は諸國に關所が設けられ、關稅が徴收されたことである。一例をあげると、淀川沿岸において凡べて三百八十ヶ所、桑名より日永まで三里の間に六十ヶ所、宇治橋より美濃までの間に二十

八ヶ所等の關所があり、通行税を徴し、この最後の場合には僅か楳二荷と二人の使者に對して合計一貫四百九十六文（米二石半を買ひ得る金額）の通關料が必要であつたと云はれる。

**都市の發生** 「アジア的封建制」の時代には貴族階級の集團的居住地たる京都の如き都市以外に殆んど都市らしいものはなかつた。これは鎌倉時代に入つても同様で、室町時代に至つて各地に興隆する都市のうちそのあるものは既にこの時代に漸次形成されつゝあつたと推定されるが、然もなほ鎌倉の如き人家が楯比し、商業區域なども設けられ、永仁の大地震では死者二萬三千餘人に達したとさへ云はれるにも拘らず、また都市としての鎌倉を出現せしめた事情は奈良や京都を出現せしめた事情と必ずしも同じではなかつたとは云へ、それが一國の首都としてわづかに都市の外觀を具へ得たと云ふところに近世における都市出現の事情と異なるものを感じしめる。

併し九州の博多は鎌倉末期にこの地に鎮西探題が置かれたことがその都市としての發展を一層助長したと云はれ、この意味では、それは京都・鎌倉などと同意義の事情のもとに發生した都市であつたが、古來太宰府をひかへた西邊の要港として發達し、室町初期へかけての我が對外貿易の隆盛に伴つて遂に決定的に都市としての第一歩を踏出すと云ふ事情は大いに注目すべきものである。近江の大江は琵琶湖上の要地にあり、東海・北陸諸國の物資の京都に入る門戸として發達し、既に治承四年（一一八〇年）、在家二千八百五十三（宇）と云はれ、備後尾ノ道は瀬戸内海の要地にあり、元應元年（一三一九年）の火災は一千餘軒を燬失せしめる程の隆盛に達したと云はれ、堺もまた港市として發展し、應永の頃（十四五世紀の交）、戸數一萬戸であつたと云はれる。都市はあらゆる事情から人家の四集するところに生じ得る。それは必ずしも手工業的中心として、商品集散地として發生する必要はないが、併し實際に我國におい



て全国各地に小都市が散在するやうになるのは國內商業の發展と、ある程度の手工業の獨立的發生を俟たねばならなかつた。國內商業の發展はまづ港灣としての都市を發達せしめた。當時陸上交通も行はれ、そこにおいて海上の港灣に當るものは宿驛であつた。かくてこの宿驛からも都市の發生を見た。

地方各地の定期市場は周圍に人家を集め、やがてそれが常設の商店街となる場合もあり、都市にまで發展する可能性を多分に藏してゐた。定期市場は多く神社や寺院の門前に開かれ、然もこの神社や寺院の門前には參詣者目あての宿屋や茶屋が集まり、漸次都市の外觀を具へつつあつた場合があるが、そこに定期市場の開かれるに及んでそれが都市にまで發展することが決定的になつたものが少くない。例へば宇治山田市は斯やうにして發展した。その際、斯やうなところに四集した商人・手工業者が神域居住者として封建領主の誅求より免れ得ると云ふ事情もまたその發展にあづかつて力があつたのである。

國內商業の發展、獨立した手工業の發生などのために地方都市が、あるひは港灣都市としてまた宿驛都市として、あるひは市場都市として、あるひは門前都市として發生してくる時、舊都市たる京都・奈良なども新たな都市として甦生しつつあつた。奈良はその諸神社への參詣者を集めて漸次隆盛に赴いたが、後に興福寺の門前市などの開設を見るに及んで一層それは顯著になつたと云はれる。

だが斯やうにして「純」經濟的事情から生誕しつつあつた都市は戰國時代に入ると他の事情をも與へられ、此處に飛躍的發展を遂げるに至つた。既に室町時代初期から一國一郡、時には數ヶ國を領有する封建領主が發生しつつあつたが、これは戰國時代に入ると中央政權から全く獨立し、各々その領内の最高支配者としてたちあらはれた。彼らは

領内の樞要な地に城廓を築いてそれに據つたが、この「樞要な地」の多くは既に上述の如き理由によつて都市として形成され、あるひは形成されつつあるものであつた。場合により全然無人の地に城廓が設けられる場合にも、近隣の都市や定期市場を強制的に移してきて城下に置いた。後述するやうに戰國時代になると諸侯は不斷の戰爭に備へるため家臣を土地より引離して城下に置いたが、そのためにこの家臣團の消費を目あてに手工業者や商人が集つた。領主はまた商人に種々の特典をあたへてそれを吸収することに努め、かやうにして城下町と云はれるものが形成された。戰國時代における城下町の一つ小田原については「東は一色より板橋に至るまで其間一里ほどに棚をはり、賣買數を盡くしけり、山海の珍物、琴、碁、書畫細工にいたるまで不盡と云ふ事なし、異國唐物未だ目に見ず、まして聞も不及、器物を幾等となく積置たり、交易賣買の利潤は四條五條の辻にも過ぎたり、」(小田原記)と記され、<sup>9)</sup> 鑄物師・石切・紺屋・疊刺等の手工業者も住んでゐたことが知られてゐる。<sup>9)</sup>

この時代の都市は往々周圍に堀などを圍らして外部と區劃されてゐたが、その内部は必ずしも人家のみで埋つてゐるのでなく、時には耕地などさへあつたと云はれる。武士の屋敷・商店街・職人の居住地などは各々區劃されて別の場所にあり、稍々大きな都市ではこの商店街や職人居住地が、また、その專業の別などに従つて小區劃されてゐた。

「自由都市」 多くの都市は港灣都市として、あるひは市場都市として封建領主から獨立に發生したにも拘らず後には封建領主の城下町になつた。そのみでなく封建領主が城下町をつくつた際、多くの村落は始めて都市にまで發展し得た。併し都市のうちには封建領主から獨立に發生し、その保護と干渉なしに發展し、西ヨーロッパの「自由都市」の如き體裁を持つものさへ生じた。尤も我が「自由都市」はドイツの自由都市のやうに生彩あるものではなかつ